

参議院電気通信委員会會議録第三十七号

昭和二十七年六月十一日(水曜日)午後一時十分開会

出席者は左の通り。

- 委員長 鈴木 恭一君
理事 山田 節男君
委員 大島 定吉君
新谷寅三郎君
小笠原二三男君
稻垣平太郎君
水橋 藤作君

政府委員

- 電気通信省 山下知二郎君
電気通信監 大泉 周蔵君
官房審議室長 山岸 重孝君
官房人事部長 田邊 正君
電気通信省 業務局長 花岡 薫君
電気通信省 局長 中尾 徹夫君
電気通信省 施設局長 横田 信夫君
電気通信省 經理局長 横田 信夫君

事務局側

- 常任委員 後藤 隆吉君
常任委員 柏原 榮一君
常任委員 會専門員 勉君
事務局側 事務次官 勉君

参考人

- 一橋大学学長 中山伊知郎君

国際電気通信株式會社 清算人代表 萩原 憲三君

本日の會議に付した事件

- 日本電信電話公社法案(内閣提出、衆議院送付)
○日本電信電話公社法施行法案(内閣提出、衆議院送付)
○國際電信電話株式會社法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(鈴木恭一君) 只今より委員會を開会いたします。

議事に入りまます前にお諮りいたしますが、昨日大蔵委員において日本電信電話公社法案及び同施行法案について當委員會と連合委員會を開くことを決定いたしました。當委員會に申入れがあつたのでありますが、この点如何いたしませうか、お諮りいたします。

○山田節男君 それはですね、こうしてもうこつちの大體二十日までの会期としての日程きまつてゐるわけですね。

○委員長(鈴木恭一君) そうでございます。○山田節男君 日程が支障なく進捗するといふスケジュールが委員長のはうでござればそれはいいと思ふのですが、大臣の説明ならば、委員外の発言として所管大臣に質問できるのですから、どうですか、私別に反対するわけじゃありませんけれども、まだ公社法にしても逐条審議が済んでいないような現状で、委員長から向うの委員長

に、こつちの審査の過程を説明されて、成るべくこつちの審査が邪魔にならないように、これも中断すると非常に質問がまともなものです。私はできれば委員長が大蔵委員長と話されて、こつちのスケジュールに支障のないようにしてもらつたらどうか、私はこう思ひます。

○委員長(鈴木恭一君) 山田委員の申されましたようなことで大蔵委員長に私から申伝えてよろしくございませう。

「異議なし」と呼ぶ者あり」
○委員長(鈴木恭一君) それではスケジュールはお手許に差上げてあります通り、放送法で相当時間を食ひました關係もございまして、二日ばかりずれて来ておるので、只今委員長のはうでこの審議の進行に差支えがあるかないかというお話でございまして、今のところではどうしても時間的には非常に困難でございまして、その旨をよ大蔵委員長と話し合ひをいたします。若しその場合、できませうならば委員外質問といふような形で當委員會へ来て質問されることは差支えないでございませう。

「異議なし」と呼ぶ者あり」
○委員長(鈴木恭一君) さよう取計らいます。なお御報告申し上げますが、昨日内閣から有線電信通信法案及び公衆電信通信法案いづれも予備審査でございまして、當委員會に付託されましたので御報告いたします。

○小笠原二三男君 その付託された予備審査の法案ですが、念のために伺ひますが、これは内閣提出はいつでしたか。

○委員長(鈴木恭一君) 昨日でございませう。

○小笠原二三男君 そうするとこの法案は国会が再延期になつてからの法案でございませう。

○委員長(鈴木恭一君) さようでございませう。再延長になつてからこれは付託されたと思つております。

○山田節男君 だから二十日までの会期であれば、このなには審査の必要なしといふことになるでしょう。

○小笠原二三男君 筋では、我々はこれまで審査することを何というか、道義的にも強制される何らの筋合ひはないと思ひます。だから政府のはうでどういう意図を以てお願いして来るか、それによつての話だと思ひます。

○委員長(鈴木恭一君) これより本日の議事に入りますが、本日の議題は日本電信電話公社法案、日本電信電話公社法施行法案、國際電信電話株式會社法案でございませう。

なお本日参考人として一橋大学学長の中山伊知郎君と國際電気通信株式會社清算人代表の萩原憲三君、お二人にお願いいたしておるのであります。○中山伊知郎君はまだお見えになりませんが、先ず萩原憲三君から御意見を伺ひたいと思ひます。

信電話公社法案、日本電信電話公社法施行法案並びに國際電信電話株式會社法案を提出いたしまして、私も審議いたしておるのであります。が、國際電信電話株式會社法案は対外通信を行うものでありまして、現在電気通信省が國營でやつておるのでございませう。その施設運営を會社にしようとするのでございませうが、その施設につきましては、昭和二十二年三月の二十五日にGHQのメモランダムによりまして國際電気通信株式會社から政府のはうに移譲されたものでございませう。その点につきまして私どものほうに清算人のかたからいろいろ陳情等もあるものでございませう。その陳情のいきさつ、その他につきましても、又現在國際電気通信株式會社の株主等の意見等もありまうのでありますので、私もこれを審議いたします参考にといたしたいとお願ひいたしますのでございませう。お忙しいところをわざわざおいで頂きまして誠に有難うございまして。只今私が申述べたような意味において参考人よりお話を承ることができれば幸いと存じます。甚だ時間を制限して相済みませんが、二十分程度で終りたいと思ひますのであらかじめお願いいたしておきます。

○参考人(萩原憲三君) 私は國際電気通信株式會社の代表取締役から引続き清算人でございまして、又同社の第二會社でございまして電気興業株式會社の社長でございまして萩原憲三というものでございませう。今回政府におかれまし

て日本電信電話公社及び国際電信電話株式会社を設立せられるに当りまして、これと利害関係のある国際電気通信株式会社の清算をお呼び出し下さりまして、意見を述べた機会をお与え下さりまして、誠に光栄と存する次第でございます。

さて私はここで賢明なる委員各位の国際電気通信株式会社に關する御質問に對しましてそれ／＼回答ができればと確信するものでございまして、これを裏付ける意味におきまして、当会社の設立から解体に至つた経緯並びに現状につきましてこれを明らかにしておく必要があると思ひますので、簡単にこれを説明させていただきますと共に、清算人の責任におきまして若干希望を申述べたいと存する次第でございます。

国際電気通信株式会社は、元日本無線電信株式会社と稱しまして大正十四年十月日本無線電信株式会社法により設立せられ、その主要なる目的は、国際電報の取扱のために電気通信の設備及びその附屬設備をなし、これを政府の用に供することとございまして、資本金は二千万円、そのうち政府が警備無線局の施設一切及び対欧無線局建設敷地等、価格合計二百三十万円を現物出資とし、その余は民間資本としたのであります。その後昭和十三年五月国際電話株式会社を合併いたしましたのであります。その後昭和十三年五月、資本金二千五百万円となり、国際電気通信株式会社と改稱し、昭和十五年七月政府の内地及び朝鮮の有線施設の現物出資に伴う民間の現金出資により資本金を八千万円に増加、更に昭和十八年六月政府の台湾有線施設の

現物出資に伴う民間現金出資により、資本金を八千五百八十万円に増加したのでございまして、内地はもとより朝鮮、台湾、南洋群島及び戦時中は占領全地域に亘り通信施設を有し、設備も異常なる発達を遂げまして、当初政府の出資したる設備は全部改められており、新しい種々な設備を有してつたのでございまして、昭和二十二年三月二十五日連合軍最高司令部の覚書によりまして、不法に安い価格で政府に移管を命ぜられ、その結果解体するに至り、目下清算中でございます。而して右政府に移管を命ぜられた以外の財産のうち、依佐美長波無線施設はアメリカ海軍の使用に供せしめられましたので、清算行為も自然延引を余儀なくせられます關係上、整備計画の変更の認可を受けまして、この施設とその他の財産、まあ主としていたしまして現在会社の本社にしております大井元芝町所在の倉庫四棟、多摩送信所等でございますが、それと現金を出資いたしましたので、電波施設の設計、建設、改修工事の請負を主たる目的といたしまして電気興業株式会社を資本金五千万円にて昭和二十五年六月一日設立いたしましたので、旧会社に対してはこの会社の株式と若干の現金を合せまして払込額を清算財産の一部として分配いたしました次第でございますが、まだ清算終了に至らないのは主としていたしまして海外財産の処理につき不明の点があるためでありまして、このほかには分配すべき財産は皆無の状態でございます。

なおここで国際電気通信株式会社株主の申入れと関連いたしますので、会社解体の経緯につきまして少しく詳しく申添えておきたいと存じます。

昭和二十二年二月十九日、連合軍最高司令部より政府に對する覚書に「国際電気通信株式会社が如何なる資本財産の売却移転或いは他の処分をなすことを禁止するため直ちに手段を講ずるよう」とあり、これに基づきまして、政府は当会社に対し「この指令を厳守履行するよう」との通牒を交付、又持株会社整理委員会では、三月六日連合軍司令部關係係官の臨席の下に委員總會を開き「国際電気通信株式会社は傘下子会社を持つ独占企業体であるからこの際新しい観点より公共の目的に最も有効に添ひ得る形に改変する必要を認めた。そのため設備資材の適正なる評価及び保有有価証券の処分並びに解体については、持株会社整理委員会の指導の下に、これを実施するを適當と認め、持株会社に指定することを委員会の意見として、内閣総理大臣へ具申すること」に決定し、具申の結果、三月十五日附内閣總理大臣より、当会社を特株会社に指定、この旨三月十八日持株会社整理委員会より当会社に通知があり、ここに当会社は、持株会社となつたのであります。併し元來我が社の民間株主は、会社がいわゆる半官半民であり、而も政府により保証されたる会社であるから、国債を買うより安全度が高いと利廻りがよいからとて、財産株として所有された殆んど全に亘る零細なる株主であつて、財閥でも何でもなく、何ら持株会社に指定される理由がないと思はれるのであつて、若しそのような取扱をする必要があるとなれば、大株主である政府は一体どういふことになるのであるか。誠にこじつけた処置と言わなければなら

ないと思ひます。ついで同年三月二十五日連合軍最高司令部より政府に對する「国際電気通信株式会社法及びその附屬法令を廢棄すること、当会社の所有する通信施設の實際的運営を可及的速かに引継ぐこと、これに關係ある通信施設を特株会社整理委員会による鑑定評価の完了後、同委員会より買収すること、評価は企業再建整備法による評価基準によること、但しこのため事業の引継ぎを遅滞してはならない」の覚書に基き、政府は同年五月十九日当会社法及びその附屬法令廢止の政令第五十三号を公布、五月二十五日施行、同日当会社の通信施設は、持株会社整理委員会を経て、實質的に通信省に移管せられたのであります。

かくて当会社は解体されることになつたのであります。右覚書にも示すごとく、解体についての当会社の一切の行為は、持株会社整理委員会の厳重なる監督の下、指示或いは認可によりなされたのであります。当社としては一言半句の發言の余地も与えられなかつたのであります。御承知のように企業再建整備法の評価基準には二つの方法がございまして、これを要約して申し上げますならば、第一は、一般に処分する場合、第二は、第二会社に引継ぐ場合でございます。前者は時価、後者は帳簿価格というものをきめられておりました。第二会社とは、整備計画で資産を出資することを定めた会社即ち旧会社が發起人となり、旧会社の財産を引継いで設立される会社でありますので、旧会社株主即第二会社株主となりますから、たとえ帳簿価格で財産を引渡しても、株主の利益は何ら害されないのであります。然るに持株会社整

理委員会では、当社の財産処分にして評価したものであります。これは明らかに不當で、当社の場合には財産の引渡によつて会社が解散せられ、而も政府と株主との間には何らの關係を持つものではないから、当社といたしましては、かかる評価方法を採用することとは、一個人の甚だしい不利益の下に政府が甚だしい不当利得をすることとなる。会社を解体せられることは止むを得ないが、かかる不条理を是正して頂き、一般評価方法を採用してもらいたいと委員会に申出たのであります。遂に聞入れられなかつたのみならず、遂に清算終了の促進を當時指示し続けられたのであります。

さてこのたび政府が設立せられんとする会社に対し、政府のなされまゝ現物出資は如何なる評価を以て如何なる物を出資されるかは不明であります。恐らくは前述の連合軍の覚書により、政府に移管せしめられた国際電気通信株式会社の、而も殆んど民間資本により建設された無線通信施設中の小山、名崎、八俣、依佐美、これは短波でございます。河内の各送信所及び福岡、小笠、小野の各受信所の土地、建物、工作物、機械器具、什器、関東関西の各無線管理所の工作物、機械其の他であると思はれるのであります。而して右物件は、会社より政府に移管したる際の価格は殆んど帳簿価格で僅々三千六百余万円に過ぎないものであります。これを新聞等の報ずるところによりますと、政府が評価せしめて資本金約二十億圓ぐらゐの旧当社と同様の形態の新会社を設立せんとするやうであります。我が社の財産は、前

述のごとく政府が連合軍の命令により買収したものでありますが、これは、連合軍がこの無線施設を政府に移管して置いたほうが占領政策上得策であつたからであると思ひます。この場合に、その価格が異常に安価であることは、株主の非常なる損害であることは勿論であります。而も右買収が強制力に基くものであるだけに、民間株主としては甚だ不当であると感ずることは必ずしも不条理でないと思ひます。います。いんや、連合軍の占領政策上国民のこうむる損害は、全国民に共通、即ち全国民が平均にこうむる損害であるならば国民として忍ぶべきであります。或る一個人のみが損害をこうむり、これにより却つて政府が利得を生じたとするならば、誠に不条理千萬なる結果となると思ひます。幸い、ここに株主代表より寄せられました民間株主の總意を現わすものとも思われる委任状がありますから御覽を願ひますが、更に株主が如何に切実なる希望を持つてゐるかを株主の書面よりその一、二例を披露させて頂きますが、これなどは株主としては「このお願いは国民の税金から出して頂くのではない。我々株主のものをお預け頂くのである」という意図から述べられてゐることが十分窺えるのでありますから、賢明なる委員諸公の公正なる御判断を得まして、何とぞよろしく旧民間株主にもその持株の割合に應じまして公平に分配下さるようひとえにお願ひする次第でございます。

熱海市田原本町一八六

牛田喜三郎

謹啓 春暖之候に相成申候御社益々御清祥奉賀候

今般は旧国際電気通信株式会社関与の件に付多大の御考慮御配慮被下す株主に対する権利の爲御動き被下事厚く御礼申上候
拙者事国際電気通信株式会社創立当時相当多額のプレミアムを払つて持株以來堅実資産株として大切に今日迄持続致し居候如何に戦争の犠牲とは言へ今日の様に整理別会社として持株せる株価のめじめき実感以外に存じ居候小生も戦争中は子息四名迄兵役に服し戦災の爲二回迄全焼の災にあひ家屋家財は全部焼失致し子息の復員が後れ其爲終戦のインフレーションにも立後れ目下貧困生活に消光致し居候甚だ愚痴の事を申し上げる様ですが是も皆政府に従ひ居たる為かと思ひます時々に残念に存する次第です他の会社の株主は相当の利益を蒙り居候是等を他に見て如何にも残念に存じ居候幸御両名様の御尽力に依り旧権利の復歸が成立致す可様御願申上げると共に御祈り申上げる次第に御座候。

神戸市須磨区千守町二丁目八一

番屋敷

藤田 あみ

拝復 私は無力の一老婦で御座るますが、国際電気通信株式会社の政府へ移管及び第二会社設立について数次、清算人に対して其違法の行爲たると同時に、圧抑の甚だしきと叙述し抗議してきました微々たる小株主として相手にされず涙を呑み忍んできましたのです。公平な有志株主の目にとまりここに之が救済の望に出れました事は私共の喜に耐えないところで御座ります。阪神地方に有志株主の方が判明しますならの話しあ

いを致度と存じます。戦時よりの関係資料を大小となく保存しあります。迷惑ながら株主のため將又国家のため御配慮を祈ります。
こういうふうな説きましますと、実に零細なる株主連中は泣いてゐるわけでございます。どうぞここに今おいでになります鈴木委員長は当時通信次官であります。鈴木委員長は当時通信次官であります。この状態に非常に御同情を頂きまして、その当時としては非常な感謝に堪えない次第であります。更にこの先生がたにおかれまして、どうぞ一つこの声を取上げて頂いて、小株主の涙を拭いてやつて頂いて下さいます。余り涙が漏れますと最後にはこういふことを言つてゐるのもあります。
愛知県碧海郡明治村 深津 隆一
二 連合軍最高司令部並に政府を憤む一人であります。
こういうふうなことを言うようになつてあります。どうぞ一つよろしく御配慮のほどお願い申し上げます。
○委員長(鈴木泰一君) 有難うございました。ちよつとお願いいたしますが、中山伊知郎教授は今日非常に急ぎのようでございますので、萩原参考人の御質疑はあとにいたしまして中山学長にお願いして如何でございますようか。
「異議なし」と呼ぶ者あり
○委員長(鈴木泰一君) ではどうぞ。
○水橋隆作君 まだ時間があるようでしたら簡単にちよつと萩原さんにお伺いし、お願いしたいことがあるのです。簡単です。
○委員長(鈴木泰一君) 甚だ遅れまし

て相済みませんが、中山学長におかれましてはお忙がしいところを当委員会のために参考人としておいでを願ひまして誠に有難うございました。御承知のように政府は今般日本電信電話公社法案或いは日本電信電話公社法施行法案、国際電信電話株式会社法案を提出いたしております。従来国営でやつておりました我が国の電気通信の仕事は国内の部門におきましては公企業を、対外国際電信の部門におきましては株式会社の形でこれを行おうとしてゐるのでございます。従つて行政機構におきまして、その電気通信省は廃止いたしました。監督機構として郵政省が、郵政省に監督機構を持つてこの監督に當るといふことに提案されてゐるのでございます。昨年、承わりますと政府におきましては政令改正諮問委員会を設けまして、行政機構の改革についていろいろ審議されたやに承わつてゐるのでございます。中山学長は当時この委員会の委員をされておられましたので、その諮問委員会の答申が今回提案されました諸法案にいろいろ影響されてゐる点も多いと思つてございまして、その政令諮問委員会の実際の審議の模様、経緯或いはそれに対する学長の御意見等をこの際お承わりして私どもの審議の参考にいたしたいのでございます。そういう意味におきまして御意見を承わることができれば幸いと存じます。お願いいたします。
○参考人(中山伊知郎君) 一橋大学長の中山伊知郎であります。この委員会のはうから連絡を頂きまして、今委員長からお話のような点について話をするやうにということでございます。

政令諮問委員会は御承知のように総理の私的な諮問機関でございます。で、その委員は別に特に発令を總括的に用いることなしに、一回一回の会合で一々出席を求められる、こういう形でありますので、勿論正式のいわゆる委員会でも審議会でもございせん。従つて私どもの承知しているところは、政令諮問委員会の案が一応閣議に諮られまして、若しその趣旨が大体に於いて了承されたときには、或いは了承されなかつた場合には、或いは一つの参考案としてこれを当該行政機関に諮られて、そしてそこから法律の改正案であるとして存じております。と申しますことは、政令諮問委員会の責任は参考意見を総理に対して申上げるということである。一応打ち切られるのであります。そのあとはすべて政府の責任においてこれを措置される、このように考へております。そこでその形式的な問題はおきまして、内容の問題でございますが、そのような形式的な説明から明瞭でありますように、政令諮問委員会で討議されました内容を全部ここで申上げることは、私の一員としてできない関係もありますので、申上げることのできる範囲内においてお話し頂きたいと思ひます。
この郵政省関係の公社案というものが問題になりましたのは、只今御指摘になりましたように、行政機構全体の改革案の一部でございます。この行政機構の改革案がどうして出たかということ、御承知のように終戦後非常に公務員の数が多くなつてゐる、そうしてその能率は必ずしも上つてゐないと思はれる面がある。できればこれを簡素化するのはいいのではないか、この

ような大きな大づかみの点から参りまして、その範圍は非常に広いのであります。言い換へますれば、日本の行政機構の全般が問題になりますので、一つ一つの問題について非常に時間をかけてこれを討議するといふ余裕はございませんでした。

まさにこの日本の電信電話公社というような問題につきましても、私の記憶では二回の政令諮問委員会で議論が闘わされましたので、それ以上に深く亘つて問題になつたことはいふと記憶しております。その場合の論議の主たるものは、今日の電信電話の非常に復旧の遅れていること、それを回復するにはどのような措置をとるべきかということが附带的に、行政機構とは離れて附带的に問題になりました。この場合に二つの意見がございまして、今日のようないくつかの国家的な事業としてまあ簡単に申し述べれば官営の形、或いは国営の形でこれを改善して行くのがよろしいという意見と、官営若しくは国営の形では非常に能率が悪い、現在の復旧が遅れているというのも、一部はそれに傾わされているのではないかと、そのような意味において極端に民営に持つて行く方がよいというような意見も出たのであります。この二つの大筋の議論が闘わされました後に、結局現在の態勢の下においては国鉄その他の例もあり、差当り公社という形が最も適当な形ではないかという結論に到達いたしました。その場合電信電話事業と国際的な部分とを分けて、これをどうするかというところは、私の記憶では一度も議論になつておりません。従いましてこのようないくつかの事業の、頂きました資料によりますといふと、いろいろないきさ

つがあつてそのようになつていふと、このようないくつかの事業の場合に議論になりまして、或いはもう少し突っ込んだ結論が出たかも知れませんが、併しその場合には単に郵便、特に電信電話というものは機械、設備というやうな点から見て、これを民営的に持つて行つたほうが、民営的で、民営的に持つて行つたほうがいいのではないかとこの議論が出ただけで、それ以上詳しい議論はございません。そこで問題の重点になります公社という案にどのような意味で着目したか、これは民営の前提であるのか、或いは国営という形の上で、ただその能率を現在の状況下において進めるといふ点で、公社という形が弾力性があつていふ、こういう形でそういう結論になつたのか、これが一番の重点だと思つたのであります。その点もおの／＼委員の中で徹底的にそういうやうな形で、つまり二つの対立した議論というやうな形で討論されたことはございませう。そこで結論が公社案となりました理由は、結局現状の下においては、国営の形に能率を入れるという意味において、この形が一番いいんじゃないか、これ以上上に申上げることができないわけでございます。

すなわち、公社案というものはまさに国営案の一つのヴァリエーション、一つの変つた形として認めらるべきである、このやうな主張を私はしたことを覚えております。従いまして私はこの案は公社からいきなり民営に行くといふことは結論で、ただ暫定的に民営、公社というものが結論になつたとは考えておられません。但しその議論は、先ほども繰返して申しましたやうに、徹底的に議論されたものではございません。委員の他のかた／＼はどのような意向を以てこれを理解されているかといふことは、私の責任ではございませんので、その点お断り申上げます。

○委員長(鈴木義一君) 中山参考人に御質問あります。前申しましたやうに、非常に時間をお急ぎになつておられますので、それをお含みの上でお願いいたします。

○山田節男君 今の中山学長のおつしやつた政令諮問委員会においてですね、この電信電話事業の公社並びに国際電信電話に関する討議のあつたのはいつでございませうか。

○参考人(中山伊知郎君) 私、記憶しておりませんが、昨年の九月及び十月、この二カ月間のうちでございませう。

○山田節男君 これは今も中山学長、おつしやつたやうに、この法案は民営への第一歩として公社にするのかどうか、過日佐藤大臣に対しても質問したわけですね。なぜかと申しますと、昨年のたしか八月の上旬だつたと記憶するのですが、佐藤君が電通大臣になつて間もなく、外国記者に対して、電信電話事業の能率を上げるために、これは民営にするといふことを言明して

る。而も大体この財産の評価までして、スターズ・アンド・ストライプス、それからニッポン・タイムスにこれが出たのです。それで私は佐藤君にこれは本當かと言つたところが、これは八月のまだ国会の末期でしたが、尋ねたところが、これは実は少し誤解されている。実はほかの方面からも、こういう日本の電信電話事業を民営にするという記事がスターズ・アンド・ストライプスとニッポン・タイムスに出たために、ほうほうから実は今聞かれています。併し自分はそういうことは言つたことはない。まあこう言つてゐるわけですね。過日この法案を出して大臣から提案の理由の説明をしましたあとで、この点を更に確めたわけですね。まあ佐藤大臣としては、この法案は決して電信電話を民営の第一歩として出しているのじやありません、ということをお断り言ひてゐるわけですね。今中山学長のお話だと、そういうお話もあつたやうに伺うのですが、この事実から申しますと、九月以降であつたといふことは間違ひございませんか。

○参考人(中山伊知郎君) 九月以降であつたことは間違ひございません。

○山田節男君 九月以降……

○参考人(中山伊知郎君) はあ。

○山田節男君 それから今の中山学長の御意見、これはまあ私的な意見とすればですね、やはり電信電話事業といふものは公社がいいとおつしやるのか、或いはやはり民営でやつたほうが普及促進のためにいいのかですね、あんなのアカデミックな立場から、一つの形態がいいかといふことをお伺いしたい。

○参考人(中山伊知郎君) 率直に申上

げますと、私国営がいいと思つております。それで、ただそれを現在のやうな状態で、至急に予算外の或る措置をとつて、そして普及して行くといふやうな場合に、公社案のほうが最適だろふと思つております。本質的にはこのやうな事業は国営であるべきだと私は思つております。

○山田節男君 これは、勿論国際電信電話事業を兼ねて国営がいいと、かように了解してよろしいと思つてゐますか。

○参考人(中山伊知郎君) この点は政令諮問委員会でも問題になりませんでした。先ほど申しましたやうに、私もまだこの点は研究しておりませんので、保留いたします。

○水橋藤作君 先ほどの御説明で、公社案の点はよくわかりましたが、公社案の中で、国際だけを民営に持つて行くといふ点につきまして、御意見なり、又それに対して賛否と、御意見なれば結構だと思ひます。

○参考人(中山伊知郎君) 先ほど申し上げましたやうに、私も議論いたしました。これは或いは不行届であつたと思ひますけれども、非常に広汎なものを短時間で取上げましたために、そのような点まで注意が行届かなかつと思ひます。それでそのあたりの問題につきましては、只今他のかたにお答えを申上げましたやうに、私自身研究しておりませんので、これを保留したいと思います。ただ総括的に申しますれば、私の意見といたしましては、電信電話事業といふやうな非常に公共性の強い事業は本来国営的な性格を持つべきものである、このことだ

間違つた解釈じやございませんかということは申上げたのでございますが、これが司令部の方針だということでお

取上げにならなかつたわけでございます。書類で抗議を申出たようなことはございません。

○山田節男君 今のスキヤツピンに明示してある、いわゆる鑑定評価額というものは、企業再建整備法によるべしというマツカーサーの覚書が出ておるのです。にもかかわらず、持株整理委員会があなたのほうの財産を一応移行して、それでこれは時間的には僅かなものですが、一応手続として持株整理委員会に渡して、それを又通信省に渡したような契約書があるわけですか。

この通信省の資料によりますと……です。それから、それならば持株整理委員会は何もそれを所有して、いようと云つては、たゞ一つの当時の命令か何かで、そういう形式をとつたのだらうと思ふのです。とにかく評価はまあスキヤツピンで定めておきながら、スキヤツピンによらないでいわゆる時価にした、こういうことなんですね。これはもうその当時の国際電信電話会社の責任者としては、必ずこれはすべて再建整備法による時価によるべきだということを主張するべきだと思ふのです。又主張されたらうと思ふのです。然るに帳簿価格にされたということが、この間の経緯を、あなたが御存じの範囲で承わりたいというのです。

○参考人(萩原憲三君) 持株整理委員会には再三抗議を申入れましたが、結局お取上げにならなかつたが、あの当時といたしましては、或いは私からもその間盛んに強く言うべきであつたかと思ひますが、あのときの情勢といたしまして、司令部の方針だということ、止むなくそれに従つたような事情でござい

ます。

○山田節男君 それからこの三千六百万円で、この移行された財産を現在の評価で言つと、あなたのお見積りだとして、一体どのくらいあると評価されますか。

○参考人(萩原憲三君) これは私ちよつとはつきりわかりませんが、新聞等によりまして、今度の新会社は二十億とかいふことでございまして、大部分この私のほうで供出したしました三千六百万円が中心になるのじゃないか。でございまして、そのほかの施設もこれに転化されるということも聞いておりますから、幾らかそれよりも低くはなると思ひますけれども、先ず十五億とか、まあ仮に今度の会社が二十億といふことになれば、四分の三くらいに価値があるのじゃないかという大体的見当でございまして。

○山田節男君 それは何ですか、旧株主に帰属すべきものと評価されるのですか、四分の一は。例えばボーダスの……。

○参考人(萩原憲三君) 例えば電信電話のボーダス、こういうものがその当時は会社のものでございまして、今度新しい会社になつて、こういうものが加わるといふ話でございまして、会社のものでなくて、電通省で在来お持ちのものでこの会社へおつけになる資産が、大体的見当で四分の一くらいはあるのじゃないかというふうな考えでございまして。

○山田節男君 それからこの今日のお述べになつたこと、或いは過日参議院にお出しになつた陳情等を見まして感じることは、これは今回この株主が問題にされたということは、従来のよう

に国営でやつておるか、或いはこの公社でやつておれば、株主からこういうきつい輿論は起きない、こういう意味でありましょうか。或いは具体的に言へば、国営であつても、今回もう独立になつた今日、株主としたならば、こういう不当な処置を受けたことに對しては、法的にはどうあるかとも、道徳的にも如何にも不当であるから、政府に對しても補償を求め、こういう意味なのか、どうか。

○参考人(萩原憲三君) 私の考えとしては、株主の考えは知りませんが、私の考えとしては、今申し上げましたように、非常に不条理な理由でございまして、仮に会社がございせんども、何らかの方法によつて政府に補償してもらいたいというものが株主の希望じゃないかと考えております。

○山田節男君 そういたしますと、殊に今回政府がこういふように、前の国際電信電話に對しては民間会社を作るという法案を出したのですが、勿論あなたもその点についてはもう御存じのことであつますが、殊に会社というところが、会社法案が出された以上は、これに對して株主が、請願書なんかにもあるように、無償の株を出してもらいたいという願意があるやに私は拝見したのですが、これはあなた、責任者、株主の代表として、清算の責任者として、電通省の当局者に、会社にすればこれが何か地元……、請願に出してあるような御趣旨を御要求になつたかどうか。

○参考人(萩原憲三君) 電通大臣に別に請願書を出しておきました。この参議院議長に出しましたのと同じような請願書を出して、親次官にはよく内容を御説明しておきました。

を御説明してお願ひしておきました。

○山田節男君 それは親次官は……、これは又機会を覚えて大臣、或いは親次官に一つお伺ひしたいと思ふのです。幸い今次官がおられますし、この問題につきましては電通省としては具體的にこれをどうしようというふうな、まだ大臣としてのお話はきまつていないわけですか。例えば職つてしまふとか、或いは追つて最も妥當なこの件について考慮してみようとか、こういうふうなにはないのですか。

○説明員(親勉君) これは別途委員会の御質問に從ひましてお願いいたしましたと思ひます。

○山田節男君 最後にお伺ひいたしますが、これはあと水橋君からも御質問があることだらうと思ひますが、今までのあなたの御回答によると、会社に、もう国営であらうと、或いは公社であらうと、戦後占領軍政下で非常に超法律的なものでやられたという不当な措置に對しては、国営であらうと、公社であらうと、或いは民間会社であらうと、これに對する補償を求めるといふことは、まああなたが代表としておられる株主としてはもう吐ききまつておられるわけですね。

○説明員(親勉君) はあ、さうでございます。

○水橋藤作君 先ほどお願いしたこと、繰返せば、非常に国際電信電話に對して以前に経験を持つておられるので、今度出ました法案に對して、それに對しての賛否及び是非及び長所、欠陥等をこの機会に御披露願へば我々は非常に参考になる、こう思つてお願いしたわけなんです。併し委員

長も先ほど言われたように、公述の目

的はそこないのだから、私は知らんと言われれば、これは止むを得ないと思ひますが、若し参考までに御意見があつたら伺つておきたい、そういうわけなんです。

○参考人(萩原憲三君) 私は今日は請願の趣旨について御説明する意味で罷り出でましてございまして、法案の内容等も十分研究しておりませんから、今度の民間会社がどうか、こうとかいふことはここで軽々しくは申し上げられませんが、以前の私の国際電信電話株式会社の経験から申し上げますと、これも余り根強い理由ではないのでござい

ますが、あの当時の経験からして、或いは民間会社でやつた方がよかつたではないかといふふうな考えがござい

○山田節男君 いやもう一つお伺ひしますが、このさつき清算ができない理由は、海外にある財産の処理が不明だといふようなことをおつしやつたので、この問題は勿論会社としては独立後になつて研究されておると思ふのですが、それが若し適當な、妥當な評価であなたのほうへ金が来るといふことになれば、一体どのくらい金が来るか、これは勿論無理な評価ですけれども、どのくらいの財産があるだらうといふことの御見当をおつけになつて

いるのだらうと思ふのですが、その額について御明示できませんか。

○参考人(萩原憲三君) 在外資産の額、これは国際情勢によることでございまして、実際の資産から言へば莫大なものであります。朝鮮あたりでございまして、釜山から新義州、元山、会社の地所だけ歩いて通れるくらいな、まだほかのものは仮に砲弾で破壊されても、地所はそのまま残つておる

うな制度を設けるべきか、或いは又勤務評定制と申しますか、こういうようなものをどういうように使つて行くかということ、これが非常にむずかしい問題でございますが、私たちは今後この勤務評定制とか或いは試験と申しましても、必ずしも紙に問題を書いてそれに答えをしろというふうなものだけではなく、試験にもいろいろなことが考えられますが、そういう制度を全国に広く公平に実施して行くということは是非行なつて行つて、その場合にいい成績を持つてゐる人からやはり重要なポストに就ける、又一定のポストに就く場合に、これは今の公務員法におきまゝ人事院においてもこれから実施しようとしております任用の規則におきましても、そういうことが考えられておりますが、やはり一定の或る程度の資格、例えば現場の経験何年というふうなものが必要ではないかというふうな制度も作れるわけでございますが、必ずしも現場そのものだけ、いろいろ仕事の成績により又経験によるだけでは無論参りませんが、そういう或る一定の職に就く場合の資格要件というものがどうしてもきめて参らなければならぬ、こう思つております。又これは給与の面とも関係して参りますが、特に事業官庁におきまして大事なことは、課長とか局長とかいうポストに就かなくても、一定の技能を持つた人が相当の地位に上られるようにという制度も是非作りたい。これは今のところ公務員法の建前、或いは人事院規則の今の考え方ではなかなかできない状態で非常に私たちこの点いつも困つておりますし、今後困る問題が起きます

というふうな予測されておりますが、こういう点は公社になりましたら電気通信事業にふさわしいそういう制度を確かに作れるのではないかと思つております。

○新谷實三郎君 大体わかりました。が、そうしますとこの任用に關しては、電気通信事業にふさわしい任用制度を又別にここで改めて考え直して作る、こういうことに了解してよろしくございませうか。

○政府委員(山岸重孝君) その通りでございます。

○新谷實三郎君 それからちよつと今答弁の中でお触れになりましたが、職員給与のことでございませう。これも恐らく一般公務員との関連を考慮しながら事業の内容にふさわしい給与制度をお作りになると思うのですが、ただこの書き方で一つ私は心配になる点があるのではありません。それは「職員の給与は、その職務の内容と責任に應ずるものであり」云々と書いてあります。一例を申上げると、例えば非常に有能なオペレーターがいる。その人は終始学校を出てから退職するまでオペレーターの仕事をやつてゐる。ところが一番適している、又それがその人が一番その能力を発揮するゆゑであるといふ場合に、その職務の内容と責任といふことはオペレーターといふことになり、責任といふものもそれに應じたもので、責任といふものとオペレーターはオベレーターとして、例えばどういふことになるか存じませんが、何級から何級までといふことになり、課長とかオペレーターとして三十年くらい勤務しておられても、或る程度以上にはもう給与は上がらない、そうするとどうし

ても、その人の所遇をよくするために他は職を変えてやらなければいけない。勢いその現業から非現業に持つて来て課長或いは局長という位置に就けるとその人に一番適したオペレーターの仕事ができないかと思ふ。だからオペレーターのオベレーターとして非常に適した人であり、又能力もあり、その人もそれで満足して一生を捧げようといふならば、仕事の内容は変らなくて、もそれに對して適当な給与を上げる方法を考へて、適材適所主義でその人を活用するといふことを考えなければならぬ。活用のいい人か、それが私は事業官庁としては当然この給与面を考えて行かなければならぬことだと思ふのですが、どうもこの三十条の一項だけを見ますと、そういう点が果してどこまで考慮されるのか、そこが非常に問題だと思ひます。この点も先ほど申し上げたように、總裁がきめるのだといふことをおしやらずに、あなたがたがいろいろ考へておられる点を率直に御願ひしたいと思います。

○政府委員(山岸重孝君) 先ほど私任用の場合の御説明のときに、ちよつとその点にも私自身も実は触れました。ですが、今おつしやる通りオペレーター或いは特別の技能を有する特殊の技術者といふような人が何人も課長とか局長とかのポストにつかなくとも、その仕事に助んで頂けるような制度を是非作りたいと思つております。その点第三十条の職員の給与はその職務の内容と責任に應ずるものでなければならぬといふことで、課長といふようなポストにつかなければ給与がそういう或る一定のところで止まつてしまふのじやないかという御懸念だろ

うと思ひますけれども、この点も結局そのオペレーターならばオペレーターの技能が非常にいい人で、そのオペレーターとしての価値が十分にある。その人にむして課長になつてもよろうオペレーターとして働いてもらう方が事業のために適するのだ。又御本人のためにもなるのだといふことでありますので、結局それはその職務の内容と責任を如何に評価するか、特に責任の点においてそういう人がそれだけ立派な仕事をやる人なんですから、課長でなくとも或いは課長以上の職務の価値があるのだという判断をする。ことにしまして、いづれ何かこう今の公務員法に基く、或いは人事院規則等に基いて考へられておりますような職務制度では非常に窮屈なものでありますが、この点はやはり新しい公人社をいたします以上、何かやがて職階的な制度を設けなければこれは困るのでございますが、その際にそういう点を十分に取入れて、オペレーターならばオペレーターとして一生働いてもらつても給与が或る一定のところが頭打ちになつてしまふといふような制度を是非避けて、その点公社としてはそのオペレーターの人が非常に価値のある仕事をしてくるのだといふ観点から考へて、特にそういう現業の人たちの職階的な制度と申しますか、そういうものを独特のものを作りたい、こう思つております。

○新谷實三郎君 くだいようですが、この職階制といふのが非常にこれは邪魔になるわけだと思ふのです。これは何も職階制と申しまして、今一般

行政官について行われてゐるような職階制だけが職階制でないと思ひますけれども、従つて電通事業に關しては、独特の職階制といふものをお考へになるかも知れませんが、或る程度になつて、やはり職階制で以て頭を打つてしまつて、どうしてもこれは課長にしなければもうこれ以上は優遇できないといふような立場に追込まれることは、これは必至だと思ふのです。三十年、四十年勤めてゐる人も満足して同じ職で働くだけの幅の広い職階といふものが恐らく私は考へられないものではないと思ふのです。ですから私が申上げてゐるのは、原則としてそういう職階制を作る必要があるといふことになれば、原則論は私はいけないといふのじやないのですが、これは主として特殊の仕事に従事する人たち、特に技術を要する人たちに多いかと思ひますが、そういうものについては、むしろその本来のその人の最も得意とするところが一生働いてももらつても、十分給与面では満足するだけの特例をこしらえて、そうしてその事業の運営を最も能率的に持つて行かれるといふことが、むしろ電通事業としてはこれは当然なんです。ですから一般行政官に対するいふんな制度の真似をされることよりも、むしろその事業内容から見ると、どちらが本筋かわからないのです。私はむしろ公社のほうが事業経営をやる上には本筋だらうと思ふのです。ですからその点はあなたがたのほうが十分分に頭に置いて形だけの何と言ひますか、職務の内容と責任に應ずるといふやうなことをそういう意味に解するといふことで、形だけのことをやるのでなくて、その趣旨をうんと徹底した制

度を作るようにされないと事業の運用はうまく行かないだろうということを今から私は御注意を申し上げて置きます。それから最後にこの施行法なんかについてありますが、いざそれはこれは職員に対しては特別の例え退職金制度でありますとか、或いは年金制度でありますとか、その他の職員の所遇に関する制度をお作りになるだろうと思ひます。まあ当分は、移り変つた当分は今の制度をそのまま適用し運用して持つて行くというところらしいのですが、将来のこういう諸制度の改革に關しては、今どういふふうな構想でおられるか、それを伺えれば何一つ置きたいと思ひます。

○政府委員(山岸重孝君) 職員の恩給或いは退職金制度というものは、今新谷さんのおつしやいました通り、この法律の附則等で規定して当分の間現在の制度をそのまま使つて行くということになつておりますが、実は恩給、退職金の問題は、只今政府といたしまして、新恩給制度を研究中でございます。で、この新恩給制度に一体公社職員が入るものかどうか、この点は非常に問題でございます。で、共済組合との関係もございまして、只今御承知のようにいわゆる事務官、技官等、いわゆる任官者だけに恩給の適用があり、その他の任官してないものには共済組合の甲種組合員としての点からやはり恩給、退職金という点から恩給の制度を一応使つております。で、公社が公社として公社だけで採用する人もどん／＼できて来るわけでございますし、どうしても公社として新しい退職金制度或いは恩給制度というものを考へて行かない

ければならない。この点は、ただ最も問題になります。これは、先ず新しい退職金制度なり恩給制度なりを作り出した際に、その基金というものをどうするかという非常に大きな問題でございます。で、私たちがこれは今具体的にどういふふうな退職金制度等を考へていくかという点を申上げるまでのまだ研究が進んでいないことは甚だ申訳ないのでございまして、とにかくこの点は大至急我々として、公社になりましてからも研究をして行かなければならぬ問題だと考へております。○新谷實三郎君 私の質問はもうこれで終つたのですが、今の御答弁で申上げて置きますが、やはりこういう一連の職員の所遇についてのいろいろの制度は、職員がこの事業に対してどういふ熱意を持つたかというところに非常に影響するのでありますから、国鉄とか専売とか他の公共企業体もありませんが、これは別に私はそれを真似される必要もなく、平等にされる必要もなく、やはり事業の実態に即したような制度を樹立して行くのが一番正しいことであると思ひます。事業の実態と言へば、例えば事業から当然出て来る疾病とか傷病とかというふうなものも考へられましようし、事業の実態からして相当長い間勤続しないというような永年勤続者を必要とするような特殊の仕事もありましよう。まあそういう点も挙げればきりがありませんけれども、そういう事業の実態から来る特殊性を考へた制度を樹立されないと、国鉄はこうだからこれはこうして置こうとか、専売はこうして置こうというように実態が違つた事業とただその

の形の上で均衡をとるということだけでは、本当にその職員が熱意を事業に対して持つて働くということとはこれはあり得ないのじやないか、その辺はこれは幹部としての責任であると思ひます。で、これは私の意見になりましたから、あなたが考へられる場合に十分この点を考慮されたいと思ひます。その点を申上げて私のこの章についての質問は終了します。○小笠原三三男君 私總括質問も保留してありますし、一章、二章まではまだ質問をしておりました。第三章は皆さんの質問の関連上今日それをやることは連関性がございせんから、その部分の質問は是非委員長において適當な機会にやらせて頂くようにお願いいたします。この章だけ御質問いたしましたが、この質問する前に新しくお見えになつての政府委員のかた／＼にお伺ひするのですが、この法案はなぜ第何条はこういうふうな規定に作つたのかという質問に対しては、皆さん政府委員として御答弁はあるだろうと思ひます。又郵政大臣の認可許可になるような問題については、それはどういふ内容のことを監理上構想しているかという点については、政府委員として御答弁ができるかと思ひます。併し先ほど来聞いていますように、給与準則のこととはどうなるのだ、機構はどうなるのだ、こういうことについては、あなたがた公社の役員でも幹部でもないものがどう考へたか、あるいは考へたかという答弁は私ではできないのじやないか、それを堂々と抱負責任を述べられて、それをどういふ根拠でそういふことを述べておられるのか、私はわからない。郵政大臣でさえも、重要な機

構の問題でさえ、これは公社の幹部ができて、公社発足後十分検討を加えなければ結論は得られないと言つていて、とを……、例えば人事部長は公社の人事部長たることの前提の上に立つて、公社経営の理事者の立場で今答弁しておられるのですか、これは私どうも疑義があるのです。そういう点はつきりさせて置いて御答弁願わないとわからん。政府委員の立場ですか、公社の立場ですか、はつきりして置いて頂きたい。○説明員(朝勉君) これはその法律の各条項につきまして御説明申上げておきますので、立案者としてどういふことを考へてどういふ規定を設けたかというところから関連しまして、決して公社の理事の立場で御説明しているわけじやないで、立案者としてどういふことを考へ、こういう規定にしたという点を御答弁申上げていく次第でございます。○小笠原三三男君 ですから範圍は必ずから限定せられて、答弁したいと思つても答弁できない問題があるだろうと思ふのです。ところがそれがやつぱり堂々と問われて来れば、私たちがやつぱり堂々と質問しなくちやならんわけだし、御答弁適當なところで御答弁ありましたらその程度にしてまあやつて行きますが、併し先ずやつて行くと思ひます。この第二十条でござい

ますが、この前もお尋ねしたのですが、理事なるものが具体的に職務におつてどういふ地位にあるべきものと予想してどういふ規定を作つたのか、事務当局から具体的にその構想を伺いたしたいと思います。○政府委員(大泉周藏君) この理事につきましては、只今のところ我々として考へておられるのは、總裁及び副總裁を補佐して業務を執行いたしますものでありますので、或る任せられたる事務を分担することになると思ひます。その内容といたしましては、或るものは局長を兼ねることもありましようし、或るものは特別の事務を命ぜられて分担することもあると思ひますので、理事は必ずどういふ仕事ということよりも、このような経営執行の責任を總裁、副總裁を補佐して負うという意味合いにおいての適當な仕事に就くという工合に考へております。○小笠原三三男君 そうしますと、今お話の一例にありました局長ということですが、これは中央における局長と言われるものもあるでしょうが、そうしますと、理事のほうから見ないで局長側が總裁、副總裁の次の段階の職制だと思ふならば、局長において理事を兼ねない局長もあるし、兼ねておる局長もあるということになるかと思ふのです。そうなつた場合には、理事を兼ねない局長の責任と、理事を兼ねる局長の責任とは、局長としての権限上は何ら変わりはない。そして理事としては権限と責任は別であるということが具体的にその行為の上に現われるのはどういふときなのでしょう。○政府委員(大泉周藏君) この理事につきましては、役員でございまして、たゞえを申しますれば、会社の取締役と似たものと考へられるのであります。が、会社におきましてもその取締役たる資格において特定の部長を兼ねるといったようなこともあろうかと思ひます。私たちの考へ方といたしましては、局長が理事を兼ねるのじやなく

て、理事たるものはこれは役員でございますので、その役員たる資格を持つておるものが或る場合には或る局の担当事務を担当せしめられることもあるという考え方でございますので、局長といましては、これは理事が兼ねた場合以外、理事にあらざる局長というものは飽くまでこれは職員でございますので、これはこの局長はこの法第百二十条で言うような総裁、副総裁に対する一般的な代理権なり、代表権というものは認められないし、又この理事というものは総裁を補佐いたしまし

て、公社経営の或る場合には全般に亘り、或る場合においては分担した責任において公社経営を十全に執行して行くだけの責任を持つておるわけでございますので、そのような担当しておられます理事というものは、その任期満了のときにおいて改めて経営の執行の良否を問われるものであるという工合に考えております。

○小笠原二三男君 あなたの御答弁は、私よく了承しました。それで私の聞きたいことは、役員としての権限を特種な分担として、何々理事はこれを分担するとする、何々理事はこれを分担すると規定しておれば、個々に存在しておいて、その権限も行使できるし、責任も総裁に対して負えると思うのです。然しそうでなくて、ただ単に局長なり部長なり一つの地位を理事が兼ねるものもあり、兼ねないものもあると、ばらばらである場合に、公社経営の全体責任を総裁、副総裁を補佐して負つて行く、こういう形にはどうしてもやりあなながおつちやるような取締役というふうな意味合いにならんくも、総裁等の執行上の諮問或いは内

決定をするような理事会、こういうような内規によりますか、或いは申合せによりますかはともかくとして、法律的には根拠がないものとしても、そういうようなもので全般的な運営をして行くのかどうかということを具体的に想像してみるわけです。ところが郵政大臣は、そういうような会合は持たないということを書いておられるので、どういうふうにして責任をこの理事がどうという問題について果たして行くのか私にはどうもわからん。その点はどうか。

○政府委員(大泉廣嗣君) この役員たるものが總裁を補佐します一つの形能といたしまして、いろいろな会合を持つて協議することがあろうかと思ひます。併しながらくいう理事会といふ特定のものを認めるかどうかにつきましては、我々非常に考えたわけなんであります。経営委員会につきましては、これは相當会社経

営における役員会といふ。取締役会といふものも機能ということを工夫の中にいれておるのでございまして、その中に他に対立する理事会というものを作るといふことは、實際上公社の理想自体が乱れるものであります。重要事項を決定されるものは、重き事項として、若し執行役員に委任された事項につきましては、必ずしも必要がありまなれば、そのときには理事会に似たようなものも開かなければならぬかとおもいます。併しながらこの経営委員会というものは、経営委員会の決するところによりまして、その範囲はどこまでも拡がり、或いはどこかでとどまるということ、これは経営業務運営の最決定機関たる経営委員会の決定する

ところでございます。従いまして、経営委員会の強い意見によりまして、この理事会的なるものの幅というものはきまると思いますので、法律的に理事会というものを経営委員会の下部機構としてつくり認めるということとは不相当ではないかと思われまます。併しながら、それだからといって、實際上この経営委員会が全面的に全部決定し得るかということを申しますと、会社経営におきましても、取締役会がありとうらゆるものを全部きめてしまうというものが必ずしも全部の会社の実体ではないかと存じます。そこには成る程度の強

行役員がおりまして決定して行かざるを得ない。そのときには総裁、副総裁が理事に或る程度の権限を任せられまして、そこできめさす場合もあります。ようし、或いは或る問題につきましては、協議によつて決定することもあるかと思ひます。協議する場合は、今おつしやいましたような理事会といふものは形をとることもあろうかと思ひます。

ます。
○小笠原二三男君　では、民間会社の役員という場合のものに対応して、理事というものは何を言っておるのかか答へ願いたい。
○政府委員（大泉周藏君）　この場合おきまして、我々非常に工夫いたしたものは、会社におきまするやり方です。そのまま若干当てはめるといふことは、公社でありますので、会社でな限り一緒ににはならないと思います。それでこの公社におきまする役員執行役員というものを考えましたときには、そこに最高意思機関というものと、執行役員というものの必要があるだう。ところが一般の会社でございま

と、株主総会から選ばれました。たゞさんの取締役の中から、その執行役員というものを定めて行きますのであります。ところが、このような公社のような公益上重要な仕事につきましては、特に国がその執行役員というものと意思機関と決定機関というものをよく区別して確定して任命して行くというような体制をとらざるを得ない。その場合におけるこの最高意思決定機関の中に役員を全部入れたほうがいかどうかというところにつきましては、これは一つの政策問題であらうかと思うのであります。そこで、その意思決定のとき

に、この公社の常務に携わるものと、公社の最高意思決定を広い視野において定めるものというのが、或る程度の人数のバランスを以て構成するのが適当であろうという工合に考えられますのでありますが、このような大きな事務を持ちまする公社におきます執行役員というものを、余り少数にするといふことは、實際上の運営が困難だと思

います。従いまして、我々といましては、理事というものが無い限り経営執行の責任を分担し得ないと思うのですが、これを会社の機構を真似まして、これを取締役に当るものに入れようといひますならば、この経営委員会の意思決定の内容をなします執行役員と、それから一般委員等のパトナスが失われてしまう。従いまして、最高意思決定機関ということ、この経営委員の意向というものが十分反映し、且つ執行委員の意向を或る程度含むためには、理事を経営委員会構成にしないほうがいいということ、この理事というものを経営委員会に入れなかつたのであります。従い

して、然らばこの経営委員会から外れたものは当然に役員ではないものと、こう申しますと、このように大きな事業におきましては、相当又経営委員会の決定されたる範圍内におきまして経営執行上問題が多いように思われます。従いまして、そのような問題につきましましては、やはり役員といたしまして理事がその決定に参加し、或いは分限を命ぜられた面につきまして責任を担つて決定して行くことにならうかと思ひます。

○小笠原三男君　だから私のお尋ねしているのは、経営に参加するという

ことですが、どういふ形態でそれが参
加することなのか、或いは分担するとい
うことはどういふふうに分担するの
か、それが具体的でない、これは役
員である理事が総裁、副総裁を補佐し
て公社の業務を執行するというのが極
限です。日常における総裁、副総裁に
事故や欠員の場合は別に特例する。そ
ういふことなのですが、これを若しよ

言葉を変えて局長というものが一つの地位を持つておる。併し部長が、或いはその他所長があり、何があるといふようなものは、いろ／＼あるでありましようが、それらは總裁及び副總裁を補佐して公社の業務を執行するといふことはしないのか。しないわけじゃない、している。それとどこに区別があるか。又そこからこういう理事などという役員というものが特段に必要であるかという問題を私は疑問としてお聞きねしているのですから、それに即応するように御答弁願いたい。

○政府委員（大泉周藏君） おつしやます通り、この公社の構成におきましては、役員といえども總裁以外は原則

として代表権は持たずして、代理権を持つて総裁を補佐して行くことになつております。従いまして、この点におきましては、一般職員といえども代理権を授けられて、その総裁の定めると

がいかにつきましては、やはりこのような経営の主体に關します根本的な重要事項というものを分担するものは、理事であつたほうがいいのじやないかという工合に考えます。

○政府委員（大泉周蔵君） これは、今
おつしやいましたことはできないかと
おつしやいますならば、總裁、副總裁
だけでも全然できないとは申しませ
ん。これは私たち考えますのに、会杜

○小笠原三男君　だから、そういう意味で理事のこの権限というものを絞って行くならば、私は民間会社における取締役会というものには役員会というものがあるように、この理事における

て会談するのが唯一の形だと私は考へていないわけですが……。

○小笠原二三男君 それは逆説ですわ。それなら別に聞くわ。そういうようなことをあなたが言うならば、私も……

ころにより補佐して行くあり方については、似ている点が多いかと思ひます。形式的に申しますならば、例外の場合とおつしやいましたこのあとのほうにおきましては、これは職員はこのような職務は行い得ないわけでありませう。従ひまして理事は少くとも形式的におきましては、総裁及び副総裁に事故あるときにはその職務を代理し、総裁及び副総裁が欠員のときはその職務を行うという点は、役員と理事と職員との根本的に違ふ点でございます。然らばこの業務の執行を補佐する仕方ということにつきまして、理事と職員とは根本的に違ふかとおつしやいますならば、根本的に形式的に違ふということとはなか／＼申上ずることは困難だと

○小笠原二三男君 どうも私聞き下手ですが、理事が役員たることが望ましい、役員でなければならんという理由がはつきりわからん。この總裁及び副總裁が事故があり、或いは欠員の場合の必要上理事があるということであるならば、これはもう役員としての予備群ですから、一人でも二人でもそういう者は飾っておきやいい。それが五人以上十人以下これが任命せられる。そうすれば、役員として何か一般職員と違う権限行使、或いは責任負担というものが大きいのという点があつて、それであれば、その責任を追究する意味で、この役員の指名その他の問題でしつかりやつて行かなければならんから、これは役員だといふふうな理解も

経営の実態等におきましても、役員といふものは相当数ある。それはなぜかと言へば、一人、二人が取締役として全責任を負うについては、やはり役員としての責任を負うためには、お互いに相談し合う点を持ちたいという点もあろうかと思いますが、又同時に、特に重要なポストというものは、役員に担当させるというのも一般の例かと思ひます。例えば取締役営業部長担当とか、取締役何とか支店長担当とかいふた取締役もおります。その意味で、或るポストを占める者が絶対に理事でなければできないか、こうおつしやいますにつきましては、それは理事にするのも、又一般職員にするのも、その経営の一つのやり方かと思ひます。た

る理事会という一つの役員会がもう当然なくちやならんじやないか。それがなくてただ分担して仕事をやらせて、それで責任だけは負え、その責任の負い方は局長であるものが責任を負う負い方と、理事が勤務している局長となつてゐる、そのほうの理事が責任を負う負い方とは大した変りはない。或いは理事であるが故に重い、こういうようなことであるならば、これはやつぱり役員会というようなもので正規な全体の運営上の経営委員会からの決定に基いた執行について、例えば給与準則なり、内部規約なり、これらのものがこういうようなところで、何と申しまうか、決定せられるというようなことが望ましいのではないか。それらのこ

もう下清でものを言わなくちゃならん。無論理事会、取締役会のみが役員じゃない。それはその通りです。常務取締役が何人もあつて担当部門を持つてやつておるところもある。支社長とか支店長で役員を兼ねているものも無論ある。併しそれだけかというところ、会社経営の責任を持つがためには、取締役会というものを……役員会というものは厳然としてある。それがこつちのはうはない。なくて、その部門だけで業務だけ執行しておればいいのだと言へば、一般職員は幹部とどこに変わがあるか。何のためにそういうものを役員にしておるのだ。今度はそういうふうに戻つていく。その点はどうですか。

思いますけれども、併しながらかこれは
 或る理事が或る部局を担当しておつた
 場合に、たま／＼その局長と非常に似
 たような形に見える場合が多いわけだ
 ありますけれども、それ以外に私たち
 として考えてみますには、それ以外
 の職員、例えばこの公社の運営におき
 ましては、今までみたいな予算主義と
 いうよりも経営の成果というものにつ
 いて、一応理事を置いてみたらどうか
 というような調査が進んであります。
 その場合におきましては、いわゆる局
 長よりも企業経営の或る一部の面を分
 担して、その面からいろいろ／＼な補佐の
 仕方ができるやに思うのであります。
 て、その点が一般職員として持つたほ
 うがよいのか、役員として持つたほう

出て来るかと思うのですが、形式上役員と一般職員の幹部と申しますか、そういうものと、実際の業務において変りがない。或いは總裁との関係においても、日常の業務執行においては変りがありそうもないというようなもののが、役員でなければならぬという理由がわかraんのです。總裁、副總裁だけ役員でなぜ悪いのか。逆にそれじや聞いて見ますと、或いはそれを代行するといふようなのは總裁、副總裁に事故がある場合には、一般職の職員の最高幹部を代行させるとかいうような命令を出しておけば、それで済むというような、規約等においてそういうことはできないかどうか、こういう点を伺つておきたい。

だ、我々といたしまして、執行役員が総裁、副総裁だけでできるかということを考えて見ますときには、経営の事態において、局長以下は全部職員でいいのじやないか、こうおつしやいます見、それも一つの見方、御意見でございますので、そういう見方もあるうかと思ひますが、このような大きな事業において、やはりその一番大きな仕事を担当する局長といったものが、やはり理事として経営の責任というのは、つまり職員として、雇用関係よりも理事としてはつきりその会社の執行の責任を負う地位に立つというほうが、経営の責任を持つ上においても適当ではないかという工合に考えられるのであります。

とを一般職の職員である幹部というようなものによつてだけきめられて、理事のほうは案外そういうようなことを担当しない、或いは人事のための理事とか、営業のほうのための理事とか、権限を分担するのだというならば、それは別ですけれども、それならばこれで予定されている分担事項は何であるかをお伺いしたいわけですが、そういう意味合いで、私はこれは首尾一貫しないのじやないか、任命だけはやらしておくが、役員としての職責を果たして行くという手続がこれでは完備していないのじやないかということをお尋ねするわけでありませう。

○政府委員(大泉周藏君) この役員が役員たる職務を果す方法は、取締役役会

〔委員長退席、理事山田節男君委員
長席に着く〕

○政府委員（大泉周藏君） 実はお叱りを受けまして誠に恐縮であります。

○小笠原二三男君 いや、叱つてない。

○政府委員（大泉周藏君） 私の申し上げたいのは、私たちとしましては、先ず経営委員会というものの、これのほかに理事会というものを置かなければならないかどうかということが、先ず第一の疑問だつたのでございます。それで、我々といしましては、経営委員会というものをできるだけ取締役会的に運営いたして行きたいということを考えて行いましたのですが、先ほど申上げました通り、こんなに執行役員の代表

を入れては困るということと同時に、このいろいろな公社のごとき大きな事業を行なうところにおいては、どうしても取締役というものは相当多くなかつたらば、実際に責任を負つてやつて行きにくいだろうということ、今おつしやいました御質問の趣旨は、この理事会的なもの、経営委員会を補佐するような理事会的なものもあるじやないかという御趣旨でしたならば、私はやはりそのようなものが実際上行われることを考えているということをお答え申上げたいのであります。

○小笠原二三男君 この理事の職責遂行において、責任の所在が私はこの法文だけではつきりしないから、いろいろお尋ねしておるわけなんです。總裁の主観的な考え方によつて、この理事は責任を遂行しない、けしからんということになったり、この理事はなかなか器用に立ち廻つていいのだということになったり、このことで、それが責任者なりということになったりどうなるか。その形式上も、何も、はつきり……理事の責任はどう追究されるか、その権限がどう考慮されるか、その保障がどこにもない。總裁の任命だけでここに總裁が理事についてどうにでもできるよになつておる。そういうものでは私は役員ではないと思ふ。法文上この理事というものの職責が明確になつておらないから、その責任を例へば終局的には總裁が負うとして、国會等で内部的にその理事の責任であるという問題について、役員ではあるけれども追究はできないだろうと思ふのです。で、役員であるというから、そういう点が明らかになつておらなければならぬと思つ

て私お尋ねしているのです。

○理事(山田節男君) ちよつと今の小笠原委員に關連して、今の小笠原委員の言われるような、一つの理事の何と言ひますか、権限というが、公社における地位、これが役員と言つておるのですね、ところがこれはあなた、この法案を公社として作られる前に、経営委員会といういわゆるボード・オブ・ディレクターズが、その中に總裁、副總裁はボード・オブ・ディレクターズの中に置いておつて、而も今度は總裁、副總裁はこれは執行機關で業務を總理するのだというふうなことになる。おつて、そこに又理事という今のような役員ができておる。これをまあ今のアメリカのRCAとかベル電話会社とかの役員の地位を御覧になりますと、ボード・オブ・ディレクターとちやんと別になつて、そうしてチエアマソンがあり、それから業務執行部に社長というが、又は總裁があつて、そうしていわゆる理事、バイス・プレジデント、即ち向うの会社で言へば副社長の地位で、例へばRCAは九つの部門がある、皆これはバイス・プレジデントである、皆これは今この法案を見て小笠原君のような疑問を私もちよつと持つのですが、理事会というものがなない。一体理事というものは役員であるけれども、理事は副總裁、總裁を補佐して公社の業務を執行して行く、こういうふうな書いてあるのです。そこでどうも機能的に理事会もない。どうも理事はこれに書いてあるような、今あなたが御説明になるような点ですね、これは私は今小笠原君の質問される際も実は質問しようと思つたんです、非常なこれは總裁の権限もない特

別委員であり、而もこの経営委員会の一員であつて、而もこの執行機關の最高幹部が社長ということになれば、もうこれは当然總裁はボード・オブ・ディレクター、いわゆる経営委員会に對して責任を明示しなくてはならない、總裁という権限で、これを見ますと経営委員会に對する總裁、副總裁も一体どういうものなんだ、このただ特別委員として経営委員会の一員として重要事項を決定するのだと、そうして一方においては執行を總理するというふうになつて、これはまあ非常にユニークな考え方だと思ふのです。今までの専売公社、鉄道公社を見ても、これは非常な總裁の独裁になつてしまふ。非常にユニークに思ふのです。これがいいか悪いかにいろいろ議論が出ると思ひますから、小笠原君の言われるような質問が起きますから、私は経営委員会、それから特別委員、總裁、副總裁、理事、一体こういうふうな役員で、経営委員会いわゆる経営委員及び役員で以てどういふ一つの企業体を作ろうとされているのか。一つの機構を圖面にでもして頂かなければならぬ。見るとこの法案には理事会というものがなくの、どうも責任は總裁に持つて行くのだというけれども、これは会社でもそうですが、公社の場合はなお更です。役員若しくは總裁を含めての役員というものはボード・オブ・ディレクターズがあり、これに對する責任はどうなるのだ、これを見ますと、ほかの公社と違つて、経営委員会はただ重要事項を決定するだけで、すべての業務を指導統制するといふような権限が書いてないのです。そこにこれは全

文を読んで見ますと、他の公社に比べて非常にこれは特殊性を持たして、悪く言えば、總裁に独裁をさせるようになつて、悪く言えばそのことは郵政大臣が勝手にできるといふようなことになつて、この組み方は私は法案の全体を見まして、どうもこれだけの大事業をやるのについて理事に對するこれだけでは實際の部面について我々考へて見てはつきりしない。ですからこういう役員で以て一体どういうふうな機構にやるのか。非常に粗いものでよろしくございますから、あなたたちのこれによつてやろうとしておられる公社の機構の根柢を示して頂かんと今のような疑問が起きて来る。これは非常にユニークな考えで役員のことを考へておられる。ですから私は今の小笠原君の質問に關連して一つあなたの考へておられるこれによる構想を一つ、それは多少の変更があつてもいいです、ばよくわかると思ひます。できればそういうふうにして頂きたいと思ふ。そうしなければ、今小笠原委員の質問に對して今のあなたの返答では……法上の問題ではないのです。實際の仕事をする場合のことを考へている。これはあなたも真剣に考へなければいかんと思ふ。どうも経営委員、役員というものをまあ余りに簡単にされたので漠然とされた嫌いがあると思ふのです。で、私はこれは今の小笠原君のような危懼をお持ちですから、これのやられる構想をお示し願ひたいのです。そうすればわかりやすいと思ひますね、言葉だけじゃわかりません。これは是非一つ資料を出して頂いてその上で質問する、もつと仕事をどうするのだ

と。これの一つ、今日できなかったら、最近の、明日でも明後日でも是非一つ示して頂きたい。これは次官、大體構想あるでしょう。

○説明員(柳勉君) 只今大泉政府委員から御答弁申上げておりますが、小笠原委員の御質問のように理事と職員との區別が余りはつきりしていないという点をお慮になつておられますが、この公社の役員につきましては、總裁、副總裁はいわゆるボード・オブ・ディレクターの一員になる。而もその資格があると同時に、總裁は業務執行の責任にある、そこで執行役員として副總裁及び理事というものがあつてあります。殊に理事は總裁の定めるところによつて公社の業務を分担執行するといふことが大體の観念であります。

〔理事 山田節男君退席、委員長着席〕

で、今山田委員からの御質問に對しましては、大體本社機構の各局長というものはこれは當然その本社事務の性質から見まして、理事を以て局長の事務を執らせるといふような考へを持つておりますが、なお若干の理事につきましては、總裁の定めるところによつて特定業務を分担する、こういう形になりまして、執行者の總裁を補佐する機關として理事を設けておる、こういう考へておるのであります。

○小笠原二三男君 山田さんいろいろ質問がありました、その程度でよろしいですか……。續けて質問いたしますが、理事は役員でありながら總裁、副總裁を補佐するといふことで、これを反對に今總裁、副總裁に對する責任を負うといふことになると思ふの

ですが、如何ですか。
○政府委員(大泉周藏君) その通りでございませう。

○小笠原二三男君 ところがこの理事は總裁から任命されておるのですが、總裁を補佐する副總裁というものはこれは両頭の蛇でなくて、機関としては總裁が権限だと思ふのです。私はそれに対して理事が責任を負うということが法律上の建前じやないかと思ふのですが、この二十条の二項では、副總裁は、總裁を補佐して業務の執行に当る。四項のはうでは、理事は、總裁又はその副總裁を補佐して公社業務の執行をする。と、こういうことになつてゐる。この点どうもおかしいと思ふのです。さう言いますと、いや副總裁も業務を担当して行く、それに属する理事はそれについて責任を負うという建前であらうのだというふうにお答えになりそうでもありませんけれども、私は法案の体裁上から言へば常識的に何かしいのではないかと思ふのですが、この点如何ですか。
○政府委員(大泉周藏君) この点につきましましてはいろいろ考えましたのですが、執行責任の統一という点に重きを置きまして、總裁と副總裁が両頭建で責任を負うということは執行の統一を果しかねるではないか。従いまして總裁は公社の代表権を持ち、業務の総理の責任を持ちますけれども、経営委員会には總裁と副總裁が並んでゐるというのでその重要性に鑑みて内閣が任命するといふ考え方であつたわけでありませう。

○小笠原二三男君 だから経営委員会は意思決定機関で、特別委員として一人ではなくて二人出させるということ

で、そのほうはそのほうで意味がわかるが、それとは何ら業務執行をして行くほうのこれらの問題は直接の論理的な関連はないと思ふ。執行の最終の責任者が總裁で、總裁の任命による理事が而も役員である、ということであるならば、この理事は總裁に対して責任を負ふべきのであつて、法制上は總裁を補佐するといふことが正しく、それが副總裁といふものにおいてもそれは總裁の中に括弧として入つてゐる分子なんです。さういふ点を私申上げておるわけなんです。両頭建ならば兩者に対して責任を負うだらうけれども、統一された権限者にだけ役員は責任を負つたらいひではないか。併し実際上は理事は副總裁も總裁も補佐して業務をやつておるのですから、それに対して一定の關係はあるでしょうけれども、表面上はさうなるのじやないかといふことをお尋ねしてゐる。
○政府委員(大泉周藏君) 御質問の趣旨多分このやうなことだと思ひますが、この四項の「總裁及び副總裁を補佐して」といふ書き方が總裁を補佐してだけではないのじやないか……。

○小笠原二三男君 そうです。

○政府委員(大泉周藏君) この点につきましましては、總裁に対して副總裁が補佐をするといふときに、その理事が、副總裁が括弧の中に入つてゐるという御趣旨だつたので、さういふ感じで總裁及び副總裁を補佐するといふことになるんじやないかと思つて書いてあるのでございまして、この点我々といひまして別にこれでおかしいとは思ひませんのでございませうが、どういふ点でございませうか。
○小笠原二三男君 じや、別にお尋ね

しますが、總裁を副總裁が補佐する、副總裁を理事が補佐する、かういふこととで三段の役員ですか、三段階の役員なのですか、私はさうだとは思わんのです。

○政府委員(大泉周藏君) 今おつしやいました通りでございまして、總裁は副總裁といふことでございませう。ならば、それを總裁及び副總裁と書いて表現したと申上げたのであります。

○小笠原二三男君 先ずその点はどうも、私も常識的にばかり言つてゐるのもう少し研究させてもらつてもう一度やり直しますが、二十一条の任期を總裁、副總裁は四年とし、理事は二年とした。なぜかういふふうの最短期間に理事だけの任期を縮めたのか、特段な根拠があつたらお示し願ひたい。
○政府委員(大泉周藏君) この点につきましましては非常に苦心をいたしましたのでございませうが、この御指摘の通り理事は總裁が任命するのでございませう。この任命された理事が總裁、副總裁と任期を同じくするといふことは果して事業運営上よろしいか、總裁が任命されまして自分と同じ任期の者を任命すれば必ず次の任期までその人が勤めて行く、で、而も總裁といふものはこの執行につきましましては責任を負わなければならぬ、その補佐する者が理事であるのに対して、理事をその任期の前に一遍に罷免したらどうにもならないといふものでは困るし、さういつて理事はしつちゆう代えられては困るから安定した責任を置いてといふことになればどの程度が適當かといふことになりませう、この任期の半分は丁度二回

考査する機会があるから一番適當では

ないかという意味で二年という任期をきめたのでございませう。

○小笠原二三男君 今の御答弁は私は二つに分かれると思ふのです。話してゐる内容は、あなたのおつしやるのは總裁が四年でやめてしまふ、理事もみんなやめてしまふ、さうすると大規模な経営のこれについて責任を持つてゐる役員は一人も残らないといふやうなことになるつたりする場合も予想されてまゐるやうな段取りをつけて、段階をつけてといふふうにも聞きとれるのです、前半は。さうして後半はそれで二年といふのが二回考査できる機会が与えられるから二年がいいと、かういふふうになつてゐる。その前者の理由と後者の理由とは必ずしも私は一致しないと思ふ。前者のやうな理由であるならば却つて三年といふやうなにして、さうして總裁の独断専行を以てしてのみ理事が云々されることなしに、次の理事においても考査される機会を、次の總裁の場合にも考査される機会が与えられるといふのが人を中心としない組織の経営としては私は大事じやないかと思ふ。それが逆に私意地悪く考えますと、二年には二回考査の機会を云々といふことは、總裁が自分の任期中気の食わぬ理事に対しては四年であらばどうにも手のつけやうがない、それで困るから先ず二年やらせておいてそこでうまくないのは淘汰しておいて、さうしてよかつたものはそのまま次の四項によつて役員に再任されることができるといふことで、そのまま再任して行く。これは淘汰するために期限を短くしてゐるのじやないか。總裁の好みに応じ、總裁の独裁に都合のいいやうな規定ではないだらうかと、これは

意地悪く、私邪推した場合にさういふふうな考えられるといふのです。で、私、だから反問いたしますが、なぜ四年の者もあり、三年の者もあるしなかつたか。それでは理事といふものは筆頭理事だの、末席理事だのといふことになつてうまくないといふことであらば、なぜ三年といふことにしなかつたか。そこで三年と二年とを考えた場合に、二年となつた根拠は何か、三年でいけないという理由は何か、お示し願ひたい。

○政府委員(大泉周藏君) 只今申されました点につきまして第一段につきましては、私の申上げたが惡うございしましたので、決して一斉に代わるから困るという意味ではございませう。その理由は経営委員会の委員は途中で更迭いたしましたも、それは残存期間だけの任期でございませうが、役員の場合には任命されましたならば、その時を起点にしまして四年なり、二年なりといふことになつておるやうなもので、これが一斉に交代することになるとは、私たちが考へておるわけではございませう。その次に、実は三年といふ実例はほかになきにしもあらずでございませう。たのめですが、さうたくさんある例でもなし、又逆に国鉄の場合には理事は全然任期がなかつたと記憶しておられますが、従つて罷免権も何もない。国鉄のやうな勝手に罷免できるやうな任期の安定したものがないといふことにすることは、役員といふものの本質に反する。役員としては何らか安定した期間といふものがあつて、その間において十分公社の経営について責任を持つた仕事をし、その成績によつて更に再任されるといつたほうが、やはり

役員たる本質じやないか。でそのとき私たちとしましては、総裁、副総裁というものと理事の関係における、実は執行の統一というのを相当考えたのであります。これを四年といたした場合には、総裁が更迭した場合には、前の理事というものが三年、ずつと長くそこに在任して、これは特別の事由ある限りはそのまま引継がなければならぬというときには、総裁におきまする経営を補佐して執行するといった形が本當にうまく行くかどうかというの疑問ではないか。といつて勝手に首切るといふことになる、如何なる場合においても理事というものは最低の任期というものを持つて、責任を持つて仕事のできる態勢にしなければ、やはり官庁経営と同じようになつてしまふといふことで、実はこれはいろいろ考えたのであります。

うなことが予想されますかどうか、予想されたかどうか。又しないといふ、そういうことは考えなかつたというならば、そういう可能性はあるとお考えになつておるか、又それは許されると考えておるか、お伺いしたい。

度そう長くはないものとしたしておきまするならば、総裁はそのような無理をしなくても、じつくりその人のやり方というものを暫らくは見ておつて、更にもう一遍判定する余地があるだろうと思う。従つてこれを長くしておけばそのような危険もあるが、二年にしておけば総裁が任命してすぐ代わられた場合には、二年の余裕もありません。外ケースでありまして、やはり半年なり、一年なりというものを新しい総裁が見ておきまして、その結果、どうしてもその人が代わるべきだと思つたときに新しい人を任命する、又は解任する。従いまして私たちが例としては一斉に辞表を出すことを例として、氣に食わない人が頭張つておるなんといふことを実は想像するよりも、そのような工合にスムーズにできるから、総裁はそのような無理なことをなさらないことにならうと思ひます。若しなさらうと思はれても、罷免事項に關係してきまふことが起れば、それくらいの任期ならば却つてそういうことをなさらなくともうよく行ける途が開けて来るという工合に考えたのであります。

職員からも任命される、こういう形になつておりますが、これは立案者の氣持としては大体こういうふうな全国的な大企業であるし、非常に専門化された企業である。経営の根本方針は広く一般から求めるとしてもこの事業の執行は非常に専門化するものである。従いまして原則として理事は職員の中から選ぶべきものであるといふように考えております。

今私それらのことに關連して理事であつた、役員であつた者が、直ちに一般職員になれることについては何の制限もなくていいといふことが、ちよつと私それでのいいのかなあと腑に落ちない点があるので、これらの点は御検討した御見解があるならばお示し願ひたい。

○政府委員(大泉周蔵君) その点は、全部から取るというところは想像もしたかつたのですが、そういうようなことの場合にはどうかといふことは研究いたしました。その結果本人がいやだといふ場合には、どうしてもこの罷免規定の条項に当てはまらない限りには、やめさせなければ行かないと、従いまして理事というものは自分が自信を持つて業務を執行しておる限りにおいては、最低限二年間という、業務執行については安定した任期を持ち得るものと、但しその人が何か犯罪か何かをやつて、どうしても適任でないと見られた場合には、これは仕方がございませうが、この罷免事項に合致しない限りは理事は頭張つておられるといふことは、法律上考えられるのであります。

○小笠原二三男君 頭張つておられる理事は、総裁から見た場合に総裁を補佐して業務を執行するといふことの関連はどういうことになりますか。

○政府委員(大泉周蔵君) この場合におきまして、私先ほど申しました通り経営の統一性並びにもう一つ申上げたのは継続性でございます。しよつちゆう頻々として役員が代わるというのでは事業の安定は望むべくもないのであります。これが理事の期間を四年とか長くいたしますれば、総裁としてはかような無理をせざるを得なくなるということが起り得ると思ひます。併しこれを或る程度安定した、而も或る程度

○小笠原二三男君 第十二条の何号ですか、ちよつと私記憶がありませんので、間違つておつたらあとで御訂正を願ひますが、役員になる者の条件がきまつておるのじやありませんか。

○説明員(勸勉君) 只今の御質問は役員であつた者が或いは職員になる、或いは又關係のある会社へ入つて行くといふことを禁止しないといふかといふ御質問でございませうか。

○小笠原二三男君 次に突飛なことをお伺いしますが、この法案を作る場合に、総裁が交代した場合に総裁の何らかの意思によつてか、その当時前任者から任命せられて任期中にある理事に対して一斉に辞表を自主的に出させるというふうなことがあつて、そうして新しく理事者を任命するといふよ

○小笠原二三男君 頭張つておられる理事は、総裁から見た場合に総裁を補佐して業務を執行するといふことの関連はどういうことになりますか。

○小笠原二三男君 その辺のところは適当に聞いておきますが、もう一遍お伺ひいたしますが、理事は一般職員から任命する場合もあり、理事を解任した場合に一般職員として採用する場合もございませうか。

○説明員(勸勉君) これは法律の体制をいたしましては理事は総裁が任命するといふことになつておりました。その他別段何らの規定がないのであります。一般のかたも任命できますから、職員からも任命される、こういう形になつておりますが、これは立案者の氣持としては大体こういうふうな全国的な大企業であるし、非常に専門化された企業である。経営の根本方針は広く一般から求めるとしてもこの事業の執行は非常に専門化するものである。従いまして原則として理事は職員の中から選ぶべきものであるといふように考えております。

○小笠原二三男君 第十二条の何号ですか、ちよつと私記憶がありませんので、間違つておつたらあとで御訂正を願ひますが、役員になる者の条件がきまつておるのじやありませんか。

○小笠原二三男君 頭張つておられる理事は、総裁から見た場合に総裁を補佐して業務を執行するといふことの関連はどういうことになりますか。

○政府委員(大泉周蔵君) この場合におきまして、私先ほど申しました通り経営の統一性並びにもう一つ申上げたのは継続性でございます。しよつちゆう頻々として役員が代わるというのでは事業の安定は望むべくもないのであります。これが理事の期間を四年とか長くいたしますれば、総裁としてはかような無理をせざるを得なくなるということが起り得ると思ひます。併しこれを或る程度安定した、而も或る程度

○小笠原二三男君 第十二条の何号ですか、ちよつと私記憶がありませんので、間違つておつたらあとで御訂正を願ひますが、役員になる者の条件がきまつておるのじやありませんか。

○説明員(勸勉君) 只今の御質問は役員であつた者が或いは職員になる、或いは又關係のある会社へ入つて行くといふことを禁止しないといふかといふ御質問でございませうか。

○小笠原二三男君 禁止と申しますか、制限と申しますか、そういうような何らかの措置をしなくてもいいという根拠を御検討になつておるならばお示し願ひたい。

○説明員(勸勉君) これにつきましては、大体公社の職員と申しますか、役員につきましては国家公務員ではない、併しながら特定の事項につきましては公務員に準じた規定が適用されて来るといふことになつておるわけでございます。その場合につきましては別段差支えないといふ考えで、他の会社の役員、職員等の例にも倣ひまして、こういう規定を設けた次第であります。

○小笠原二三男君 では二十二条に關連してお伺ひしますが、理事であつて、私は職名は知りませんが、常識的に言いますと、電気通信の工事請負、或いはメーカー等の会社に直接関与する施設部長なり、局長なりというふうな職員を兼ねた理事がやめた途端にすぐその關係会社の取締役になつたとかいふようなことが望ましいことであるとお

○小笠原二三男君 頭張つておられる理事は、総裁から見た場合に総裁を補佐して業務を執行するといふことの関連はどういうことになりますか。

○小笠原二三男君 これは欠格条項のほうにも触れてお尋ねしようと思つておつたのですが、国家公務員法などでは利害關係のある会社に公務員たる者が退職して就職する場合に、或る程度の制限が加えられる規定があるようでありまして、そのことから二十二条のほうでこのほうに対しては逆に民間側から人を入れる場合においても、公社に対して利害關係のある会社から入つて来ることに對しても何ら制限の規定はないわけですか。そういう問題もあるのですが、それはあとでお伺ひしま

○小笠原二三男君 禁止と申しますか、制限と申しますか、そういうような何らかの措置をしなくてもいいという根拠を御検討になつておるならばお示し願ひたい。

○説明員(勸勉君) これにつきましては、大体公社の職員と申しますか、役員につきましては国家公務員ではない、併しながら特定の事項につきましては公務員に準じた規定が適用されて来るといふことになつておるわけでございます。その場合につきましては別段差支えないといふ考えで、他の会社の役員、職員等の例にも倣ひまして、こういう規定を設けた次第であります。

○小笠原二三男君 では二十二条に關連してお伺ひしますが、理事であつて、私は職名は知りませんが、常識的に言いますと、電気通信の工事請負、或いはメーカー等の会社に直接関与する施設部長なり、局長なりというふうな職員を兼ねた理事がやめた途端にすぐその關係会社の取締役になつたとかいふようなことが望ましいことであるとお

○小笠原二三男君 頭張つておられる理事は、総裁から見た場合に総裁を補佐して業務を執行するといふことの関連はどういうことになりますか。

○小笠原二三男君 これは欠格条項のほうにも触れてお尋ねしようと思つておつたのですが、国家公務員法などでは利害關係のある会社に公務員たる者が退職して就職する場合に、或る程度の制限が加えられる規定があるようでありまして、そのことから二十二条のほうでこのほうに対しては逆に民間側から人を入れる場合においても、公社に対して利害關係のある会社から入つて来ることに對しても何ら制限の規定はないわけですか。そういう問題もあるのですが、それはあとでお伺ひしま

○小笠原二三男君 禁止と申しますか、制限と申しますか、そういうような何らかの措置をしなくてもいいという根拠を御検討になつておるならばお示し願ひたい。

考えになつておられるか。逆にこの工
事請負会社、或いはメーカー等の会社
の者がこの公社の役員となる、そうい
うことでこの工事請負、その他が適正
に行われるというふうに、それでよろ
しいというふうにお考えになつておら
れるのか。そういうような形でお尋ね
します。

○説明員(勲勲君) その点につきまし
てはこの法律案におきましては特に十
二条、これは経営委員の問題になりま
すが、これが準用されておりますので
十二条をとつて御説明申し上げますと、
第三項の第三号等に冷却期間を設けて
ございせん。併しこれは内閣におい
て任命し、両院の同意を得る公社の役
員につきましては、總裁、副總裁は内
閣において任命いたしますので、そう
いう弊害のある場合には、これはもう
冷却期間と申しますか、一年の冷却期
間が果してこれが絶対的な物差だとも
考へておりませんし、結局弊害がある
や否や、その人個人につきましてはも
ういふような判定がなされるかと考へ
ております。そこでそれは欠格条項の
場合でございしますが、在来勿論現在新
たな公務員法におきまして、いわゆる
天下りを再現して人事院の許可如何か
を受けなければならぬということにな
つておりますが、例えば行政整理の
場合におきましてはそれを又認める
いろ／＼その都度においてやられてお
るわけでございますが、そこいらの点
は私ども結局そこへ入れないという規
定を設けておきまして、どうしても
特別の理由ある場合にはこれを認める
ということも考へられますし、役員、
職員につきまして一応他の立法例等
も倣いまして制限を設けなかつた。そ

ういう弊害が起るか起らないかとい
う点につきましては、必ずしも絶対に
起らんともし上げられませんが、個々
の場合におきましてそういう弊害がな
いように考へて行くということで一応
足りると考へた次第でございします。

○小笠原二三男君 この過去において
関係会社と電通の間で疑惑を持たれる
ような事件があつたのですか、なかつ
たのですか。私はそういう点が立証さ
れない限りは事前に予防措置をとつて
おくことが望ましいのではないかと
思われるのですが、こういう点は如
何ですか。

それからもう一つ、これは経営委員
会のところでお尋ねしようと思つたの
ですが、役員に關してもこの十二条だ
けで申上げますと政府職員、監理機關
のほうから公社に入つて来る場合は、
これは役員の場合には許されておること
になるわけですが、国会議員等もやめ
さへすればさつちへ行ける。こういう
ことになるだらうと思ふ。政界の役員
も又役員たる地位だけを退けば役員に
なり得る。こういうことですか、政界
所属はあつても……

○説明員(勲勲君) 法律的にはまさに
その通りでございします。併し或いは總
裁、或いは副總裁、或いは経営委員と
いうような非常に重要な地位に就く人
につきましては、内閣なり国会なりが
それを判定するといふ形に相成つてお
るわけでありまして、その他につきま
しては法律的にはそれをやめればなれ
る、こういう形になつております。

○小笠原二三男君 又元に戻つて利害
関係のある会社の重役等も重役をやめ
れば、冷却期間なしに役員になれる。
法律的にはなるわけですが、これは実

際上差支えないという御答弁であつた
が、本当に差支えございせんか。

○説明員(勲勲君) 経営委員、總裁、
副總裁等につきましては、只今申上げ
ました通り、内閣において要するに弊
害があるかどうか個々につきまして検
討いたしまして任命されるものと考へ
ます。それから理事につきましてはや
はり總裁がそういう弊害があるかない
かといふことを考へて任命、命ずるわ
けでございします。そういうような
ことはそれ／＼任命権者と申します
か、そのかたが最も適当な、公正な人
事をするといふふうに考へまして、こ
の法律を解釈して運用されれば差支え
ないものと考へます。

○小笠原二三男君 勲勲官の申される
ことは一般的には私もそれでいいと思
うのです。併しいろいろの風評があ
り、そういう事実も関連して過去にお
いてあつたものが、公社になる場合に
おいて、こういう部面においてこそ嚴
格な規定をするといふようなことがな
ぜ反対に考へた場合に不都合である
か。私はそういう不都合は感じないわ
けなんです、なぜ積極的な規定を設けな
かつたかといふことについては私未だ
に積然といたしません。多分経営委員
会に戻つた場合に、これはもう少し今の
電通省のほうからそれ／＼のデータを
頂いて過去の実績に照らして考へて見
たいと私は思つております。本日はこ
の部分はこの程度にしておきたいと
思いますが、次に二十四条でございま
すが、「總裁又は副總裁たるに適しな
いと認めるとき」ということでござい
ますが、適しなと認める場合といふ
のはどういふ事態を予想してこの規定
をしたのであるか、御明示願ひたい。

それは不適格条項に照らす場合ではな
いのでございしますから、予想される事
態について御明示願ひたい。

○政府委員(大泉周藏君) これはこの
公社法の規定の仕方につきまして実は
国鉄その他と大分考へ方、觀念を整理
いたしました。先ほど御指摘の点なん
かも變つておるのでありますが、只今
の点につきましても十五各号の一と
いふことに該当するとき以外に何か
いかにいふことを考へて見ますと、こ
のような「心身の故障のため職務の執
行に堪えない」と認められるとき、或
いは「職務上の義務違反があるとき」
のほかに、公社の職員たるにふさわし
くない動きがないかどうかといふこと
を考へて見ますと、例えばこの中には
国鉄のほうであつたかと思ひますが、
準禁治産者とか何かといふものを私は
一々書くべきかどうかといふ点につ
いては我々も先例を見たときにも疑問
であつたのでございします。それじやそ
ういふものだけを挙げるべきかといふ
ことにつきまして、単にふさわしくな
いといふことにつきましては、そのよ
うなものを考へて、そういうものに適
しないときにはやはりやめさすことが
できることにしたらいのじやないか
といふ工合に考へて規定したわけであ
ります。

○小笠原二三男君 どうもそれだけの
理由で法律を規定したといふことで
は……まあようござんす。私お尋ねし
てゐるのは、おおよそではない／＼の場
合を或る程度は記録にとどめて列挙し
ておいて頂ければ、不当に總裁が時の
内閣によつて罷免せらるるというよう
な場合に、やつぱり争える根拠が立法
の精神上出て来るだらうとも考へまし

て、実は親切心もあつてお尋ねしてい
るわけなんです。といふことは、こんな
あいまいなものをきめておいたら破防
法の扇動と同じ拡張解釈で内閣が變つ
たたんびに氣に食わない總裁について
は理由も明示することなくして首を切
られる、總裁たるにふさわしくない、
適しないとなつたら何を以てこの公共
企業体が内閣に対して抗争できるか、
私は時の政党内閣如何によつてこの公
社経営の基本である總裁の首が左右せ
らるることについては基本的に反対な
んです。それなのに何かかわらず、こ
ういふ内閣にとつて都合のいい、無論
私どもの会派も何十年後には内閣をと
るかも知れませんが、それにし
たとところで、こういう抜け道みたいな
ものができておつたら、總裁として晏
如として業務に精勵することができな
いのじやないかといふ逆な面を考へて
お尋ねしておるわけです。具体的に公
社の總裁と内閣との關係について別な
面からお尋ねしますが、内閣は如何に
も總裁を任命いたします。併し内閣を
形成しておるいわゆる政府、与黨のお
考え、それが悪い場合は申しません、
よい場合としまして、いわゆる或る政
黨の持つ政策、それと總裁が公社経営
をやつて行く方針とが食い違つて来
る。こういう場合に内閣がこの總裁を
任命するといふことができるか。私は
法律上規定されておる限りにおい
て、内閣と總裁との關係において、内
閣に対して責任を負わなければならな
い部分はそれは進退の対象になるかも
知れませんが、時の内閣の公社
経営、或いは具体的にいふ／＼な問題
が起つて来るでしよう、總裁の権限で
やり得る問題が、それらについて

しからんということとで内閣の考えと總裁の考えが違ふ場合に進退を決せられるというようなことになつていいのかわるかどうか、そういう点からお伺ひしたかどうか。そうしてそういう具體的な場合は、そういうことがあつてはならないということがあるならば、それはこうなるかというのを心配するわけですが、率直にお答え願ひたい。それは本當はあなたが答へるのではなくて、あとで大臣に伺つておきたいのですが、一応大臣代理でお答え願ひたい。

○説明員(榎勉君) 非常に御尤もな御質問でございますが、この立案の趣旨としましては、例えば経営問題にしまして、總裁、副總裁についても同じでございますが、そういう人たちがこの条文中には明らかでない。即ち抜けておるのでございますが、こういう懲罰に処せられたときにはやはり適当でないということである、そういうことははっきりいたしておるかと思ひます。委員なり、總裁、副總裁としての品格を傷つけるような非行がある場合、これもやはり適しない。それから職務の怠慢と言ひますが、殆んど本社にも現われて来んとか、そういう怠慢のある場合、これもここには書いてないけれども、その一つにはなるのではないか。能力の不足、これは十分検討して任命するのでございますが、先ずそういうことは無いと思ひますが、人選の疎漏であつて能力が非常に不足だつたということも先ずないかかと思ひますけれども、そういうような場合が考えられるのでありまして、政黨の政策に反するからいかにということとでなく、経営委員の職能、責任とい

うものは、この法律で抽象的ではございますが、はつきり書いてあるわけでございます。総裁、副総裁につきましても、単にこれは公杜法だけではございませんで、近く御審議を願います交通、通信の業務を執行する上においての基準となるべき法律中にはいろ／＼と公衆の利益を増進し、又電信電話の普及と発達をやるようないろ／＼な規定があるのでありますが、それは要するに職務の遂行に不相当であるということが認められる場合でございまして、これが何でもかんでも拡張解釈されて、ちよつと気に食わんからというのので、ほかの、公杜の業務執行に関係のないこととでそういうことがやられるというところは到底想像し得ないことであるかと私は考えております。

○小笠原二三男君 只今の御答弁は次々大臣官として最大限の権限の範囲でお答えになったようでございますが、大臣権限によるお答えの部分はなかつたようでありますか、これも止むを得ない。あとからその点をお伺いすることにいたしますが、そういうような点を挙げればよいと言ふとそれは語弊があると思いますが、党利党略によつてこういうもののが使われるということになる虞れを考へる場合には、逆にやはり総裁、副総裁は経営委員会における特別委員でもございいますから、他の委員同様に国会の承認を求めるという手続をとつておくことが内閣における独断専行による虞れがないか。そして又そのこととが経営委員会における委員として並ぶ場合にも法律的に正当になるであらうか、総裁の身分を保障し、その権限を十分發揮できるようにするのはな

いかたというふうに考へるわけですが、これらの点について内閣と参議との關係について十分な検討があつたかなかつたかという点は、これ以上は大臣にお尋ねいたしますから、この程度にいたしておきたいと思ひます。

それから二十五条でございますが、念のために私申上げておくのですが、私どこの委員会に行きましても各箇条、箇条について素人の馬鹿な点を露出しまして下らんことをお伺ひしてあるわけですが、それは法が成立したあとで關係した事項が起つたこと、立派の精神はどこにあつたかということのため、に記録がないので非常に困つたという事態を私国民の一人として身に感ずる感じがござりましたので、事ごとにとこういう御質問をするわけですから悪しからず一つ御容赦願つておきます。「但し、郵政大臣の承認を要しましたときは、この限りでない。」といふことはどういふ場合のことを予想してこの規定を挿入になつたのか、お示し願ひたい。

○説明員(勅勅君) これは衆議院のほうにおきましても修正されておりますので、経緯を率直に申し上げますと、実は国際電信電話株式会社に現物出資するということで公社がその後引き続き国際電信電話会社の株式を所有しておるやうに初め実は規定いたしましたのでございまして。それは国会へ提出する前でございますが、その後閣議等によりましてその点修正がありましたので、原案といたしましては只今御審議願つてゐるもので公社は国際の株をとりましてもそれは一般會計のほうに譲渡するといふ規定になつておりますので、電話はさやうでございしますが、初めにおきま

しては暫らく持つておるといふような規定になつておりました關係上、役員
の或いは一人が国際会社の役員も兼ねなければならぬといふようなことも考慮しまして立案者としては但書を付けたわけでございます。併しながらその後この原案に示すように、公社は株
を持たないことになつておりますので、實際上その他の場合において余り
考えられることがないといふことで、結局衆議院においてもこれは削除とい
うことになつておる次第であります。
○小笠原二三男君　そうすると、先ほどの十二条の三号の規定とはどうい
うことになりますか。こつちが衆議院のほうで削除になつてしまえば、そうす
ればこれはどうなりますか。
○説明員(親勉君)　十二条の三号は、これは勿論こういふようなものの役員等を兼ねておるものではないと欠格条項は相成つておるわけでございますので、この二十五条におきましては役員がこつちの特別の、要するに公社と密接な關係を有するものに対しては、この但書がありましてこの三号には該当するものにはいけないといふふうには私も解釈しております。更にこれが削除になりますと全然さういふような疑問も起つて来ない、即ち三号の規定が強く出て来る、こつちの意味に解釈しておる次第であります。
○小笠原二三男君　そうすればこの二十五条の但書がなくなつてしまつて本文だけになりますと、この十二条の三項の三は役員に限る限りの一般的な全体の問題になるわけでございますね。
○説明員(親勉君)　これが削除になりました場合に、こつちが三項の三は、一般的と申しますか、どもかくこ

ういう直接密接な利害關係を有するものは絶対に委員にもなれませんし、役員にもなれない、こういうことになつております。

○小笠原二三男君　そうすると、役員のはうは、特に如何なる利害關係……、この法人です、ね、法人の役員たるものとにかかわらず一切いけないと、こういうことになるんですね。

○説明員（親勉君）　その通りでございます。執行役員はともかくこの業務に専念するという態勢をとりまして、経営委員会の委員は例えば電力会社の役員であつても差支えない。この總裁、副總裁、それから理事は絶対に業務の執行に専念するという建前で他のものを兼ねてはいかん、こういう形になつて、但書がなくなるわけでございます。

○小笠原二三男君　これは公述人の意見を取次いでお尋ねしますが、それは少し酷ではないか、總裁、副總裁は民間の経験者を入れたらいいと考えますが、重要な産業の役員として携わつておるものを、それを外してこれだけやつて欲しいということは酷ではないか、というような意見もあつたのですが、それらの意見に対してもやはり今のようなお考えでございますか。この但書がなくなつたような考え方でございしますか。

○説明員（親勉君）　立案者といつたしましては、但書は全く国際電信電話会社に出資する、即ち株を持つという關係から、全然禁じておくという關係はせんかということと規定いたしましたのでございまして当時立案者といつたしましては、かかる大企業の總裁又は副總裁又は専門的な理事等につきまして

は、他の事業の役員等を兼ねることは好ましくない、というような考えを立案者といましてはいたしておつたわけでございます。

○小笠原二三男君 次の第二十六条についてですが、「公社と総裁との利益が相反する事項」というのはどういふことを想定しておられますか。

○政府委員(大泉周蔵君) これは公社と総裁との間に、或いは取引関係が生じたときの請求なんかの場合だと考えております。

○小笠原二三男君 その場合に総裁と公社が一体利害が反する場合があるまいか。

○政府委員(大泉周蔵君) 例えて申しますと、総裁の私有に属しております不動産を公社に属しまして、公社との間に法律関係が生ずる、或いはその売買に関する物権の授受とか、或いはその登記の關係と、いろいろの問題が生じましたときに総裁が自分の個人たる立場と公社の立場と両方兼ねておられる場合は、公社にとつて不利な場合があり得ますので、その場合だけ総裁の代表権を外しまして別の代表者を入れるというようにするのが、これは商法の一般原則に従うものと考えて規定したのであります。

○小笠原二三男君 よくわかりました。その後段と申しますか、次の項ですが、その場合に「経営委員会は副総裁又は理事のうちから、公社を代表する者を選任しなければならない」ということでありますが、経営委員会は公社の代表権を云々する権限を持つておられるのですか。

○政府委員(大泉周蔵君) この点につきましては、初めの二十条でございますが、

すか、副総裁は総裁に事故あるときは、並びに欠員のあるときは理事もやはりそのような場合には代表権を持ち得る規定になっておりますので、このような場合には広く解釈いたしますならば総裁に事故あるときと考えられぬことではないと思ひますが、このようない場合には本来副総裁又は理事というものは代表権を持ち得る潜在的な資格は二十条において持つてゐるわけでございますから、そのうちから経営委員会がこの事項に關して一番適當と思はれる人を選任するということはこの役員としての性質から見ても適當ではないかと考えております。

○小笠原二三男君 私法律的にはどういふことかわかりませんが、これは経営委員会が役員に対する人事権の一部を持つたということになるわけでしょうか。

○政府委員(大泉周蔵君) この場合に人事権といつたようなことよりも公社の業務執行に關する総裁の代表権といふものはそれを持たすことが適當でない場合、例外的場合におきまして代表権の行使者を指定したという軽い意味でありまして、これを以て広く人事権を持つとも考えませんし、又この代表権の制限はこの事項に關する限り総裁にないと考えますので、その期間ごとく総裁の代表権がなくなるというところは考えておりませんので、人事権云々という問題にはならないと考えております。

○小笠原二三男君 第二章十條においては「経営委員会は、公社の業務の運営に關する重要事項を決定する機關とする。」とあつて意思決定機關だということですが、この今の場合もこ

れは意思決定としてなされる行為ですか。

○政府委員(大泉周蔵君) 代表者の選任行為といふ工合に考えますので、選任といふ意思決定を行い、それを本人に通知することによつて生ずる一つの法律關係かと思ひますので、やはり重要事項の決定の機關といふことの枠内にあるものと考えております。

○小笠原二三男君 そうしますと、法律的には第十條の五号「その他経営委員会が特に必要と認めた事項」といふ中にこの二十六條の問題が入るといふふうに考えてよろしいでしょうか。

○政府委員(大泉周蔵君) 今御質問になりました経営委員会の権能範圍、つまり権能と申す幅と、それから具體的の権限事項といつたものとの關係だと思ひますが、この公社の代表権を持つものといふものは法定されております。従ひましてその法定をされた事項を経営委員会が特に必要と認めて変へるということとは許されぬものと解釈いたします。そこでこのようない代表権に關する事項といふものはやはりこの二十六條といふ規定があるのが親切なのでありまして、若しなかつたらば果して第五号でこれができるといふか疑問と思はれるのであります。ただこの経営委員会といふものがさういふことが全然なし得ない機關かどうか、こ

ういふことにつきましては、重要事項決定機關たる性格に基きまして、ここに特に二十六條には経営委員会はそれよりな性格のものであるからしてこのようない選任権を持つてもよろしいと明記したものと考へておる次第でございます。

○小笠原二三男君 私の尋ねておるの

は二十六條の後段は必要でないと申上げておるのではない。この条項は法律的には第十條の五号といふものの中の権能としておるものを特記してゐるのかどうかといふことを聞いておるのです。

○政府委員(大泉周蔵君) この十條第二項の規定でございますが、これは私たちの考へでは必要議決事項といふ工合に考へております。つまりこの経営委員会では、この事項は経営委員会の議を経なければいけないときめられた場合には、議を経なかつたらば公社の役員としては職務違反になるといふことを考へております。これはむしろ一方から直接出て來まして、この経営委員会の権能として當然二十六條を、これを處理しなければならぬやうになつておるもので……。

○小笠原二三男君 そうすると、二十六條の後段が別條に入るとするならば、仮にそれは第十條の日本數字で一、二、三、四と書いてあるのと同列に書かれる事項なんぞでございますね。

○政府委員(大泉周蔵君) つまり第三項となりまして、議決事項と、こ

うことをしなければならぬ事項に置かれておるものと思ひます。

○小笠原二三男君 そこで又前に戻りますが、総裁を任命する者は内閣になります。内閣が総裁を任命した途端に、公社の代表権は総裁が持つておる、総裁固有の権能だ。そうすると総裁に代表権を持たせ得るものは内閣以外にはないと思ふ。それが経営委員会に特例として、こ

ういふ行為を行はせることができるとした根拠を伺いたい。

○政府委員(大泉周蔵君) この問題につきましては、今の御意見のような考へ方もあるかと思ひますけれども、任命した人だけが代表権の範圍を決定するといふことは必ずしも當らないかと思ひます。又これは商法の一般原則に倣ひまして、このようない規定を置きますことが、内閣が執行役員の最高者といふものを任命することとは必ずしも矛盾しないのではないかとと思ひます。商法におきまして、取締役といふものは株主總會によつて決定されまして、そのおの／＼の代表権を定めるのは取締役會であるといふことに鑑みまして、ただそのやうな形といふものを引きながら執行役員といふものの専門性といふことを考へまして、特に内閣のほうに任命権を、實際上の便宜から見て政策的にそれを内閣に任したといふことは、この公社の仕事のやり方に対する政策判斷の問題でございまして、法律的には矛盾しないかと考へております。

○小笠原二三男君 どうも毎回聞いておるといふと、都合のいいことになると民間会社ではと早速出して、それならばといふので民間会社といふやうなやうなことを、これが公社で内閣のと、こ

う来るのです。私は素人ですから黙つてはいろ／＼聞いておりますけれども、どうもさういふ点は腹の中では私

はうんそうだらうなどとは思へない。若しもさういふことであるならば、この公社と総裁との利益が相反する事項については、総裁は代表権を有しない、こ

でいいと思う。それを経営委員会のほうにまで持ち廻つて行つて、それならば経営委員会は代表権を作成する権限があるかというところ、これはない、そのときだけだ、それならばふたつあるのは内閣だ、それから内閣でやつたらどうだ、いや、この場合は便宜的にこのほうがいいのだ、民間では取締役会と、こう来る。先からこの点がわからな

い。○政府委員(大泉周蔵君) 我々は民間のいいところと公益性と妥協しようというところでありまして、どうしてもおつしやるような説明が聞き取れる場合もあるかと思いますが、私どももいたしましては真剣に民間経営のいいところと、而もこの公共性を確保する、又事業の特殊性を噛み合はそうと真剣に考へておるものでありまして、説明の足りないところは如何ようとも勉強いたしまして御説明をいたしますのでよろしくお願いいたしますのであります。この場合に実は総裁が代表権を有しないことと書けば、当然代表権を有しないかといふこともありますが、じやないかといふこともありますが、じやないかといふこともありますが、総裁が自己の利害に反しますときには副総裁、その次はどの理事、どの理事という工合に順番をきめてやつておると思うのであります。ところがこのようない具体的な取引関係につきまして、このようない公社一本体系の順序が適当であるかどうかといふことは非常に疑問であると思うのであります。この場合には、やはり役員の中の一適當な人がその事務に関する限りすぐやつたほうがいいと思われぬのでありまして、この総裁が不動産をたゞ／＼売ろうと思つた途端に、その次の副総裁、その次

の理事といふことは、やはり事実の輕重如何によつて、又その適性によつて理事がきめられるのじやないか、或いは不動産の場合ですと、経理事務担当の理事がそれを扱うといつたようなこともあろうかと思ひます。又事業の如何によりましては訴訟關係の担当理事があるかも知れません、これはそれだけの事案に応じてやつたほうがいいのではないかと考へます。

○小笠原二三男君 そういうことならば、経営委員会の手を煩わすまでのこととでなくて、執行部内自體の運用の問題ですから、副総裁が適當な代表権を持つ者をきめるのだといふことにしてどが悪いのですか。

○政府委員(大泉周蔵君) 我々の考へていたしましては、経営委員会といふものは重要事項を決定し、執行役員といふものは決定されたところに従つて細部の決定に當り、且つ執行に當るといふ工合に考へておるのでござい

ます。この執行機關といふものは統一性を、保持させるために総裁といふものをトップにきめて、それを皆補佐する關係になつております。その総裁といふものと公社が相對する場合におきましては、その下部機關、下部と申しますか、これを補佐する責任のある者が総裁との關係につきまして或る者を任命するといふよりも、やはりこの経営の重要事項を決定するこの経営委員会といふものが、この総裁の關係については出て来たほうが一番しつくりすると考へられる次第であります。

よ。その経営委員会がその問題に關して當事者である総裁が入つてその問題に關して事をきめるといふことはおかしい。その場合に総裁は議決権がないとか、或いは経営委員会に参加できないとかといふふうな明示されてあれば、それは明らかなんです。私はそういうことよりも、総裁事故あるとき副総裁云々ですから、そこで副総裁が適宜裁判によつて、その場合には弁護士等を代表者として代表権をやる場合もあるでしようし、一切合切が副総裁でいいじやないか。あなたの御答弁では、総裁はもう公社の最高執行責任者である、その下の者が云々と言つておりますが、総裁と副総裁はどこで上下といふことはわからぬのですが、私は総裁事故あるときは副総裁だと思つておる。何で下の者の上の方の者だの言

うのか私にはわからぬ。却つて経営委員会という方法そのものが法律的に紛らわしいじやないかといふことを考へるから、まああつちこつちから私は質問しているわけですが、事件の關係者が入つておつて事をきめるというのはおかしい。

○山田郎男君 今のに關連して、第二十六條の問題で、公社と総裁との利益が相反した場合、これは勿論或る役員

の最高の人として、例えば今説明されたように不動産の問題ですね、問題が起きた場合に総裁は代表しない。ほかの例えば副総裁、理事が代表する。こ

ういうふうになつておりますが、なぜ役員のうちで総裁だけが公社との利益が相反した場合に代表権を有しないのか。これはいゝわば総裁は最高の役員であるけれども副総裁があり、理事があるわけですね、副総裁とか理事とか

といふものに若しそういうような問題が起きた場合には一体どうなるのか。これは問題にしないといふ立法の趣旨なのですか。そこに今のような総裁だけだといふようなことを言うからこゝういふ後の問題が引つかつて来る。役員である総裁の利益と反した場合にその公社の利益を代表しない。副総裁、理事のほかに今の同僚……、同等じやないが、役員といふ一つの地位を持つているときにこれは全然問題にしない。それで副総裁、理事のうちから代表を出す。これがまあ構想がおかしいのです。役員のうちで総裁だけは

そういうことをされる……。

○説明員(親勉君) これは初め山田委員の御疑問に對してお答えいたしますが、公社では総裁だけしか代表権がございせんのでそういうふうな書いてあるのであります。

それから小笠原委員のおつしやるように、何も経営委員会をこんなところ

に引張り出して来なくていいのじやないかといふように解釈するのであります。まあしつこい議論をいたしますと、それがや当副総裁が代表権を

その事項について持つのだといひました場合に、若しその場合に副総裁に会社と利益が相反する事項があつた場合には、その場合にはどうするかといふことをこま／＼と書かなかつた、立法技術上経営委員会に持つて行つたといふことで一つ御了解をお願いしたいのであります。

○小笠原二三男君 私は総括質問の場合に経営委員会について相当お伺ひした。そしたら経営委員会と総裁をトツプにする業務執行の上の責任体制が明らかに分離していることを再三お話に

なり、而も執行部面は一切総裁の権限だといふことであつたわけでありま

す。それで経営委員会は経営のための重要な意思決定機關だ、それだけなんだといふことを再三言われておつたのであります。ですから二十六條のよう

なことが一般的の重要事項と代表権の決定といふことが、一般的の意味において意思決定機關における重要事項といふことは私はどうしても問題は別

のような感じがしてならぬのであります。これはそれでまあ政治家に言わせねばしつこい議論になつて来るわけでありま

す。併し時間がありまけんからこれも又後にいたします。

次に一つ移りたいと思ひますが、二十七條でござい

ます。二十條でござい

ます。二十條でござい

ます。二十條でござい

ます。二十條でござい

ます。二十條でござい

ます。二十條でござい

ている。これが代理の精神であり、また、従いましてこれには不法行為とか或いは事実上の行為といったものは、代理権の關係とは外れると説かれております。そうして又代理の場合には本人と代理人と、それから第三者の關係があつて、本人と代理人との間には一種の委任行為の場合もあり、或いはその他雇用關係によつて代理権が働いている場合も、いろいろあります。その代理行為の効果というものは、本人と、代理人との間の關係と、それから代理についての法律効果というものは、本人に帰属いたします。關係とは、別にされているのが普通のことであり、従いまして、この代表と代理の關係を論じるときには、この範圍の問題と、それからそこに必要なる三者の關係が必要かどうかという点が問題になるだらうと思ふのであります。代表という言葉は、私法上は法人又は団体等その機關の關係について言われるものであります。この場合には機關たるものの代表する者の持つ行為というものは、法人又は団体それ自体の行為とみなされまして、代表する本人と代理人といった關係ではなく、この機關が行います。代表権を持つ者が行います行為は、法人又は団体の機關となりまして、それによつて權利義務が生ずる。従いまして代理におきまざるごとく、本人と公社との間の對立關係を生じないということが言わねばならない。それでは公社に實際問題として、公社において代表権といふことと代理権といふことは、どれだけ違ふかといふことを申し上げます。その人の行為自体が直ちに公社のものとなると考へるか、そこに代表す

るというものを經由した代理關係といふものにとるかによりまして、取引上は別に困ることはないのではありません。だから公社なんかの場合におきましては、代表権を持つ者を何人もきめまして、その者はお互いの權限關係といふものを制約してまして、これを定款に載せたり、或いは登記をしたりしておるのであります。我々考へますには、そのようないことが、代表關係の制限といふことが行われるといふことは、實際上は取引上非常に問題でありまして、何らかの形において公示する必要があるのではありません。そのようないことにならば、代表権を總裁だけが持つていて、あとの人は代理權といふことにして、あとも同じであり、そのうち地方機關等におきまますようなものの代表權といふものにつきましては、はつきり登記するといふことによつて、第三者の關係が、取引の安全が望めるのではないかと、くどくど申し上げましたが、この公社經營の實際において、代表権を持つものはたくさんなければ困るという實際はないものと解釈する次第であります。

○小笠原二三男君 私は今全くむずかしいことはわからんのですが、率直にお尋ねしますと、總裁が事故があつた場合には、副總裁には代表権がございいますか。それから總裁が欠員の場合、副總裁に代表権がございいますか。

○政府委員(大泉周藏君) 私の考へでは、總裁が事故があつて、總裁自身が存在するときは代表権は總裁にございいますので、副總裁は總裁の名においてその事務を代理できるものと考へております。總裁が欠員の場合は、公社の意思自体なるものがないのでありますから、これはその場合には代表権を持つものという工合に考へます。

○小笠原二三男君 それなら公社の場合、總裁の欠員中は副總裁に代表権があるといふことをなぜ明記しないので

つて代表権を持つてありましようが、その場合には、第三者に対しては全然對抗できない。従つてそれは公社として非常に困るならば、そのことを公示する必要があるだらうが、併しこれは内部規程として抑える以外に手はないのであります。我々この場合に考へておきましては、何らか内部で恐らく顧慮をきめるようなことを考へるであらう。第三者に対しては、やはり公社として責任を負ふといふ建前に行くべきだと思ひます。

○小笠原二三男君 私は、代表権といふのは、外部の第三者に対して對抗する場合に起つて来ることだと思ひます。内部的な問題ではないと思ひますが、それも雖だつたらはつきり教へて置きたいのです。そういう場合に内部的に皆と相談して、誰が代表権を持つと決めておけばいいんだというやうな、そういう安易なことができて、二十六条のような、こういうことはやがましき規定しておかなければならないといふことは、これはとんでもないことではないか。いわゆる總裁、或いは副總裁の欠員中における代表権の設定については、明らかに法律上明記しておかなければ、それこそ公社の機能がとまつてしまふではないかと思ふのですが、どうなんですか。

○政府委員(大泉周藏君) この点につきましましては、私たちがそのような場合が相当起り得るならば明確に規定すべきであるとは考へたのであります。ところが總裁、副總裁、理事といふものがありまして、而も内閣は直ちに任命できるという、手続上できることになつておりますならば、總裁が欠け、副總裁が欠けてなお且つ公社經營は理事を以てやつて行けるということとは、政府も考へるはずはないのであります。その極く短期間における問題は、この理事がおの／＼分担を以て任命されるまでを支えて行けばいいので、そのような事態になるのは、それはもう考へ得ないくらい例外として考へられるのであります。併しながら法規的にその場合はどうなるかは規定しておかなければならないといふことに對してはその場合にはおの／＼代表権を持つといふことにおいて、その事態を成るべく短かくするように内閣が總裁、副總裁を任命すればいいんじやないかと考へるのであります。公社の運営において殆んど起ることを常態として望んでいいことのために、ながながと規定するのは必要がないと思つたのであります。但し先ほどの二十六条のごとき場合は、日常まゝあり得ることでありまして、はつきりと規定したのであります。

○小笠原二三男君 先ず一応聞いておいて、これの検討をして再度お尋ねいたしますが、それではそのために参考までに伺いますが、二十条に戻りまして、欠員のときはその職務を行つて表現されておれば、代表権を持つ總裁に事故があるときはその職務を代理するといふことになれば、これは代表権を持つておらないといふことは、具体的に二十六条における公社と總裁との利害が反するといふ場合に、結局何かの取極ができて、お互に契約上調印する、そういう場合はこれは代表権を行使することだと思ふのですが、そのこととはこの第二十條の二項ですか。總裁に事故があるときはその職務を代理

し」というその職務に入らないということですか、代表権がないから……。そのとき副総裁は調印ができないということですか。

○政府委員(大泉周蔵君) 今の御趣旨は恐らくこの副総裁に代表権がないといふた場合には、代表権がないのだから副総裁はそれを代理することは当然できないかというお尋ねかと思ひます。

○小笠原二三男君 いや、二十条ではあなたの解釈ではその職務を行うという場合には代表権を行使するということがあるのだ、その職務を代理するといふことはそれは代表権といふことではないのだ、そうなる、いわゆる不動産等の問題で代表権を行使するといふことは、紛争のない限り両者の契約で調印するといふようなことが一つの代表権を行使することだろう。そうならば何ら二十六条の規定の後段規定がなくとも代表権を誰に委ねるかという規定がない場合においては、先ほどの職務を代理しということと調印するといふ権能は持たないといふことなのですか。こういうことなんでしょう。

○政府委員(大泉周蔵君) そのように解釈いたします。

○小笠原二三男君 その場合には単にあなたのおっしゃる下の方の役員である理事でも二十六条によつて代表権を認められたものは調印し、そのことで効力を発し、副総裁は総裁の職務を代理するといふ権能を持つていながらそのことについては何ら関係できない、こういうこととごひますか。

○政府委員(大泉周蔵君) その具体的な取引関係事項だけにつきましては、

その指名された副総裁、又は理事が代表権を持つていふ意味でありまして、その点について副総裁が指名されなければ、副総裁は権限はないわけでありま。

○小笠原二三男君 だから法律的な効力を争う場合に、この代表権とか、何とか盛んに言うでしようが、それでその職務を代理しといふ場合には、何らそれのことについて関係する権限がないわけですね。それで代表権を認められた理事だけがこれが権限があるわけですね、でないときにはその副総裁は今度である代表権を持つて、それはこういうふうにしたほうがいいでないか、ああいうふうにしたほうがいいでないかといふふうなことは言ひ得ない。

○政府委員(大泉周蔵君) 今のお話につきましては、その具体的な、土地売買なら土地売買といふ事項につきましては、経営委員会がその副総裁なり、理事の中から代表者として選んだのでありますからして、その人が絶対責任を持つてありまして、この仕事に關する限りは総裁自体すら権限から外されてしまふのでありますから、その総裁の代理する権限を持つ副総裁といふものがありまして、それはこの關係においては排除されて然るべきと

○小笠原二三男君 もう時間がないのですから、よく整理しておいて又あとでお尋ねしますが、どうも今の話は私はひよつとわかつたような気がするのです。それはそれでいいような気がするのですが、総裁に事故があるとき、その職務を代理するといふことは、総裁が持つていられる代表権を当然に副総裁が持つていられるといふふうに解釈ができるのではないかと考へられるのです。これはどうもないわけなんですね。

○政府委員(大泉周蔵君) この利害反する具体的な、限られた事項だけの代表権であります。

○小笠原二三男君 他には限られない場合、一般的な代表権は職務を代理するといふことの中にありますか、ありませんか。

○政府委員(大泉周蔵君) この場合、この事項以外につきましては、総裁は依然として公社の代表権を持つておりますから、その点につきましては副総裁は補佐して行つて行くと考えております。

○小笠原二三男君 事故がある場合に、おいても生きていられるのですからね。どこにおつてもそれは代表権は総裁だけが持つていられるのだと、こういうわけなんですね。

○政府委員(大泉周蔵君) 今の場合は総裁が事故があり、且つ総裁の利益、公社の利益が反する取引関係が起つた場合の例でございしますならば、その場合におきましては、その総裁の利益に反する、公社の利益に反する事項だけ

○小笠原二三男君 事務が起つた場合、おいても生きていられるのですからね。どこにおつてもそれは代表権は総裁だけが持つていられるのだと、こういうわけなんですね。

○小笠原二三男君 事務が起つた場合、おいても生きていられるのですからね。どこにおつてもそれは代表権は総裁だけが持つていられるのだと、こういうわけなんですね。

○政府委員(大泉周蔵君) この場合におきましては、その場合の副総裁は総裁の名においていふ、つまり代理してといふことは、総裁の名において業務を執行いたしますので、これは代理権でございまして、代表権ではございしません。併し総裁が亡くなつたときは、総裁の職務執行として行ふのでありますから、代表権であります。

○小笠原二三男君 代理権のこととはわかつたのですが、私が伺ひたいことは簡単な御返事が頂けるものと思つたのですが、むづかしくお考へになつて御返事頂いたのですが、総裁と利害関係がある問題については指名せられた者が代表権を、そのみに限る代表権を持つ。一般的な代表権は総裁に事故があるときには、その職務を代理する副総裁にあるといふことですか。それとも総裁は事故があるとしても、欠員といふことではないのだから、総裁自身が代表権を持つていられるのであつて、それを代理して執行する副総裁には代表権がないといふことですか、と尋ねたら、あなたの言うのには、関係する事項を除いた他の部分は総裁が事故がある場合に副総裁が代表権を持つと、こゝう御答弁だつたのです。

○政府委員(大泉周蔵君) この場合におきましては、その場合の副総裁は総裁の名においていふ、つまり代理してといふことは、総裁の名において業務を執行いたしますので、これは代理権でございまして、代表権ではございしません。併し総裁が亡くなつたときは、総裁の職務執行として行ふのでありますから、代表権であります。

○小笠原二三男君 事務が起つた場合、おいても生きていられるのですからね。どこにおつてもそれは代表権は総裁だけが持つていられるのだと、こういうわけなんですね。

○小笠原二三男君 その場合には総裁の名において副総裁が職務を代行してやつた、やることができ、やつたその行為それ自体はそれは副総裁がそういうことをやる手続は代理権によつてやるでしようが、やつた行為自体は代表権を行使してゐることはないのですか。

○政府委員(大泉周蔵君) この辺が代表と代理の法観念上なか／＼面倒なところとございしますが、私の考へといひましては、この場合の代理権は法定代理権、法律上きまつた当然代理権である。併しながら代理権といふ場合には必ず本人と、この代理人との間の問題が起るわけでありまして、つまり副総裁が適当に代理したか、不適当に代理したか、又その委任範囲を越えたか、越えないかといふ問題が起るのであります。代理といふ場合には法律それ自体になるのでありますから、この場合にはおきましては、法定代理であつて、代表ではないと考へます。

○小笠原二三男君 それでは本日私時間も参りましたので、第三章役員及び職員第二十六条まで質問をいたしまして、一章、二章第三章二十八条以降、他日に保留せられました総括質問は次回に廻わして頂きたいと思ひます。

○委員長(鈴木恭一君) 小笠原委員、皆さんに申上げたのであります。だん／＼時間が切迫いたしております。いろ／＼スケジュールを今理事と打合しておりますが、実は今日はお手許に差上げておりました通り、第四章まで実は行きたかつたのでございします。決して御審議のあれを軋肘する意思は毛頭ございせんが、そのことも

○小笠原二三男君 その場合には総裁の名において副総裁が職務を代行してやつた、やることができ、やつたその行為それ自体はそれは副総裁がそういうことをやる手続は代理権によつてやるでしようが、やつた行為自体は代表権を行使してゐることはないのですか。

勘考せられまして、一応お進め願いたいと思います。

○小笠原二三男君 私人の委員会ではございませぬので、その点は大いに協力したいと思ひますが、又半面わからない法案については私採決に参加できませんので、わかる範囲において、良心に照らして審議をしたいと思つております。何分どうぞよろしく……。

○委員長(鈴木恭一君) 本日はこれにて散会いたします。

午後五時十九分散会

六月十日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

- 一、有線電気通信法案
- 一、公衆電気通信法案

有線電気通信法案

有線電気通信法

(目的)

第一条 この法律は、有線電気通信設備の設置及び使用を規律し、有線電気通信に関する秩序を確立することによつて、公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「有線電気通信」とは、送信の場所と受信の場所との間の線条その他の導体を利用して、電磁的方式により、符号、音響又は映像を送り、伝へ、又は受けることをいう。

2 この法律において「有線電気通信設備」とは、有線電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備(無線通信用の有線連絡線を含む。)をいう。

(有線電気通信設備の届出)

第三条 有線電気通信設備を設置しようとする者は、左の事項を記載した書類を添えて、設置の工事の開始の日の二週間前まで(工事を要しないときは、設置の日から二週間以内)に、その旨を郵政大臣に届け出なければならない。

一 有線電気通信の方式の別

二 設備の設置の場所

三 設備の概要

2 有線電気通信設備を設置した者は、前項各号の事項を変更しようとするときは、変更の工事の開始の日の二週間前まで(工事を要しないときは、変更の日から二週間以内)に、その旨を郵政大臣に届け出なければならない。

3 前二項の規定は、左の有線電気通信設備については、適用しない。

一 日本電信電話公社(以下「公社」という。)が設置するもの

二 設備の一の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内又は同一の建物内であるもの(以下「構内等設備」という。)

三 警察事務、消防事務、水防事務、航空保安事務、海上保安事務、気象業務、鉄道事業、軌道事業、電気事業、鉱業その他政令で定める業務を行う者が設置するもの

四 次条但書第三号から第五号までの許可を受けて設置するもの

五 前各号に掲げるものの外、郵政省令で定めるもの

(有線電気通信設備の共同設置)

第四条 有線電気通信設備は、二人以上の者が共同して設置してはならない。但し、左に掲げる場合は、この限りでない。

一 構内等設備を設置するとき

二 有線放送業務の運用の規正に関する法律(昭和二十六年法律第百三十五号)第二条に規定する有線放送の業務を行うための有線電気通信設備(以下「有線放送設備」という。)を設置するとき

三 二人以上共同して行う業務に必要な通信を行うため、その業務を行う者が郵政大臣の許可を受けて設置するとき。(第一号に規定する場合を除く。)

四 相互に緊密な関係を有する業務に必要な通信を行うため、これらの業務を行う者が郵政大臣の許可を受けて設置するとき。

(第二号に規定する場合を除く。)

五 前各号に掲げる場合の外、都市からの距離が遠く、公社が公衆電気通信法(昭和二十七年法律第 号)第二条第三号に規定する公衆電気通信業務を提供することが困難であると認められる地域であつて、郵政省令で定める基準に該当するもの(以下「特定地域」という。)

(以下「特定地域」という。)

郵政大臣の許可を受けて設置するもの。

第五条 前条但書第三号から第五号までの許可を受けようとする者は、申請書に左の事項を記載した書類を添えて、郵政大臣に提出しなければならない。

一 設置を必要とする事由

二 郵政大臣は、前項の申請書を受理したときは、その申請を審査し、前条但書第三号又は第四号の許可の申請にあつては、その設備により行う通信が二人以上共同して行う業務又は相互に緊密な関係を有する業務のため必要な通信であり、同条但書第五号の許可の申請にあつては、設置の場所が同号の特定地域内であるときは、許可をしなければならない。

第六条 第四条但書第三号又は第四号の許可を受けて有線電気通信設備を設置した者は、前条第一項第一号の事項を変更しようとするときは、郵政大臣の許可を受けなければならない。第四号但書第五号の許可を受けて有線電気通信設備を設置した者が第三号第一項第二号の事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 第四条但書第三号又は第四号の許可を受けて有線電気通信設備を設置した者は、第三号第一項各号の事項を変更しようとするときは、変更の工事の開始の日の二週間前まで(工事を要しないときは、変更の日から二週間以内)に、その旨を郵政大臣に届け出なければならない。

四 有線電気通信設備を設置した者が第三号第一項第一号の事項を変更しようとするときも、同様とする。

3 前項の規定は、第三号第三項第三号及び第五号に掲げる有線電気通信設備について、適用しない。

通信設備については、適用しない。

第七条 第四条但書第三号から第五号までの許可を受けて有線電気通信設備を設置した者について相続又は合併があつたときは、相続人(相続人が二人以上あるときは、相続開始の日から三月以内にその全員の同意をもつて選定された一人の相続人に限る。又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、許可を受けた者の地位を承継する。)

2 前項の規定により許可を受けた者の地位を承継した者は、承継の日(同項の規定により相続人を選定したときは、その選定をした日)から一月以内に、その事実を証する書面を添えて、その旨を郵政大臣に届け出なければならない。

(本邦外にわたる有線電気通信設備)

第八条 本邦内の場所と本邦外の場所との間の有線電気通信設備は、公社でなければ、設置してはならない。但し、特別の事由がある場合において、郵政大臣の許可を受けたときは、この限りでない。

(設備の接続)

第九条 有線電気通信設備を設置した者(公社を除く。)は、その設備と他人(公社を除く。)の設置した有線電気通信設備とを相互に接続させてはならない。但し、左に掲げる場合は、この限りでない。

一 天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害の予

防若しくは救護、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な通信の用に供するとき。

二 第十五条第一項の規定による命令を受けたとき。

三 一の構内又は一の建物内にある二以上の構内等設備を接続するとき。

四 有線放送設備を接続するとき。

五 二人以上共同して行う業務に必要な通信を行うため、その業務を行う者が設置した有線電気通信設備を郵政大臣の許可を受けて接続するとき。

六 相互に緊密な関係を有する業務に必要な通信を行うため、これらの業務を行う者が設置した有線電気通信設備を郵政大臣の許可を受けて接続するとき。

七 一の特定地域内に二以上の特定地域設備（設備の一の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の特定地域内である有線電気通信設備をいう。以下同じ。）を郵政大臣の許可を受けて接続するとき。

八 前項但書第五号から第七号までの許可を受けようとする者は、申請書に左の事項を記載した書類を添えて、郵政大臣に提出しなければならない。

一 接続を必要とする事由
二 接続する設備の設置の場所
三 接続のための設備の概要及びその設置の場所
四 第一項但書第五号又は第六号の許可を受けて有線電気通信設備を

接続した者は、前項各号の事項を変更しようとするときは、郵政大臣の許可を受けなければならない。第一項但書第七号の許可を受けて有線電気通信設備を接続した者が前項第二号又は第三号の事項を変更しようとするときも、同様とする。

（他人の通信の用に供することの制限）
第十条 有線電気通信設備を設置した者（公社を除く。）は、業としてその設備を用いて他人の通信を媒介し、その他その設備を他人の通信の用に供してはならない。但し、左に掲げる場合は、この限りでない。

一 前条第一項但書第一号に掲げる場合
二 前条第一項但書第三号又は第五号から第七号までの規定により有線電気通信設備を接続した者が相互に使用するとき
三 第十五条第一項の規定による命令を受けたとき
四 その設備が第四号但書第五号の許可を受けて設置した特定地域設備であるとき
五 その設備が特定地域設備（前号に掲げるものを除く。）である場合において、郵政大臣の許可を受けたとき
六 公衆電気通信法第八条第一項第一号の規定により公社の業務の取扱を委託されたとき
七 その設備が公衆電気通信法第一百三十一条の規定により設置したものであるとき
八 その設備が公衆電気通信法第

百四条の規定により接続したものであるとき。
九 有線放送業務の運用の規定に関する法律第二条に規定する有線放送を行うとき。
十 警察法（昭和二十二年法律第百九十六号）第四条第二項第一号但書の規定により自治体警察が使用するとき。
十一 消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第二十三条の規定により国家消防庁又は地方公共団体が使用するとき。
十二 水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第二十条第二項の規定により建設大臣、都道府県知事、水防管理者、水防団長、消防機関の長又はこれらの者の命を受けた者が使用するとき。
十三 郵便物運送委託法（昭和二十四年法律第二百八十四号）第十三条の規定により郵政省が使用するとき。
十四 前各号に掲げる場合の外、公共の利益のため特に必要がある場合であつて、郵政省令で定める事由があるとき。

（技術基準）
第十一条 有線電気通信設備（政令で定めるものを除く。）は、政令で定める技術基準に適合するものでなければならない。

二 前項の政令は、左に掲げるところによらなければならない。
一 有線電気通信設備は、他人の設置する有線電気通信設備に妨害を与えないようにすること。
二 有線電気通信設備は、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷

を与えないようにすること。
（設備の検査等）
第十二条 郵政大臣は、この法律の施行に必要な限度において、有線電気通信設備を設置した者からその設備に関する報告を徴し、又はその職員に、その事務所、営業所、工場若しくは事業場に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類を検査させることができる。

二 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に呈示しなければならない。
三 第一項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
第十三条 郵政大臣は、有線電気通信設備を設置した者に対し、その設備が第十一条の技術基準に適合しないため他人の設置する有線電気通信設備に妨害を与え、又は人体に危害を及ぼし、若しくは物件に損傷を与えたと認めるときは、その妨害、危害又は損傷の防止又は除去のため必要な限度において、その設備の使用の停止又は改造、修理その他の措置を命ずることができる。

第十四条 郵政大臣は、第四号但書第三号若しくは第四号又は第九号第一項但書第五号若しくは第六号の許可に係る有線電気通信設備について、その設置又は接続を必要とする事由がなくなつたと認めるときは、その許可を取り消すことができる。

二 郵政大臣は、第四号但書第五号、第九号第一項但書第七号又は第十号但書第五号の許可に係る有線電気通信設備の設置の場所の全部が特定地域でなくなつた日から五年を経過したときは、その許可を取り消すことができる。
（非常事態における通信の確保）
第十五条 郵政大臣は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあるときは、有線電気通信設備を設置した者に対し、災害の予防若しくは救護、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な通信を行い、又はこれらの通信を行うためその有線電気通信設備を他の者に使用させ、若しくはこれを他の有線電気通信設備に接続すべきことを命ずることができる。

二 郵政大臣が前項の規定により有線電気通信設備を設置した者に通信を行い、又はその設備を他の者に使用させ、若しくは接続すべきことを命じたときは、国は、その通信又は接続に要した実費を弁償しなければならない。
（有線電気通信の秘密の保護）
第十六条 有線電気通信（公衆電気通信法第五条第一項の通信たるものを除く。）の秘密は、侵してはならない。

（聴聞）
第十七条 郵政大臣は、第十四条の規定による処分をしようとするときは、当該処分に係る者に対し、相当な期間を置いて予告した上、公開による聴聞を行わなければならない。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならぬ。

3 聴聞に際しては、当該処分に係る者に対し、当該事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(異議の申立)

第十八条 この法律又はこの法律に基く命令の規定による郵政大臣の処分不服がある者は、その処分の日以内、その理由を記載した書面をもつて、郵政大臣に異議の申立をすることができる。

2 郵政大臣は、前項の異議の申立があつたときは、前条の例により公開の聴聞をした後文書をもつて決定をし、その写を異議の申立をした者に送付しなければならない。

(準用規定)

第十九条 第十一条から第十三条まで及び前条の規定は、有線電気通信設備以外の設備であつて、送信の場所と受信の場所との間の線路その他の導体を利用して、電磁的方式により、信号を行うための期備に準用する。この場合において、第十二条第一項、第十三条及び前条中「郵政大臣」とあるのは、「郵政大臣(鉄道事業及び軌道事業の用に供する設備にあつては、運輸大臣、政令で定める設備にあつては、政令で定める行政機関)」と読み替へるものとする。

(国に対する適用)

第二十条 この法律の規定は、第七、第十八条及び次条から第二

十六条までの規定を除き、国に適用があるものとする。この場合において、「許可」とあるのは、「承認」と読み替へるものとする。

(罰則)

第二十一条 有線電気通信設備を損壊し、これに物品を接触し、その他有線電気通信設備の機能に障害を与えて有線電気通信を妨害した者は、五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 前項の未遂罪は、罰する。

第二十二条 第十条の規定に違反した者は、三年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第二十三条 第十六条の規定に違反して有線電気通信の秘密を侵した者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

2 有線電気通信の業務に従事する者が前項の行為をしたときは、二年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十四条 左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

一 第四条又は第八条の規定に違反して有線電気通信設備を設置した者

二 第六条第一項又は第九条第三項の許可を受けなければならぬ事項を許可を受けずにした者

三 第九条第一項の規定に違反して有線電気通信設備を接続した者

四 第十三条(第十九条において準用する場合を含む。)又は第十五条第一項の規定による命令に

違反した者

第二十五条 左の各号の一に該当する者は、一万円以下の罰金に処する。

一 第三条第一項若しくは第二項、第六条第二項又は第七条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十二条第一項(第十九条において準用する場合を含む。)の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十二条第一項(第十九条において準用する場合を含む。)の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第二十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十二条及び前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人は、各本条の罰金刑を科する。但し、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に對し相当の注意及び監督が尽されたことの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りでない。

附則

この法律の施行期日は、別に法律で定める。

公衆電気通信法案
公衆電気通信法

第一章 総則(第一条―第九条)
第二章 電報(第十条―第二十一

目次
第一章 総則(第一条―第九条)
第二章 電報(第十条―第二十一

第三章 電話(第二十二條―第五十二條)
第四章 公衆電気通信設備の專用(第五十三條―第六十五條)

第五章 料金(第六十六條―第七十八條)
第六章 土地の使用(第七十九條―第一百二條)

第七章 雑則(第一百三條―第一百八條)
第八章 罰則(第一百九條―第一百五十條)

第三章 電話(第二十二條―第五十二條)

第四章 公衆電気通信設備の專用(第五十三條―第六十五條)

第五章 料金(第六十六條―第七十八條)

第六章 土地の使用(第七十九條―第一百二條)

第七章 雑則(第一百三條―第一百八條)

第八章 罰則(第一百九條―第一百五十條)

附則

第一章 總則

(目的)
第一条 この法律は、日本電信電話公社が迅速且つ確實な公衆電気通信業務を合理的な料金で、あまねく、且つ、公平に提供することを図ることによつて、公共の福祉を増進することを目的とする。

(定義)
第二条 この法律及びこの法律に基く命令の規定の解釈に關しては、左の定義に従ふものとする。

一 電気通信、有線、無線その他の電磁的方式により、符号、音響又は影像を送り、伝え、又は受けること。

二 電気通信設備 電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備

三 公衆電気通信設備 電気通信設備を用いて他人の通信を媒介し、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること。

四 公衆電気通信設備 もつぱら

公衆電気通信業務を提供するための電気通信設備

五 公衆電気通信業務 公衆電気通信業務を提供する業務

(利用の公平)
第三条 日本電信電話公社(以下「公社」という。)並びに第七條又は第八條第一項の規定により公衆電気通信業務を委託された者及び第三十九條第二項の契約を公社と締結した者(以下次條、第五條、第一百十條及び第一百十一條において「公社等」という。)は、公衆電気通信業務の提供について、差別的取扱をしてはならない。

(検閲の禁止)
第四条 公社等の取扱中に係る通信は、検閲してはならない。

(秘密の確保)
第五条 公社等の取扱中に係る通信の秘密は、侵してはならない。

2 公衆電気通信業務に従事する者は、在職中公社等の取扱中に係る通信に關して知り得た他人の秘密を守らなければならない。その職を退いた後においても、同様とする。

(利用の制限及び業務の停止)
第六条 公社は、天災、事変その他の非常事態が発生した場合その他特にやむを得ない事由がある場合において、重要な通信を確保するため必要があるときは、郵政大臣の認可を受けて定める基準に従い、公衆電気通信業務の一部を提供せず、又は公衆電気通信業務の一部を停止することができる。

(公衆電気通信業務の委託)
第七条 公社は、電報の受付、伝送

若しくは配達（電話による送達、着信の場所における交付その他配達に準ずる行為を含む。以下同じ。）、電話に関する申込の受付、電話の通話の取扱若しくは交換又は公衆電気通信業務の料金の収納に関する事務を郵便局において行うことが適当であるときは、これを郵政大臣に委託することができ

る。

第八条 公社は、前条の規定による委託をすることができないときは、左の各号に掲げる事務をそれぞれ各号に掲げる者に委託することができ

一 有線電気通信法（昭和二十七年法律第 号）第二条第二

項に規定する有線電気通信設備であつて、公衆電気通信設備以外のもの（以下「私設無線設備」という。）を設置している者又は電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第四条の規定により無線局を開設している者であつて、公社が定める条件に適合するものにあつては、その電気通信設備を利用して取り扱う電報の受付、伝送若しくは配達、電話の通話の取扱若しくは交換又は公衆電気通信業務の料金の収納に関する事務

二 電報又は電話に関する現業事務を取り扱う公社の事業所からの距離が遠い地域に住居、居所又は事務所を有する者であつて、公社が定める条件に適合するものにあつては、電報の受付、伝送若しくは配達、電話の通話の取扱若しくは交換又は公衆電気通信業務の料金の収納に関する事務

第九条 公社は、前条の規定による委託をすることができないときは、左の各号に掲げる事務をそれぞれ各号に掲げる者に委託することができ

務の料金の収納に関する事務

三 電報に関する現業事務を取り扱う公社の事業所の近傍に住居、居所又は事務所を有する者であつて、公社が定める条件に適合するものにあつては、電報の配達に関する事務又はその事務に係る電報に関する料金の収納に関する事務

四 日本銀行又は日本電信電話公社（昭和二十七年法律第 号）第六十七条第一項但書の規定により公社が現金を預け入れることができる金融機関にあつては、公衆電気通信業務の料金の収納に関する事務

五 前各号に掲げるものの外、公社が郵政大臣の認可を受けて定める条件に適合する者にあつては、公衆電気通信業務の取扱に関する事務の一部又はその業務の料金の収納に関する事務

2 地方公共団体は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第二項、第二百六十四条第一項及び第二百八十一条第二項（第二百九十二条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定にかかわらず、前項の規定により委託される事務を処理することができ

（国際電気通信業務）

第九条 国際電気通信業務に關し條約に別段の定めがあるときは、その規定による。

第二章 電報

（電報の種類）

第十条 電報の種類は、左の通りとする。

一 通常電報 特別電報以外の電報

二 特別電報

イ 新聞電報 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的とし、あまねく発売される日刊新聞紙であつて、その発行部数が公社が定める数以上であるものに掲載するためのニュース又は情報（広告を除く。以下単に「ニュース」という。）を内容とする電報であつて、その日刊新聞紙を発行する新聞社（以下単に「新聞社」という。）又はこれにニュースを供給することを主たる目的とする通信社（以下単に「通信社」という。）の機関相互間のもの（ロ及びヘに掲げるものを除く。）

ロ 新聞無線電報 船舶、航空機その他の交通機関に開設される無線局により送信されるニュースを内容とする電報であつて、新聞社又は通信社の機関相互間のもの

ハ 同報無線電報 国の機関又は新聞社若しくは通信社が公務に関する事項又は政治、経済、文化その他公共的な事項に関する報道を、一月以上の期間を通じ毎日、公社が定める数以上の同じ受取人にある、又航行中の同じ船舶若しくは航空機に於て発信する電報であつて、無線の方式により伝送されるもの

ニ その他利用者の範圍又は利用の条件が特定される電報であつて、公社が定めるもの

2 公社は、前項第二号イの規定により日刊新聞紙の発行部数を定めようとするときは、郵政大臣の認可を受けなければならない（電報の伝送及び配達の順序）

第十一条 電報は、左の順序によりその伝送及び配達をするものとする。

一 至急電報

二 普通電報

三 翌日配達電報

2 前項の規定による順序が同一である電報相互間の順序は、その受付又は受信の先後によつて定め

る。

3 翌日配達電報は、その受付の日には、配達をしないものとする。

第十二条 天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする電報は、前条の規定にかかわらず、他の電報に先だつて伝送及び配達をする。

第十三条 前条に定めるものを除く外、公共の利益のため緊急に通報することを要する事項で公社が定めるものを内容とする電報であつて、公社が定める者相互間のものは、第十一条の規定にかかわらず、他の電報（前条に規定するものを除く。）に先だつて伝送及び配達をする。

2 公社は、前項の規定による定をするには、あらかじめ、その基準

について郵政大臣の認可を受けなければならない。

（通常電報の種類）

第十四条 通常電報（翌日配達電報たるものを除く。）は、左の二種に區別する。

一 市内電報 その電報を受け付ける電報取扱局（電報に関する現業事務を取り扱う公社の事業所並びに第七条の規定により電報に関する事務を委託されている郵便局及び第八号第一項第一号、第二号又は第五号の規定により電報に関する事務を委託されている者をいう。以下同じ。）の配達区域（その電報取扱局が配達区域を有しないときは、その所在の場所を配達区域に含む他の電報取扱局の配達区域）内又はその所在する市町村の区域内にある者にあつては電報

二 市外電報 前号以外の電報

2 前項第一号の適用に關しては、特別区の存する区域は、一の市の区域とみなす。

（特殊取扱）

第十五条 発信人は、その発信する電報について、照合（電報の伝送又は電気通信設備による電報の受付若しくは送達に当り、照合する取扱。以下同じ。）その他の特殊の取扱であつて、公社が定めるものを請求することができ

（配達先）

第十六条 電報は、あて名に記載された場所に配達をするものとする。但し、公社が定めるところに従い、あらかじめ自己にあつた電報を配達すべき場所を指定した者

にあつた電報は、その指定した場所
に配達をする。

2 電報取扱局からの交通が著しく
困難であつて、公社が郵政大臣の
認可を受けて定める地域内の場所
をあて名に記載した電報は、前項
の規定にかかわらず、配達電報取
扱局に留め置き、受取人が来るの
を待つて交付することが出来る。

(正当の配達)
第十七条 この法律に規定する手続
を経て電報の配達をしたときは、
正当の配達をしたものとみなす。

(免責)
第十八条 公社は、その責に帰する
ことができない事由により、電報
の配達をすることができないときは
は、その旨を発信人に通知しなけ
ればならない。

2 前項の規定による通知をしたと
きは、公社は、配達の責を免かれ
るものとする。但し、第七十六条
第一項第一号の規定の適用を妨げ
ない。

(誤配達の電報)
第十九条 電報の誤配達を受けた者
は、すみやかに電報取扱局にその
電報を返し、又はその旨を通知し
なければならぬ。

2 公社は、前項の規定による電報
の返付又は通知のため通常要すべ
き費用を補償しなければならぬ。

(取扱の停止及び契約の解除)

第二十条 公社は、月額若しくは年
額をもつて料金が定められている
電報の利用者又は電報の料金につ
いて後払の取扱を受けている者が
その料金の支払を怠つたときは、

料金の支払があるまで、その者に
ついて、その電報の取扱を停止
し、又はその電報の取扱の契約を
解除することが出来る。

2 公社は、電気通信設備による受
付をした電報の発信人がその料金
の支払を怠つたときは、料金の支
払があるまで、その者について、
その電気通信設備による電報の受
付をしないことができる。

(国際電報)
第二十一条 第十条から第十五条ま
での規定は、国際電気通信役務に
属する電報(以下「国際電報」とい
う。)については、適用しない。

2 国際電報と国際電報以外の電報
との間の伝送及び配達の順序は、
公社が郵政大臣の認可を受けて定
める。

第三章 電話

(電話の種類)

第二十二条 その交換に関する事務
が電話取扱局(電話に関する現業
事務を取り扱う公社の事業所並び
に第七條の規定により電話の交換
に関する事務を委託されている郵
便局及び第八條第一項第一号又は
第五号の規定により電話の交換に
関する事務を委託されている者を
いう。以下同じ。)によつて行われ
る電話(船舶、航空機その他の交通
機関に設置する無線電話を除く。
は、左の通りとする。

一 加入電話 公社と特定の者と
の契約により設置する電話
二 公衆電話 加入電話以外の電
話
(加入電話の種類)
第二十三条 加入電話は、その電話

回線並びに電話回線に接続する電
話機(第三十三条に規定する附属
的なものを除く。以下この条にお
いて同じ。)及び交換設備により、
左の三種に区別する。

一 単独電話 一個の電話機及び
これと電話取扱局の交換設備と
の間の電話回線からなるもの
二 共同電話 二個以上の電話機
及びこれらと電話取扱局の交換
設備との間の共通に使用される
部分を有する電話回線からなる
もの

三 構内交換電話 交換設備及び
これにより接続される電話機並
びにその交換設備と電話取扱局
の交換設備との間の電話回線か
らなるもの

2 単独電話及び共同電話にあつて
は、その電話機の数をもち、構
内交換電話にあつては、その交換
設備と電話取扱局の交換設備との
間の電話回線の数をもつて、加入
電話の数とする。

3 共同電話の種類は、その電話機
の数により、公社が定める。

(加入契約)

第二十四条 公社との間に、加入電
話の設置を受け、これにより公衆
電気通信役務の提供を受ける契約
(以下「加入契約」という。)を締結
することが出来る者は、一の加入
電話につき一人に限る。

(加入電話の電話機等の設置場所)

第二十五条 加入電話の電話機又は
構内交換電話の交換設備(以下「構
内交換設備」という。)の設置の場
所は、公社と加入契約を締結した
者(以下「加入者」という。)の居住
の場所、事務所若しくは事業所又

は加入者たる法人の役員、加入者
の使用人その他加入者の行う事業
に従事する者の居住の場所であら
なければならない。

2 前項の規定は、法人でない社団
又は財団であつて、公社が郵政大
臣の認可を受けて定める基準に該
当するものの代表者が加入者であ
る場合において、その社団又は財
団の事務所若しくは事業所又はそ
の役員、使用人その他その社団又
は財団の業務に従事する者の居住
の場所(以下「加入電話の電話機又は構
内交換設備を設置するときは、
適用しない。

3 構内交換電話の電話機(以下「内
線電話機」という。)の設置の場所
は、これを接続する構内交換設備
が設置される場所と同一の構内
(その構内が二以上の者の占有に
属しているときは、同一の者の占
有に属する部分。以下同じ。)又は
これに準ずる区域(その区域が二
以上の者の占有に属しているとき
は、同一の者の占有に属する部
分。以下同じ。)でなければならぬ。

4 第一項及び前項の規定は、第三
十九条第二項の契約の条項に従つ
てその契約に係る内線電話機を設
置するときは、適用しない。

(加入区域)

第二十六条 公社は、その区域内に
おける加入電話の設置についての
加入契約の申込(以下「加入申込」
という。)を承諾すべき区域を指定
しなければならない。

2 公社は、前項の規定による指定
をした場合において、必要がある

と認めるときは、同項の規定によ
り指定した区域(以下「普通加入区
域」という。)について、その区域
外であつても、別に公社が定める
額の料金の支払があることを条件
として加入申込を承諾する区域を
指定しなければならない。

3 公社は、前二項の規定による指
定をするに当つては、一の区域ご
とにその地域の社会的経済的の諸
条件、行政区画、加入電話の需要
及び供給の見込並びに公衆電気通
信役務を提供するに要する原価を
考慮しなければならない。

4 普通加入区域及び第二項の規定
により指定した区域(以下「特別加
入区域」という。)内の加入電話
は、当該普通加入区域内の電話取
扱局(当該区域域内に二以上の電話
取扱局があるときは、公社が指定
するもの。)に収容するものとす
る。但し、業務の遂行上支障がな
く、且つ、特に必要があると認め
られる場合において、別に公社が
定める額の料金の支払があるとき
は、他の普通加入区域域内の電話取
扱局に収容することを妨げない。

(加入申込の承諾)

第二十七条 公社は、公社の予算の
範囲内においては、普通加入区域
及び特別加入区域(以下「加入区
域」と総称する。)内における加入
電話の設置についての加入申込並
びに加入区域域外における加入電
話の設置についての加入申込(その
設置が業務の遂行上支障がないと
認められるものであつて、別に公
社が定める額の料金の支払がある
ものに限る。)の全部を承諾しなけ

ればならない。

2 公社は、公社の予算の範囲内においては、前項に規定する加入申込の全部を承諾することができないときは、郵政大臣の認可を受けて定める基準に従い、公共の利益のため必要な加入電話に係る加入申込を優先的に承諾しなければならない。

3 公社は、加入申込に係る加入電話による通話が著しく少いと認めるとき、又は加入申込に係る共同電話による通話が著しく多いと認めるときは、その加入申込に係る加入電話の種類（共同電話の種類を含む。以下同じ。）を変更することを条件として、その加入申込を承諾することができる。

4 加入区域外の加入電話を収容すべき電話取扱局は、公社が指定する。

第二十八条 公社は、左に掲げる場合は、加入申込を承諾しないことができる。

一 加入申込に係る加入電話の設置のため必要な公衆電気通信設備の新設、改造又は修理が技術上著しく困難であるとき。

二 加入申込をした者が電話に関する料金の支払を怠り、又は怠るおそれがあるとき。

（普通加入区域外の加入電話の特別負担）

第二十九条 公社は、特別加入区域内又は加入区域外における加入電話の設置について加入申込があつたときは、その加入電話の設置のため普通加入区域外において新たな線路を設置するための費用であ

つて、郵政大臣の認可を受けて定める基準に従い計算したものを負担することを条件として、加入申込を承諾することができる。

2 前項の規定による負担であつて、二以上の加入電話の設置のため同一の線路を新たに設置する場合におけるその線路に係るものは、その加入電話の加入申込をした者が共同して負担するものとし、その各別の負担額は、線路の利用の割合を考慮して公社が定める。

3 公社は、特別加入区域内又は加入区域外における加入電話の設置について加入申込があつた場合において、第一項の規定による負担をさせて設置した線路（設置の後五年以上経過したものを除く。）の全部又は一部を利用してその加入電話の設置を行うことが経済的であると認めるときは、郵政大臣の認可を受けて定める基準に従い、その線路について同項の規定により負担させた額（当該電話取扱局に収容される加入電話に係る加入者でなくなつた者に負担させた額を除く。）の一部を負担することを条件として、加入申込を承諾することができる。

4 公社は、郵政大臣の認可を受けて定める基準に従い、加入申込をした者が前項の規定により負担した額を、その線路について既に第一項又は前項の規定による負担をした者（当該電話取扱局に収容される加入電話に係る加入者でなくなつた者を除く。）に返還しなければならない。

5 公社が業務の遂行上支障がないと認めるときは、加入申込をした者は、第一項又は第三項の規定により負担する額のうち物件又は業務の費用の額に相当する部分については、物件又は業務の提供をもつてその支払に代えることができる。

（加入電話の種類の変更等）

第三十条 加入者は、公社が定める条件に従い、加入電話の種類の変更、構内交換設備若しくは内線電話機の増設若しくは変更又は加入電話の電話機若しくは構内交換設備の移転（その加入電話の設置の場所と同一の構内（内線電話機に）については、同一の構内又はこれに準ずる区域）に限る。若しくは一時撤去を請求することができる。

2 公社は、共同電話による通話が著しく少いと認めるとき、又は共同電話による通話が著しく多く、その共同電話の電話回線による他の加入者の通話に著しく支障を及ぼすと認めるときは、その共同電話につき加入電話の種類を変更することができる。

3 前条の規定は、特別加入区域内又は加入区域外において、第二項の規定による加入電話の種類の変更の請求があつた場合に準用する。

（設置の場所の変更）

第三十一条 加入者は、公社が定める条件に従い、その加入電話が収容されている電話取扱局の加入区域内の場所又はその加入区域外であつて加入電話の設置が業務の遂

行上支障がないと認められる場所に、加入電話の設置の場所を変更すべきことを請求することができる。

2 第二十九条の規定は、特別加入区域内又は加入区域外の場所に変更することに係る前項の規定による請求があつた場合に準用する。

（準用規定）

第三十二条 第二十七条第一項及び第二項の規定は、前二条の規定による請求があつた場合に準用する。

（附属機器の設置）

第三十三条 加入者は、公社が定める条件に従い、その加入電話について、転換機により加入電話の電話回線に接続する電話機その他の附属機器であつて、公社が定めるものの設置を請求することができる。

（加入電話設備の修理又は復旧）

第三十四条 公社は、加入電話の設備に障害を生じ、又はその設備が滅失したときは、公社の予算の範囲内において、すみやかに、これを修理し、又は復旧しなければならない。

2 第二十七条第二項の規定は、滅失した加入電話の設備を前項の規定により復旧する場合に準用する。

（電話加入権の移転又は承継）

第三十五条 加入者が加入契約に基づいて加入電話により公衆電気通信業務の提供を受ける権利（以下「電話加入権」という。）は、移転の目的とすることができない。但し、営業とともに譲渡する場合は、こ

の限りでない。

第三十六条 前条但書の規定による電話加入権の譲渡は、公社の承認を受けなければ、その効力を生じない。

2 公社は、前項の承認を求められたときは、電話加入権を譲り受けようとする者が電話に関する料金の支払を怠り、又は怠るおそれがあるときでなければ、その承認を拒むことができない。

3 前条但書の規定による譲渡があつたときは、譲受人は、加入者の有していた一切の権利及び義務を承継する。

第三十七条 加入者について相続又は合併があつたときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、加入者の地位を承継する。

2 前項の規定により加入者の地位を承継した者は、承継の日から六月以内にその旨を公社に届け出なければならぬ。この場合において、相続により加入者の地位を承継した者が二人以上あるときは、そのうちの一人を代表者と定め、これを届け出なければならない。

3 前項後段の規定による代表者の届出がないときは、公社が代表者を指定するものとする。

4 前二項の代表者の変更は、公社に届け出なければ、その効力を生じない。

5 代表者は、公社に対して加入者を代表する。

（電話加入原簿）

第三十八条 公社は、郵政省令で定めるところにより、電話加入原簿

を備え、電話加入権に関する事項を登録しなければならない。

2 利害関係人は、公社が郵政大臣の認可を受けて定める手数料を支払って、電話加入原簿に記載した事項の証明を請求することができる。

(他人使用の制限)

第三十九条 加入者は、その加入電話により他人に電話をさせるときは、加入者が支払うべき料金のうちその他人の電話により増加する部分に相当する額をこえて対価を受けてはならない。

2 前項の規定は、加入者が構内交換設備に接続される内線電話機の一部により他人に電話をさせるための契約を公社と締結した場合において、その契約の条項に従ってその他人に電話をさせるときは適用しない。

(通話の停止及び加入契約の解除)
第四十条 公社は、加入者が左の各号の一に該当するときは、六月以内の期間を定めてその加入電話の通話を停止し、又は加入契約を解除することができる。

一 この法律の規定に違反したとき。

二 電話に関する公社の業務の遂行又は公社の電気通信設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがある行為であつて、郵政省令で定めるものをしたとき。

2 公社は、前項の規定により加入契約を解除しようとするときは、あらかじめ本人にその旨を通知し、加入者又はその代理人の出席

を求め、釈明のための証拠を提出する機会を与えるため、公社の指定する職員に聴聞をさせなければならない。

(電話取扱局の種類)

第四十一条 公社は、左の表に掲げる加入電話の数(業務の遂行上必要があるときは、公社が郵政大臣の認可を受けて定める数を加え、又は減じた数)により、電話取扱局の種類を区別し、これを公示しなければならない。

種 類	電話取扱局に收容されている加入電話の数
一級局	五万以上
二級局	八千以上五万未満
三級局	二千以上八千未満
四級局	八百以上二千未満
五級局	四百以上八百未満
六級局	二百以上四百未満
七級局	百以上二百未満
八級局	二十五以上百未満
九級局	三以上二十四以下
十級局	二以下

2 同一加入区域内に二以上の電話取扱局があるときは、前項の規定の適用については、これらの電話取扱局に收容されている加入電話の総数をもつて、電話取扱局に收容されている加入電話の数とする。

第四十二条 電話取扱局は、次条第一号に規定する市内通話の料金の算定方法により、左の二種に区別する。

一 度数料金局 加入電話による市内通話の料金が市内通話の度数に応じて算定される料金制度

(以下「度数料金制」という。)による電話取扱局

二 定額料金局 加入電話による市内通話の料金が市内通話の度数にかかわらず、定額である料金制度(以下「定額料金制」という。)による電話取扱局

2 度数料金局の加入電話のうち別に公社が定める種類に属するものに対しては、定額料金制によることができる。

(通話の種類)

第四十三条 加入電話又は公衆電話による通話は、公社が定めるものを除き、左の通りとする。

一 市内通話 同一の普通加入区域内の電話取扱局に收容される電話相互間の通話

二 市外通話 市内通話以外の通話

(市外通話の種類)

第四十四条 市外通話は、その接続の方法により、左の五種に区別する。

一 普通通話

二 至急通話 普通通話に先だつて接続をする通話

三 特別至急通話 至急通話に先だつて接続する通話

四 定時通話 請求者が指定する時刻に接続をする通話(予約通話を除く)

五 予約通話 予約した期間毎日、請求者が指定する一定の時刻に請求者が指定する一定の時間接続をする通話

2 公社が指定する地域相互間においては、至急通話及び特別至急通話は、取り扱わない。

3 公社は、通話の取扱上必要があるときは、第一項第四号又は第五号の規定により接続する時刻を、十五分をこえない範囲内において繰り下げ、又は繰り上げることができる。

(通話の接続の順序)

第四十五条 普通通話相互間、至急通話相互間又は特別至急通話相互間の接続の順序は、その通話の請求の先後によつて定める。

第四十六条 天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあるときは、災害の予防若しくは救済、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする市外通話であつて、公社が郵政大臣の認可を受けて定めるものは、前二条の規定にかかわらず、他の市外通話に先だつて接続をする。

第四十七条 前条に定めるものを除く外、公共の利益のため緊急に通話することを要する事項を内容とする市外通話は、第四十四条及び第四十五条の規定にかかわらず、郵政大臣の認可を受けて定める基準に従い、他の市外通話(前条に規定するものを除く)に先だつて接続をすることがある。

(構内交換設備による交換取扱)
第四十八条 加入者は、公社の認定を受けた構内交換取扱者でなければ、その構内交換設備(公社が定めるものを除く)による交換に従事させてはならない。

2 構内交換設備による交換は、電話の通話及び交換に支障を及ぼすことを防止するために必要な限度

において公社が定める方法に従つて行わなければならない。

第四十九条 前条第一項の認定は、構内交換取扱者資格試験によつて行う。

2 公社は、左の各号の一に該当する者に対しては、構内交換取扱者資格試験を受けさせないことができる。

一 構内交換取扱者の認定を取り消され、取消の日から六月を経過しない者

二 著しく心身に欠陥があつて構内交換者たるに適しない者

3 構内交換取扱者資格試験は、構内交換設備による交換に必要な知識及び技能について行う。

4 構内交換取扱者資格試験を受けようとする者は、五百円をこえない範囲内において公社が郵政大臣の認可を受けて定める手数料を支払わなければならない。

第五十条 公社は、構内交換取扱者が左の各号の一に該当するときは、その認定を取り消し、又は三月以内の期間を定めて、その交換に従事することを停止することができる。

一 この法律の規定に違反したとき。

二 不正な手段により認定を受けたとき。

2 第四十条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

3 構内交換取扱者の認定は、構内交換取扱者が引き続き三年以上当該認定に係る交換に従事しなかつたときは、その効力を失う。

第五十一条 前三条に規定するもの

の外、構内交換取扱者の資格の種類、構内交換取扱者資格試験の試験科目その他構内交換取扱者の認定について必要な事項は、公社が郵政大臣の認可を受けて定める。

(国際通話)

第五十二条 第四十三条から第四十七条までの規定は、国際電気通信業務による通話(以下「国際通話」という。)については、適用しない。

2 国際通話相互間及び国際通話と国際通話以外の通話との間の接続の順序は、公社が郵政大臣の認可を受けて定める。

第四章 公衆電気通信設備の専用

(専用契約)
第五十三条 公社は、前二章の規定による公衆電気通信業務の提供に支障がないとき、又はその提供に著しい支障がなく、且つ、公共の利益のため特に必要があるときは、公衆電気通信設備の専用の契約(以下「専用契約」という。)の申込を承諾しなければならない。

第五十四条 専用契約を公社と締結することができる者は、一の専用契約につき一人に限る。

(端末機器の設置の場所)
第五十五条 専用契約の目的となつて公衆電気通信設備(以下「専用設備」という。)の端末機器の一部分の設置の場所は、その端末機器の他の部分の設置の場所と同一の構内でなければならない。

2 第二十五条第一項の規定は、専用設備の端末機器の設置の場所に準用する。

3 前二項の規定は、専用設備の端末機器であつて、公社が定める特殊のものについては、適用しない。

(専用契約の承諾)

第五十六条 公社は、専用させることができる公衆電気通信設備の範囲内においては、専用契約の申込の全部を承諾することができないと認めるときは、郵政大臣の認可を受けて定める基準に従い、公共の利益のため必要な業務を行う者の専用契約の申込を優先的に承諾しなければならない。

(費用の負担等)
第五十七条 公社は、専用契約の申込があつた場合において、専用させることができる公衆電気通信設備がないときは、申込をした者がその設置に必要な費用の全部若しくは一部を負担し、又は物件の全部若しくは一部を提供することを条件として、その申込を承諾することができる。

(端末機器の変更等)
第五十八条 公社と専用契約を締結した者(以下「専用者」という。)は、その専用設備の端末機器について、公社が定める条件に従い、その移転、設置の場所の変更、一時撤去、増設又は種類の變更の請求をすることができる。

2 前二条の規定は、前項の規定による請求があつた場合に準用する。

(専用契約に基づく権利の移転又は承継)
第五十九条 専用者が専用契約に基づいて公衆電気通信設備を専用する

権利は、移転の目的とすることができない。

第六十条 専用者について相続又は合併があつたときは、相続人(相続人が二人以上あるときは、相続開始の日から三月以内その全員の同意をもつて選定された一人の相続人に限る。)又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、専用者の地位を承継する。

2 前項の規定により専用者の地位を承継した者は、承継の日(同項の規定により相続人の選定をしたときは、その選定をした日)から一月以内に、その事実を証する書面を添えて、その旨を公社に届け出なければならない。

(他人使用の禁止)
第六十一条 専用者は、その専用設備を他人に使用させてはならない。但し、左に掲げる場合は、この限りでない。

一 第四十四条第一号の規定により専用設備に接続した私設無線設備を有線電気通信法第九條第一項但書第五号又は第六号の規定により他人の私設無線設備に接続した場合において、その専用設備をその他人が使用するとき。

二 警察法(昭和二十二年法律第百九十六号)第四條第二項第一号但書の規定により自治体警察が使用するとき。

三 消防組織法(昭和二十二年法律第百二十六号)第二十三條の規定により国家消防庁又は地方公共団体が使用するとき。

四 水防法(昭和二十四年法律第百九十三号)第二十条第二項の規定により建設大臣、都道府県知事、水防管理者、水防団長、消防機関の長又はこれらの者の命を受けた者が使用するとき。

五 郵便物運送委託法(昭和二十四年法律第百八十四号)第十四條の規定により郵政省が使用するとき。

六 天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害の予防若しくは救済、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を通報するとき。

七 前各号に掲げる場合の外、公社が公共の利益のため必要がある、且つ、公社の業務の遂行上支障がないと認めたとき。

(専用契約の解除及び専用の停止)
第六十二条 公社は、専用者の事業の目的に変更があり、又はその規模が著しく縮小されたため、その者が新たに専用契約の申込をしたものとした場合において、第五十六條の規定により他にその者より先に申込を承諾すべき者があるときは、その専用者の専用契約を解除することができる。但し、第五十七條の規定によりその申込を承諾した専用契約については、その承諾後五年以内は、この限りでない。

2 公社は、天災、事変その他の非常事態が発生した場合その他特にやむを得ない事由がある場合において、専用設備を他の公衆電気通信業務の用に供するため特に必要があるときは、郵政大臣の認可を受けて定める基準に従い、期間を定めてその専用設備の専用を停止することができる。

3 第四十条第二項の規定は、第一項の場合に準用する。

第六十三条 公社は、専用者が左の各号の一に該当するときは、六月以内の期間を定めてその専用設備の専用を停止し、又は専用契約を解除することができる。

一 この法律の規定に違反したとき。

信業務の用に供するため特に必要があるときは、郵政大臣の認可を受けて定める基準に従い、期間を定めてその専用設備の専用を停止することができる。

3 第四十条第二項の規定は、第一項の場合に準用する。

第六十三条 公社は、専用者が左の各号の一に該当するときは、六月以内の期間を定めてその専用設備の専用を停止し、又は専用契約を解除することができる。

一 この法律の規定に違反したとき。

二 公社の電気通信設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがある行為であつて、郵政省令で定めるものをしたとき。

2 第四十条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

(共同専用契約)
第六十四条 公社は、業務の遂行上支障がないときは、第五十四条の規定にかかわらず、別に公社が定める額の料金の支払があることを条件として、国の機関及び地方公共団体又は共同して同一の業務を行う二人以上の者若しくは相互に業務上緊密な関係を有するためその間の通信を必要とする二人以上の者が同一の公衆電気通信設備を専用するための専用契約の申込を承諾することができる。

(準用規定)
第六十五条 第二十八條第二号及び第三十四條の規定は、専用設備の専用に準用する。

第五章 料金
(料金の決定)

第六十六条 公衆電気通信役務の料金であつて、別表の上欄に掲げるものの額は、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。

2 前項に規定するもの以外の公衆電気通信役務の料金の額は、公社が郵政大臣の認可を受けて定める。但し、試行的な公衆電気通信役務の料金については、認可を受けることを要しない。

(換算割合)
第六十七条 公社は、その額が金フラン又は外国通貨の単位をもつて定められている国際電気通信役務の料金を、郵政大臣の認可を受けて定める換算の割合により本邦通貨の単位に換算しなければならない。

(料金の減免)

第六十八条 公社は、郵政大臣の認可を受けて定める基準に従ひ、左の公衆電気通信役務の料金を減免することができる。

一 船舶又は航空機が重大且つ急迫の危険に陥り、又は陥るおそれがあることを通報する電報
二 船舶又は航空機の航行に対する重大な危険を予防するために発信する電報

三 天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合における人命財産の危険を通報する電報
四 災害に際し罹災者より発信する電報
五 警察機関に犯罪について通報する市内通話

六 消防機関に出火を報知し、又は人命の救護を求める市内通話

第六十九条 新聞電報又は新聞無線電報の料金は、他の電報の料金より低く定めることができる。

2 ニュースを内容とする予約通話であつて、新聞社又は通信社の機関相互間のものの料金は、第六十六条第一項の規定にかかわらず、郵政大臣の認可を受けて、他の予約通話の料金より低く定めることができる。

3 警察法による国家地方警察若しくは自治体警察の機関、消防組織法に規定する国若しくは地方公共団体の消防の機関又は新聞社、通信社若しくは放送事業者の事業のための市外設備(専用設備のうち、一の加入区域内の場所と加入区域外の場所との間に設置されている部分であつて、加入区域外に設置されている部分の長が公社が定める長以上であるもの、いずれの加入区域にも属しない場所相互間に設置されている部分であつて、公社が定める条件に適合するもの及び一の加入区域内の電話取扱局又は電報取扱局と他の加入区域内の電話取扱局又は電報取扱局との間に設置されている部分をいう。以下同じ。)であつて、専用契約の期間が一年以上であるものの専用の料金は、第六十六条第一項の規定にかかわらず、郵政大臣の認可を受けて、その原価を下らない範囲内において、他の市外設備の専用の料金より低く定めることができる。

(無料通話)
第七十条 公衆電気通信役務の利用者がその取扱について公社が定める

る電話に対してする通話の料金は、支払うことを要しない。

(軽微な料金の変更)

第七十一条 公社は、公衆電気通信役務の料金について、その総収入に著しい影響を及ぼさない範囲内において、軽微な変更を加えることができる。

(料金の公示)

第七十二条 公社は、第六十六条、第六十八条、第六十九条及び前条の規定により公衆電気通信役務の料金を定め、若しくは変更したとき、又は第六十七条に規定する換算の割合を定め、若しくは変更したときは、郵政省令で定める方法により、これを公示しなければならない。

(料金の連帯支払)

第七十三条 一の電報に関する料金を支払うべき発信人又は受取人が二人以上であるときは、各発信人又は受取人は、その料金の支払について連帯してその責に任ずるものとする。度数料金制による共同電話の加入者が支払うべき市内通話の料金及び自動接続市外通話方式による市外通話の料金又は第六十四条に規定する専用契約を締結した者が支払うべき料金についても、同様とする。

(罰増金)

第七十四条 不法に公衆電気通信役務の料金を免かれた者は、その免かれた額の外、正当の料金の二倍に相当する額を罰増金として支払わなければならない。

(電報の取扱等の停止と料金の支払義務)

第七十五条 第二十条第一項の規定により電報の取扱を停止された者、第四十条第一項の規定により加入電話の通話を停止された者又は第六十三条第一項の規定により専用設備の専用を停止された者は、その停止された期間について、料金の支払の責を免かれることがない。

(料金の返還)
第七十六条 公衆電気通信役務の料金は、左に掲げる場合において、それぞれ各号に掲げるものに限られ、これを支払つた者の請求により返還するものとする。この場合において、その料金が支払われていないときは、支払うことを要しないものとする。

一 発信人又は受取人の責に帰することができない事由により、電報が速達取扱とした郵便物として差し出したものとした場合におけるその郵便物が到達するの通常要する時間(翌日配達電報にあつては、二十四時間を加算した時間)以内に到達しなかつたときは、その電報の料金

二 発信人又は受取人の責に帰することができない事由により、照合とした電報の通信文に誤を生じたとき(照合せの取扱により誤を訂正することができた場合を除く。)は、その照合の料金

三 発信人又は受取人の責に帰することができない事由により、引き続き一日分以上同報無線電報の取扱をしなかつたときは、

その取扱をしなかつた日数に対応するその料金

四 加入者がその責に帰することができない事由により、その加入電話(加入契約の期間が公社が定める期間以内であるものを除く。以下第七十七条第一項第三号において同じ。)により通話をするのでない場合において、その旨を電話取扱局に通知した日(その前に電話取扱局がその旨を知つたときは、その知つた日。以下この号及び第七七条第一項第三号において同じ。)から引き続き二日以上その加入電話により通話をするのでないときは、その旨を電話取扱局に通知した日後の通話をするのでないかつた日数に対応する電話使用料及びこれに附加して支払うべき料金(その通話をするのでないかつた設備に係るものに限る。)

五 加入者の責に帰することができない事由により、度数料金制による加入電話による市内通話が通話中にできなくなつたときは、市内通話の料金

六 請求者の責に帰することができない事由により、第四十四条第一項第四号の請求者が指定する時刻(同条第三項の規定による繰下又は繰上げがあつたときは、その繰り下げ、又は繰り上げた時刻。以下同じ。)に定時通話を接続しなかつたとき(請求者の申出により同条第一項第四号の請求者が指定する時刻以

外の時刻に接続した場合を除く。）、その定時通話料

七 請求者の責に帰することができない事由により、定時通話が一回の通話につき引き続き三分以上できなかったときは、その通話をすることができなかつた時分（三分の倍数である部分に限る。）に対応する定時通話料

八 加入者の責に帰することができない事由により、第四十四条第一項第五号の請求者が指定する時刻（同条第三項の規定による繰上又は繰下があつたときは、その繰り下げ、又は繰り上げた時刻。以下同じ。）に予約通話を接続しなかつたとき（請求者の申出により同条第一項第五号の請求者が指定する時刻以外の時刻に接続した場合を除く。）、その契約を解除したとき、又はその通話時数を減少したときは、その取扱をしなかつた日数、解除後の契約の期間又は減少した時数に対応する予約通話料

九 加入者の責に帰することができない事由により、予約通話が一回の通話につき引き続き三分以上できなかったときは、その通話をすることができなかつた時分（三分の倍数である部分に限る。）に対応する予約通話料

十 専用者がその責に帰することができない事由により、その専用設備を使用することができない場合において、その旨を電報取扱局又は電話取扱局に通知した時（その前に電報取扱局又は電話取扱局がその旨を知つたと

きは、その知つた時。以下この号及び第七十七条第一項第六号において同じ。）から引き続き二十四時間以上その専用設備を使用することができなかつたときは、その旨を電報取扱局又は電話取扱局に通知した時以後の使用することができなかつた時間（二十四時間の倍数である部分に限る。）に対応する専用の料金（その使用することができなかつた設備に係るものに限る。）

十一 第六十二条第一項又は第二項の規定により専用契約を解除し、又は専用を停止したときは、その解除後の契約の期間又は停止の期間に対応する専用の料金

十二 公衆電気通信役務の料金の過払又は誤払があつたときは、過払又は誤払の料金

十三 前各号に掲げる場合の外、公衆電気通信役務の全部又は一部を提供しなかつた場合であつて、公社が定める場合に該当するときは、公社が定める料金

十四 公社は、前項第十三号の規定による定めしようとするときは、郵政大臣の認可を受けなければならない。

増金を支払わないため、公社が督促状を發した場合において、支払義務者がなお支払わないときは、公社は、その支払うべき料金又は割増金の額百円につき一日四銭の割合で、督促状に指定した期日の翌日からその支払の日の前日までの日数により計算した延滞金を支払うことができる。但し、百円未満の料金及び割増金については、この限りでない。

（料金支払義務の存続期間）
第七十八条 公衆電気通信役務の料金の支払の義務は、その料金を支払うべき日から六月以内に支払の請求を受けないことによつて消滅する。

2 前項の規定は、不法に免かれた公衆電気通信役務の料金については、適用しない。

第六章 土地の使用
（土地等の使用）
第七十九条 公社は、公衆電気通信業務の用に供する線路及び空中線並びにこれらの附属設備（第五十五条第三項を除き以下「線路」と総称する。）を設置するため他人の土地及びこれに定着する建物その他の工作物（以下単に「土地等」という。）を利用することが必要且つ適當であるときは、その土地等の利用を著しく妨げない限度において、これを使用することができ

る。但し、他の法律によつて土地等を収用し、又は使用することができる事業の用に供されている土地等にあつては、その事業のための土地等の利用を妨げない限度において利用し、建物その他の工作物にあつては、線路を支持するために利用する場合に限る。

2 前項の規定により土地等を使用する権利（以下「使用権」という。）の存続期間は、十五年（地下ケーブルその他の地下工作物又は鉄鋼若しくはコンクリート造の地上工作物の設置を目的とするものにあつては、五十年）とする。但し、次条第一項の規定による協議又は第八十五条第一項の裁定においてこれより短い期間を定めたときは、この限りでない。

3 第一項の規定により使用する土地等に最初に設置した電柱又は地下ケーブルが前項の存続期間が満了した後なお残存する場合において、その土地等の所有者又は占有者が存続期間の満了の日から一月以内にその撤去を請求しないときは、使用権は、その電柱又は地下ケーブルが残存する期間存続する。

（土地等の使用の手続）
第八十条 公社は、前条第一項の規定により土地等を使用しようとするときは、その土地等の所在地を管轄する都道府県知事の認可を受けて、その土地等の所有者（所有者以外に権原に基づきその土地等を使用する者があるときは、その者及び所有者。以下同じ。）とその土地等の使用について協議しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の認可をしたときは、その旨をその土地等の所有者に通知するとともに、これを公告しなければならない。

第八十一条 前条第一項の規定による協議をすることができず、又は協議がととのわないときは、公社は、郵政省令で定める手続に従い、その土地等の使用について、都道府県知事の裁定を申請することができる。但し、同項の認可があつた日から三月を経過したときは、この限りでない。

第八十二条 公社は、第七十九条第三項の規定による請求を受け、且つ、なおその土地の使用を継続する必要がある場合において、当該使用権の存続期間の延長について、その請求をした者と協議をすることができず、又は協議がととのわないときは、郵政省令で定める手続に従い、その使用の継続について、都道府県知事の裁定を申請することができる。但し、その請求を受けた日から三月を経過したときは、この限りでない。

2 公社は、前項の規定により裁定を申請したときは、その裁定があるまでは、引き続きその土地を使用することができる。

（裁定）
第八十三条 都道府県知事は、第八十一条又は前条第一項の規定による裁定の申請を受理したときは、三日以内に、その申請書の写を当該市町村長に送付するとともに、土地等の所有者に裁定の申請があつた旨を通知しなければならない。

2 市町村長は、前項の書類を受け取つたときは、三日以内に、その旨を公告し、公告の日から一週間、これを公衆の縦覧に供しなければならない。

3 市町村長は、前項の規定による

公告をしたときは、公告の日を都道府県知事に報告しなければならない。

第八十四条 前条第二項の規定による公告があつたときは、土地等の所有者その他利害関係人は、公告の日から十日以内に、都道府県知事に意見書を提出することができ

る。

第八十五条 都道府県知事は、前条の期間が経過した後、一週間以内に、裁定をしなければならない。

2 使用権を設定すべき旨を定める裁定においては、左の事項を定めなければならない。

一 使用権を設定すべき土地等の所在地及びその範囲

二 線路の種類及び数

三 使用開始の時期

四 使用権の存続期間を定めたときは、その期間

3 都道府県知事は、裁定したときは、遅滞なく、その旨を公社及び土地等の所有者に通知するとともに、これを公告しなければならない。

第八十六条 使用権を設定すべき旨を定める裁定があつたときは、その裁定において定められた使用開始の時期に、公社は、その土地等の使用権を取得するものとする。

2 使用権を継続すべき旨を定める裁定があつたときは、当該使用権は、従前の存続期間が満了した後その電柱又は地下ケーブルが残存する期間を継続するものとする。

(協議の効果)

第八十七条 第八十条第一項の規定による協議又は第七十九条第三項

の規定による請求を受けた場合に於ける当該使用権の存続期間の延長についての協議がととのつた場合において、公社及び土地等の所有者が郵政省令で定めるところにより、それぞれその協議において定めた事項を都道府県知事に届け出たときは、その届け出たところに従い、使用権を設定すべき旨を定める裁定又は使用を継続すべき旨を定める裁定があつたものとみなす。

(土地等の使用の対価)

第八十八条 公社は、第七十九条第一項の規定により土地等を使用するときは、これに対し対価を支払わなければならない。

2 前項の対価の額は、その使用によつて通常生ずる損失を償ふように、線路及び土地等の種類ごとに政令で定める。

3 第一項の対価であつて、第七十九条第二項に規定する存続期間に對するものは、第八十条第一項の規定による協議又は第八十五条第二項の裁定において定める使用開始の時期までに、その全額を一時に支払ふものとする。但し、第八十条第一項の規定による協議又は第八十五条第二項の裁定において五年より短い期間を存続期間と定めたときは、その存続期間に對するものは、各事業年度分を毎事業年度に支払ふことができる。

4 第一項の対価であつて、第七十九条第三項又は第八十六条第二項の規定により使用権が存続する期間に對するものは、各事業年度分を毎事業年度に支払ふものとする。

(土地等の一時使用)

第八十九条 公社は、左に掲げる目的のため他人の土地等を利用することが必要であつて、やむを得ないときは、その土地等の利用を著しく妨げない限度において、一時これを使用することができ、一時は、建物その他の工作物にあつては、線路を支持するために利用する場合に限る。

一 線路に関する工事の施行のため必要な資材及び車両の置場並びに土石の捨場の設置

二 天災、事変その他の非常事態が発生した場合その他特にやむを得ない事由がある場合における重要な通信を確保するための線路の設置

三 測標の設置

2 公社は、前項の規定により他人の土地等を一時使用しようとするときは、都道府県知事の許可を受けなければならない。但し、天災、事変その他の非常事態が発生した場合において十五日以内の期間一時使用するとき、この限りでない。

3 公社は、第一項の規定により他人の土地等を一時使用しようとするときは、あらかじめ、土地等の占有者に通知しなければならない。但し、あらかじめ通知することが困難なときは、使用開始の後、遅滞なく、通知することをもつて足りる。

4 第一項の規定により、一時使用しようとする土地等が居住の用に供されているときは、その居住者の承諾を得なければならない。

5 第一項の規定による一時使用の期間は、六月(同項第二号の場合において、仮線路を設置したとき、又は同項第三号の規定により一時使用するとき、一年)をこえることができない。

6 第一項の規定による一時使用のためその土地等に立ち入る者は、第二項の許可を受けたことを証する書面を携帯し、関係人に呈示しなければならない。但し、同項但書の場合は、この限りではない。

(土地立入等)

第九十条 公社は、線路に関する測量又は実地調査のため必要があるときは、他人の土地に立ち入ることができる。

2 公社は、前項の規定により他人の土地に立ち入ろうとするときは、立入の五日前までに、その目的、日時及び場所を市町村長(国有又は公有の土地については、その土地の管理者)に通知しなければならない。

3 前項の規定による通知を受けた市町村長は、遅滞なく、通知を受けた事項を公告しなければならない。

第九十一条 公社は、線路に関する工事のため必要があるときは、他人の土地を通行することができる。

2 第八十九条第三項の規定は、公社が前項の規定により他人の土地を通行する場合に準用する。

第九十二条 第九十条第一項の規定により立ち入り、又は前条第一項の規定により通行しようとする土地が居住の用に供されているとき

は、その居住者の承諾を得なければならない。

2 第九十条第一項の規定により他人の土地に立ち入り、又は前条第一項の規定により他人の土地を通行する者は、その身分を示す証票を携帯し、関係人に呈示しなければならない。

(植物の伐採)

第九十三条 公社は、植物が線路に障害を及ぼし、若しくは及ぼすおそれがある場合又は植物が線路に関する測量若しくは実地調査に障害を及ぼす場合において、やむを得ないときは、都道府県知事の許可を受けて、その植物を伐採し、又は移植することができる。

2 公社は、前項の規定により植物を伐採し、又は移植するときは、あらかじめ、植物の所有者に通知しなければならない。但し、あらかじめ通知することが困難なときは、伐採又は移植の後、遅滞なく、通知することをもつて足りる。

3 公社は、植物が線路に障害を及ぼしている場合において、その障害を放置するときは、線路を著しく損壊し、通信の確保に重大な支障を生ずると認められるときは、第一項の規定にかかわらず、都道府県知事の許可をうけずに、その植物を伐採し、又は移植することができる。この場合において、伐採又は移植の後、遅滞なく、都道府県知事にその旨を届け出るとともに、植物の所有者に通知しなければならない。

(立木、伐採等の損失補償)

第九十四条 公社は、第八十九条第一項の規定により他人の土地等を一時使用し、第九十条第一項の規定により他人の土地に立ち入り、第九十一条第一項の規定により他人の土地を通行し、又は前条第一項若しくは第三項の規定により植物を伐採し、若しくは移植したことによつて損失を生じたときは、損失を受けた者に対し、これを補償しなければならない。

2 前項の規定による損失の補償について、公社と損失を受けた者との間に協議をすることができず、又は協議がととのわなるときは、公社又は損失を受けた者は、郵政省令で定める手続に従い、都道府県知事の裁定を申請することができる。

3 第八十三条、第八十四条並びに第八十五条第一項及び第三項の規定は、前項の裁定に準用する。

4 損失の補償をすべき旨を定める裁定においては、補償金の額並びにその支払の時期及び方法を定めなければならない。

5 第三項において準用する第八十五条第三項の規定による公告があつたときは、裁定の定めるところに従い、公社と損失を受けた者との間に協議がととのつたものとみなす。

(線路の移転等)

第九十五条 線路が設置されている土地等又はこれに近接する土地等の利用の目的又は方法が変更されたため、その線路が土地等の利用に著しく支障を及ぼすようになったときは、その土地の所有者は、

公社に、線路の移転その他支障の除去に必要な措置をすべきことを請求することができる。

2 公社は、前項の措置が業務の遂行上又は技術上著しく困難な場合を除き、同項の措置をしなければならない。

3 第一項の措置について、公社と土地等の所有者との間に協議をすることができず、又は協議がととのわなるときは、公社又は土地等の所有者は、郵政省令で定める手続に従い、都道府県知事の裁定を申請することができる。

4 第八十三条、第八十四条並びに第八十五条第一項及び第三項の規定は、前項の裁定に準用する。

5 第一項の措置をすべき旨を定める裁定においては、その措置をすべき時期並びにその措置に要する費用の全部又は一部を土地等の所有者が負担すべきときは、その負担の額並びにその支払の時期及び方法を定めなければならない。

6 第四項において準用する第八十五条第三項の規定による公告があつたときは、裁定の定めるところに従い、公社と土地等の所有者との間に協議がととのつたものとみなす。

(訴訟)

第九十六条 第九十四条第二項又は前条第三項の裁定のうち補償金の額又は費用の負担の額に不服のある者は、その裁定の通知を受けた日から三十日以内に、訴をもつてその額の増減を請求することができる。

2 前項の訴においては、公社又は

損失を受けた者若しくは土地等の所有者をもつて被告とする。

(原状回復の義務)

第九十七条 公社は、土地等の使用を終つたとき、又はその使用する土地等を公衆電気通信業務の用に供する必要がなくなつたときは、その土地等を原状に回復し、又は原状に回復しないことによつて生ずる損失を補償して、土地等を返還しなければならない。

(公用水面の使用)

第九十八条 公社は、公共の用に供する水面(以下「水面」という。)に公衆電気通信業務の用に供する水底線路(以下「水底線路」という。)を敷設しようとするときは、あらかじめ、左の事項を郵政大臣及び都道府県知事(漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第二百六十六条の規定により農林大臣が自ら都道府県知事の権限を行う漁場たる水面については、農林大臣。以下同じ。)に届け出なければならない。

一 水底線路の位置及び次条第一項の申請をしようとする区域

二 工事の開始及び完了の時期

三 工事の概要

2 都道府県知事は、漁業権(漁業法による漁業権をいう。以下同じ。)が設定されている水面について前項の見定による届出があつた場合において、その漁業権に関する利害関係人の意見により、同項第一号又は第二号に掲げる事項を変更する必要があると認めるときは、届出があつた日から三十日以内に、その旨を公社に通知する

ことができる。

3 公社は、前項の規定による通知を受けた場合において、第一項第一号又は第二号に掲げる事項の変更が業務の遂行上支障がないと認めるときは、これを変更し、その旨を郵政大臣及び都道府県知事に届け出なければならない。

(水底線路の保護)

第九十九条 郵政大臣は、公社の申請があつた場合において、水底線路を保護するため必要があるときは、その水底線路から千メートル(河川法(明治二十九年法律第七十一号)第一条に規定する河川並びに同法第五条の規定により同法の規定を準用する水流、水面及び河川(以下「河川等」という。))については、五十メートル)以内の区域を保護区域として指定することができる。

2 前項の規定による指定は、告示によつて行なわれなければならない。

3 公社は、第一項の規定による保護区域の指定があつたときは、郵政省令で定めるところにより、これを告示し陸標を設置し、且つ、その陸標の位置を公告しなければならない。

4 何人も、第一項の保護区域内において船舶をびよう泊させ、底びき網若しくはもりを用いる漁業その他政令で定める漁業を行い、若しくは土砂を掘採し、又は前項の陸標に舟若しくはいかだをつないではならない。但し、河川等の管理者がその河川等に関する工事を行う場合であつて、やむを得ないときは、その他政令で定める場合

は、この限りでない。

5 都道府県知事は、第一項の指定があつたときは、その指定に係る保護区域内に設定されている漁業権を取り消し、又は変更しなければならない。

6 第一項の保護区域内には、漁業権を設定することができない。

第一百条 公社は、前条第五項の規定による漁業権の取消又は変更によつて生じた損失を当該漁業権者に對し補償しなければならない。

2 漁業法第三十九条第六項から第十一項までの規定は、前項の規定による損失の補償に準用する。この場合において、同条第九項中「国」とあり、又は同条第十項中「政府」とあるのは、「日本電信電話公社」と読み替へるものとする。

第一百一条 船舶は、水底線路の敷設若しくは修理に従事している船舶であつて、その旨を示す標識を掲げてゐるものから千メートル(河川等については、五十メートル)以内又は敷設若しくは修理中の水底線路の位置を示す浮標であつて、その旨を示す標識を掲げてあるものから四百メートル(河川等については、三十メートル)以内の水面を航行してはならない。但し、水底線路の敷設又は修理に従事する船舶内の公社の職員の承認を受けたときは、この限りでない。

(特別区の区長等に対する規定の適用)

第一百二条 この章中市町村長に関する規定は、特別区のある地にあつ

ては特別区の区長に、地方自治法
第百五十五條第二項の市にあつて
は区長に、全部事務組合又は役場
事務組合のある地にあつては組合
の管理者に適用する。

第七章 雜則

(利用者による設置)

第百三條 左の公衆電氣通信設備の
設置は、加入者又は専用者が行う
ことを妨げない。但し、同一の加
入電話の電話回線又は同一の専用
設備たる回線の一端に接続するも
のの全部についてする場合に限
る。

一 構内交換設備及び内線電話機
並びにこれらの附属設備

二 船舶に設置する加入電話の設
備

三 専用設備の端末機器その他端
末の設備

2 公社は、加入者又は専用者が前
項の規定により設置する公衆電氣
通信設備の保存を公社において行
うべきことの申込を受けたときは
は、業務の遂行上支障がある場合
を除き、これを拒んではならな
い。

3 第一項の規定による公衆電氣通
信設備の設置は、公衆電氣通信業
務に支障を及ぼすことを防止する
ために必要な限度において公社が
郵政大臣の認可を受けて定める技
術基準に適合するものでなければ
ならない。

4 加入者又は専用者は、第一項の
規定により公衆電氣通信設備を設
置したときは、公社の検査を受
け、その設置が前項の技術基準に
適合していると認められた後でな
ければ、これを使用してはならな
い。これを變更したときも、同様
とする。

5 第一項の規定により公衆電氣通
信設備を設置している加入者又は
専用者は、公社からその公衆電氣
通信設備が第三項の技術基準に適
合するかどうかの検査を受けるべ
きことを求められたときは、これ
を拒んではならない。但し、正当な
事由がある場合並びに加入者又は
専用者の営業時間外及び日没から
日出までの間は、この限りでない。

6 前二項の規定による検査に従事
する者は、その身分を示す証票を
携帯し、関係人に呈示しなければ
ならない。

7 加入者は、郵政省令で定めると
ころにより、公社の認定を受けた
工事担任者でなければ第一項第一
号の規定による構内交換設備及び
内線電話機並びにこれらの附属設
備の設置に従事させてはならな
い。

8 第四十九條及び第五十條の規定
は、工事担任者の認定について準
用する。

(私設無線設備の接続)

第百四條 公社は、左に掲げる場合
において、公衆電氣通信設備に私
設無線設備を接続すべき旨の請求
を受けたときは、その接続しよう
とする私設無線設備が公社が郵政
大臣の認可を受けて定める技術基
準に適合しないとき、その他その
接続により公社の業務の遂行に支
障を及ぼし、又は及ぼすおそれ
がある場合を除き、その接続をしな
ければならない。

一 専用設備にその専用者が設置
する私設無線設備(端末機器そ
の他端末の設備のみのものを除
く)を接続するとき。

二 内線電話機のみと通話するこ
とができるように、構内交換設
備にその構内交換電話の加入者
が設置する私設無線設備の電話
回線を接続するとき。

三 前二号に規定する場合の外、
私設無線設備を接続することが
公共の利益のため必要であると
き。

(補償金)

第百五條 構内交換設備であつて、
郵政大臣の認可を受けて定める種
類のもの(その設置の日から五年以内
に、加入者が加入契約を解除した
とき、又は公社がその構内交換設
備を他の種類の構内交換設備に変
更すべき旨の請求に応じ、若しくは
第四十條第一項の規定により加
入契約を解除したときは、加入者
は、その構内交換設備の撤去に要
する費用の額以内において公社が
定める額を補償金として支払わな
ければならない。

2 専用設備の端末機器であつて、
郵政大臣の認可を受けて定める種
類のもの(その設置の日から五年以内
に、専用者が専用契約を解除した
とき、又は公社がその端末機器を
他の種類の端末機器に変更すべき
旨の請求に応じ、若しくは第六十
三條第一項の規定により専用契約
を解除したときは、専用者は、そ
の端末機器の撤去に要する費用の
額以内において公社が定める額を
補償金として支払わなければなら
ない。

ない。

3 専用契約を締結したため新たに
設置した専用設備の線路の設置の
日から五年以内に、専用者が専用
契約を解除したとき、又は公社が
第六十三條第一項の規定により専
用契約を解除したときは、専用者
は、その線路の撤去に要する費用
の額以内において公社が定める額
を補償金として支払わなければな
らない。

4 前二項の場合において、その専
用設備が第五十七條の規定により
費用を支払い、又は物件を提供し
て設置されたものであるときは、
補償金の額は、前二項の規定にか
かわらず、これらの規定により公
社が定める額からその支払つた費
用の額と提供した物件の価額の合
計額(その合計額がこれらの規定
により公社が定める額より大きい
ときは、その定める額)を控除し
た額とする。

5 前四項の規定は、その構内交換
設備又は専用設備を引き続きその
設置の場所で使用することができ
るときは、適用しない。

6 第一項又は第二項の規定は、そ
の構内交換設備又は専用設備の端
末機器が第百三條第一項第一号又
は第三号の規定により設置された
ものであるときは、適用しない。
(国際電氣通信業務に関する協定
等)

結し、變更し、又は廃止しようと
するときは、郵政大臣の認可を受
けなければならない。但し、第六
十六條第二項の認可を受けるべき
場合は、この限りでない。

(損害の賠償)

第百七條 公社は、公衆電氣通信役
務を提供すべき場合において、そ
の提供をしなかつたため、利用者
(電報の受取人及び電話の通話の
相手方を含む。以下同じ)に損害
を加えたときは、左に掲げる場合
に限り、それぞれ各号に掲げる額
を限度とし、その損害を賠償す
る。但し、損害が不可抗力により
発生したものであるとき、又はそ
の損害の発生について利用者に故
意若しくは過失があつたときは、
この限りでない。

一 電報が速達取扱とした郵便
物として差し出したものとした
場合におけるその郵便物が到達
するの通常要する時間(翌日
配達電報にあつては、二十四時
間を加算した時間)以内に到達
しなかつたときは、その電報の
料金の五倍に相当する額

二 照合とした電報の通信文に誤
を生じたとき(照合せの取扱に
より誤を訂正することができた
場合を除く)は、その電報の料
金及び照合の料金の合計額の五
倍に相当する額

三 加入者がその加入電話により
電話をすることができない場合
において、その旨を電話取扱局
に通知した日から引き続き五日

以上その加入電話により通話をする事ができなかったときは、その旨を電話取扱局に通知した日以後の通話をする事ができなかった日数に对应する電料使用料（その通話をする事ができなかった設備に係るものに限る。）の五倍（定額料金制による加入電話にあつては、二倍）に相当する額及びその電料使用料に附加して支払うべき料金（その通話をする事ができなかった設備に係るものに限る。）の五倍に相当する額

四 第四十四条第一項第四号の請求者が指定する時刻に定時通話を接続しなかつたとき（請求者の申出により同号の請求者が指定する時刻以外の時刻に接続した場合を除く。）は、その定時通話料の五倍に相当する額

五 第四十四条第一項第五号の請求者が指定する時刻に予約通話を接続しなかつたとき（請求者の申出により同号の請求者が指定する時刻以外の時刻に接続した場合を除く。）は、その定時通話料の五倍に相当する額

を接続しなかつたとき（請求者の申出により同号の請求者が指定する時刻以外の時刻に接続した場合を除く。）は、その予約通話料の五倍に相当する額

六 専用者がその専用設備を使用する事ができない場合において、その旨を電報取扱局又は電話取扱局に通知した時から引き続き四十八時間以上その専用設備を使用する事ができなかったときは、その旨を電報取扱局又は電話取扱局に通知した時以後の使用することができなかった部分に限る。）に对应する専用の料金（その使用することができなかった設備に係るものに限る。）の五倍に相当する額

七 前各号に定める場合の外、公衆電気通信業務の全部又は一部を提供しなかつた場合であつて、公社が定める場合に該当するときは、公社が定める料金の五倍に相当する額

2 公社は、前項第七号の規定による定をしようとするときは、郵政大臣の認可を受けなければならない。

3 第一項の規定による損害賠償の請求は、その事由が発生した日から起算して、六月を経過したときは、することができない。

（土地等の対価の支払事務の委託）
第百八条 公社は、線路を設置する土地等に関する対価の支払に関する事務の一部を地方公共団体に委託することができ、
2 地方公共団体は、地方自治法第二十条第二項、第二百六十四条第一項及び第二百八十一条第二項の規定にかかわらず、前項の規定により委託された事務を処理することができる。

第八章 罰則
第百九条 公衆電気通信業務に従事する者が正当な事由がないのに公衆電気通信業務の取扱をせず、又は不当な取扱をしたときは、これを三年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

2 前項の場合において金銭物品を取得したときは、これを没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第百十條 公社等の取扱中に係る電報を正当な事由がないのに開き、破り、隠匿し、放棄し、又は受取人でない者に配達した者は、三年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。但し、刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百五十八条又は第二百五十九条に該当するときは、同条の刑に処する。

第百十一條 公社等の取扱中に係る通信の秘密を侵した者は、一年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

2 公衆電気通信業務に従事する者が前項の行為をしたときは、二年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第百十二條 前二条の未遂罪は、罰する。

第百十三條 公社の役員がこの法律の規定により郵政大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたときは、その役員は、十万円以下の罰金に処する。

第百十四條 第九十九条第四項又は第一百一条第一項の規定に違反した者は、一万円以下の罰金に処する。

第百十五條 第七十二条又は第九十九条第三項の規定に違反した公社の役員又は職員は、五千円以下の過料に処する。

附則
この法律の施行期日は、別に法律で定める。

別表		
第一 通常電報の料金		
料 金 種 別	料 金	額
一 普通電報料		
イ 市内電報料	和文十字又は欧文五語まで 和文五語までごとに又は欧文一語ごとに	三十円
基本料		七円
累加料		
ロ 市外電報料	和文十字又は欧文五語まで 和文五語までごとに又は欧文一語ごとに	五十円
基本料		十円
累加料		
二 至急電報料	普通電報料の二倍	

第二 電話使用料		
料 金 種 別	料 金	額
一 一度敷料金制による場合		
イ 基本料		
単独電話	一加入電話ごとに月額	事務用 五百四十円 住宅用 三百八十円
一級局		

三 翌日配達電報料		
料 金 種 別	料 金	額
基本料	和文十字又は欧文五語まで 和文五語までごとに又は欧文一語ごとに	三十円
累加料	至急電報料と同額	七円

四 第十二条又は第十三条に規定する電報の電報料		
料 金 種 別	料 金	額
基本料	和文十字又は欧文五語まで 和文五語までごとに又は欧文一語ごとに	三十円
累加料	至急電報料と同額	七円

備考

一 住宅用とは、加入者（法人たるものを除く。）がもつばら居住の用に供する場所に設置されるものをいう。

二 事務用とは、住宅用以外のものをいう。

一加入電話ごとに 四千円

(加入申込を承諾された場合のもの。但し、構内交換電話の電話機及び交換設備並びにこれらの附属機器の装置に要するもの及び契約の期間が三十日以内のものに係るものを除く。)

市外通話料（公衆電話又は第八条第一項第二号の規定による委託により公衆の利用に供される加入電話による場合のものを除く。

三五

二 こえるもの 至急通話料	普通通話料の二倍
三 特別至急通話料	普通通話料の三倍
四 第四十六条に規定する通話の市外通話料	普通通話料の三倍
五 第四十七条に規定する通話の市外通話料	普通通話料と同額
イ 特別至急通話に優先する場合	特別至急通話料と同額
ロ 至急通話に優先する場合	至急通話料と同額
ハ 普通通話に優先する場合	普通通話料と同額
六 定時通話料	一の料金額の欄の上段に掲げる額の四倍
七 予約通話料（予約の期間が一月未満のものに係るものを除く。）	（月額）一の料金額の欄の上段に掲げる額の九十倍

第五 公衆電話料

料 金 種 別	料 金 額
一 公衆電話又は第八条第一項第二号の規定による委託により公衆の利用に供される加入電話であつて、加入区域内に設置されたものによる場合	一度数ごとに 每三分又はその端数ごとに 五円 第四に掲げる料金額と同額
イ 市内通話 ロ 市外通話	
二 公衆電話又は第八条第一項第二号の規定による委託による公衆の利用に供される加入電話であつて、加入区域外に設置されたものによる場合	一度数ごとに 每三分又はその端数ごとに 十円 第四に掲げる料金額に五円を加算した額
イ 市内通話 ロ 市外通話	

第六 専用設備たる回線の専用（市外設備に係るものであつて、専用契約の期間が一年以上のものに限る。）の料金

（月額）
第四の一の料金額の欄の上段に掲げる額の六千倍以内において公社が郵政大臣の認可を受けて定める額